

浦和競馬場装鞍所待機馬房・宿舎棟解体その他工事

図面リスト

建築設計図	
図面番号	図面名称
A-00	図面リスト
A-01	特記仕様書(1)
A-02	特記仕様書(2)
A-03	工事区分表
A-04	案内図
A-05	配置図、工事概要
A-06	既存待機馬房・宿舎棟解体図(1)
A-07	既存待機馬房・宿舎棟解体図(2)
A-08	既存待機馬房・宿舎棟解体図(3)
A-09	既存待機馬房・宿舎棟解体図(4)
A-10	既存待機馬房・宿舎棟解体図(5)
A-11	既存待機馬房・宿舎棟解体図(6)
A-12	既存待機馬房・宿舎棟解体図(7)
A-13	既存待機馬房・宿舎棟解体図(8)
A-14	既存待機馬房・宿舎棟解体図(9)
A-15	既存待機馬房・宿舎棟解体図(10)
A-16	既存待機馬房・宿舎棟解体図(11)
A-17	既存待機馬房・宿舎棟解体図(12)
A-18	既存待機馬房・宿舎棟解体図(13)
A-19	付属建物解体図
A-20	仮設馬洗い場増設 詳細図
A-21	仮設馬洗い場増設 構造図
A-22	仮設計画図(1)
A-23	仮設計画図(2)

工 事 名	浦和競馬場装鞍所待機馬房・宿舎棟解体その他工事			<p>⑨ 環境保全等</p> <p>建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。 <1.3.9> ※建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。</p>	<p>5 監督員事務所等</p> <p>・設置する ※設置しない(下記備品のみ用いる) <2.3.1> 規模：既存建物内の一部を使用 ・構内に新設(m程度) 備品(名分相当) ・机 ・椅子 ・書棚 ・黒板 ・掛時計 ・寒暖計 ・長靴 ・雨合羽 ・保護帽 ・懐中電灯 ・墜落制止用具 ・軍手 ・衣類ロッカー ・冷暖房機器 ・消火器 ・湯沸器 ・茶器 ・掃除用具 ・電話機 ・FAX ・電子メール通信機器 ・スキャナー ・プリンター</p>	<p>② 再資源化等(再資源化及び縮減)</p> <p><4.4.1></p>																																																																																												
特記仕様書	<p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 さいたま市南区大谷場95-2、97-1の一部、98-1の一部 用途地域 第一種住居地域</p> <p>2. 敷地面積 3,974.39 m²</p> <p>3. 工事種目(建物概要)</p> <table border="1" data-bbox="296 315 771 420"> <tr> <td>棟名称</td> <td>構造</td> <td>階数</td> <td>建築面積</td> <td>延べ面積</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align:center">※図面参照</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>4. 工事範囲</p> <p>5. 工期 契約日から令和 6年 8月 24日まで 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 現場代理人の専任を要しない期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 現場施工期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</p> <p>※図面番号A-22・工区(1)は、令和6年2月末迄に完了すること</p>			棟名称	構造	階数	建築面積	延べ面積	※図面参照								m ²	m ²				m ²	m ²				m ²	m ²	合計			m ²	m ²	<p>10 引き渡しを要するもの <1.3.10></p> <table border="1" data-bbox="979 155 1454 273"> <tr> <th>名 称</th> <th>仕 様 等</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>⑪ 近隣に対する周知 <1.3.6> ・工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して、工事説明会を開催する。 ○工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。</p> <p>12 施工数量調査 調査範囲及び調査方法 ※図示による() <1.4.2></p> <p>13 技能士 適用する (・とび作業 ()) <1.3.3><1.5.2></p> <p>⑫ 完成図等 <1.6.1.5> 完成図(製本) ※二つ折り(A1版)製本、1部 ○ファイル綴じ(A3版)、1部 完成図(電子化媒体) ※CD-R又はDVD-R、1部 (埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による) CADデータの形式 ※SXF(sfx) ・ DXF ○JWW ver1については監督員と協議する。</p> <p>15 完成写真 <1.6.2> 埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 ※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを1部提出) ・対象外 写真アルバムの提出 ・行う(部) ※行わない</p> <p>16 施設CADデータの更新 行う</p> <p>⑬ 現場管理 別途関連工事がある場合、その施工者と密な連絡をとり、全工事に支障のないよう施工すること。</p> <p>⑭ 施工計画書の提出 工事着手前に施工計画書を作成し、「分別解体等の計画等」を添付して監督員の承諾を受けること。 <1.2.2></p> <p>⑮ 建築物除却届の提出 工事着手に先立ち、建築基準法第15条第1項の規定による「建築物除却届」を作成し、監督員に提出すること。 <1.1.3></p> <p>⑯ 再資源化等 <1.3.9> 「建設リサイクル法」、「影の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物の手引き」等遵守し、建設廃棄物の再資源化等を推進すること。</p> <p>⑰ 再資源化等完了の報告と記録 廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し保存すること。なお、塩ビラインング鋼管は継ぎ手リサイクル依頼伝票を、塩ビ管は購入証明書を提出すること。</p> <p>⑱ 廃棄物の処理 ※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理する。 ※過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請業者に徹底すること。</p> <p>⑳ 環境・安全対策 ※工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全ならびに安全対策に配慮し、工事を行うこと。 ※工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。 ※工事施工中、近隣(近隣住民・通行人・工作物・植栽・道路・建築物等)に損害を与えた場合には、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。</p> <p>㉑ 振動・騒音測定 ※行う ・振動測定のみ行う 工事施工中、監督員の指定した場所に常設して行う。 箇所 工事中の内容や状況に応じて測定を行う。 箇所 仕様については監督員と協議の上決定すること。 近隣住民への表示 ※大型表示板で測定期間中表示 ・行わない</p> <p>㉒ 隣接建物等調査 ※専門業者による周辺家屋の事前、事後調査を行う。調査に当たっては当該関係者の立ち会いを求めると共に、調査した内容については当該関係者の承諾を受けること。 ※損傷箇所の測定、写真撮影、スケッチ、調査図等の作成を行い資料を2部提出すること。 ※受注者の過失により近隣等に損害が生じた場合は受注者の責任に置いて現状復旧すること。 ※調査対象 解体工事前 4件 解体工事後 4件 調査方法については、「8 周辺建築物等調査」による</p> <p>㉓ 施工に注意を要する区域等 本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成 <1.1.12.13> 及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・史跡名勝天然記念物</p> <p>㉔ 関係法令等の遵守 受注者は工事に伴う道路占用許可、理機(騒音、振動、ほこり)対策に <1.1.13> 係る諸申請等関係法令に照らし、必要と思われる手続きを行い、工事を遅滞なく完了させること。</p> <p>㉕ 標識の提示 建設業法第40条及び建設リサイクル法第33条に規定する標識を掲示すること。[1.1.12] 公共工事現場へのコスト表示実施要領(H16.9)表管)により、請負金額等を表示する。</p> <p>㉖ 既存樹木の保存 監督員の指示を受けた既存樹木等については、保護を行う。</p> <p>㉗ 下請業者の選定 県内業者の活用 ※各種下請業者については、優先的に県内業者を選定すること。 ※下請け業者に解体工事業者を選定する場合は、所定の建設業許可又は埼玉県知事による解体工事業者の登録している者を選定すること。</p> <p>㉘ 下請業者の指導 受注者は、建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請業者を指導すること。</p> <p>㉙ その他 他の同時期の工事と連携や協調を取る。こと。 工事に伴い必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。</p>	名 称	仕 様 等	備 考													<p>① 浄化槽・排水槽等 <3.2.1> 汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置 ・行う ・行わない</p> <p>2 杭の解体 <3.9.2> 杭の解体工法 引抜き工法(引抜いた杭の処理 ※現場破砕 ・破砕施設搬入 ・図示) ・破砕工法(杭頭から1.00m程度) 杭撤去跡の充填 ・山砂 ・流動化処理土 ・セメントミルク ・ 配合計画 ※監督員との協議による 杭位置の測量 ・行う(測量する杭 ・全て ・図示 ・監督員との協議による) ※行わない</p> <p>③ 屋外設備等 <3.10.1> 電柱の撤去 ・行う(※図示 ・) ・行わない 外灯の撤去 ・行う(※図示 ・) ・行わない フェンス等工作物の撤去 ○行う(※図示 ・) ・行わない</p> <p>4 樹木等 <3.11.1> 樹木の伐採伐根及び移植 ※図示 ・</p> <p>⑤ 地下埋設物・埋設配管 <3.12.1> ※図示 ・ 埋設物の位置 ※地中埋設管(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。 ※フラグ止等の措置をする ・全て撤去する。 ※官公庁への申請手続きは本工事の範囲とする。</p> <p>⑥ 設備機器等 解体事前処理(油類タンク) ・機殻設備図による。 ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。 ・必要に応じて残油を抜き取り、燃費発生土壌に流出させないように注意する。 ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。</p> <p>解体事前処理(冷媒) ・冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号</p> <p>・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号</p>	<p>3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物 <4.4.1></p> <table border="1" data-bbox="2315 399 2819 504"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>4 産業廃棄物広域認定制度の活用 <4.4.2></p> <table border="1" data-bbox="2315 504 2819 609"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>⑤ 最終処分 <4.4.3></p> <table border="1" data-bbox="2315 609 2819 714"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>⑥ 処理に注意を要する建設廃棄物 <4.5.1></p> <table border="1" data-bbox="2315 714 2819 819"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>・石綿含有せっこうボード</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ひ素・カドミウム含有せっこうボード</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>○上記以外のせっこうボード</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・COA処理木材</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>⑦ 舗装版切断時に発生する濁水の処理 (共通事項) 1 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理業(以下「マニフェスト」といふ。)により管理するものとする。 (提出書類等) 1 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。</p> <p>(その他) 受注者は、バキューム式以外の工法(舗装版切断時に濁水を生じない等)を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。</p>	廃棄物の種類	数 量	備 考													廃棄物の種類	備 考									廃棄物の種類	備 考									廃棄物の種類	備 考	・石綿含有せっこうボード		・ひ素・カドミウム含有せっこうボード		○上記以外のせっこうボード		・COA処理木材			
棟名称	構造	階数	建築面積	延べ面積																																																																																														
※図面参照																																																																																																		
			m ²	m ²																																																																																														
			m ²	m ²																																																																																														
			m ²	m ²																																																																																														
合計			m ²	m ²																																																																																														
名 称	仕 様 等	備 考																																																																																																
廃棄物の種類	数 量	備 考																																																																																																
廃棄物の種類	備 考																																																																																																	
廃棄物の種類	備 考																																																																																																	
廃棄物の種類	備 考																																																																																																	
・石綿含有せっこうボード																																																																																																		
・ひ素・カドミウム含有せっこうボード																																																																																																		
○上記以外のせっこうボード																																																																																																		
・COA処理木材																																																																																																		
章 項 目 特 記 事 項	<p>① ① 適用基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) ○埼玉県建築工事に伴う災害、公害、及び事故防止対策要領 ○建設副産物の手引き(埼玉県建設副産物対策協議会) ○建設副産物適正処理推進要綱 ○建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 ○埼玉県建築工事業務要綱 ○地盤変動影響調査算定要領 ・ <p>② 官公署その他への届出手続き等</p> <p>解体工事の通知書の提出等 <1.1.3> ※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下、「建設リサイクル法」といふ。)第11条の規定による通知書を作成し、監督員に提出すること。 ※上記通知書の各事項(変更がある場合は、変更後の内容)について、下請業者に周知徹底すること。</p> <p>再資源化等完了の報告と記録 ※廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。</p> <p>その他の届出手続等 ※その他、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。</p> <p>③ 条件明示事項 保険の種類 <1.1.3> ※法定外の労災保険(工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの) ※建設工事保険等(工事目的物及び工事材料等を対象とするもの) ※請負業者賠償責任保険等 保険の期間 ※工事完成期日後14日を含む期間</p> <p>④ 工事実績情報の登録 行う <1.1.8><1.1.4></p> <p>⑤ 工事の記録 埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 <1.2.3> ※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを1部提出) ・対象外 注 工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時について、「埼玉県建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。 注 電子データをを用いた検査に必要な機器は、検査員の意向を勘案し監督員と協議し準備する。</p> <p>⑥ 施工管理 ※現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを行う。 <1.1.3.1> ※専任された「建設業法」に基づく主任技術者、又は選任された建設リサイクル法に基づく技術管理者は、現場に常駐し、技術管理にあたる。</p> <p>7 電気保安技術者 適用する <1.3.3><1.3.3></p> <p>8 施工条件 施工時間 <1.3.5><1.3.5> ※行政機関の休日に関する法律(S63第91号)に定める行政機関の休日以外とする。 ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>○ ⑨その他による</p> <p>下記以外は監督員と協議する。 ・建設発生木材仮置場 (※図示 ()) (※図示 ())</p>			<p>② ① 騒音・粉じん等の対策 <2.2.1> 騒音・粉じん等の対策 ※防音パネル ・防音シート ・ 設置範囲及び高さ ※図示 ・</p> <p>② 足場その他 <2.2.2> 足場を設ける場合、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、手ざん及び隅木の確保を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立てる基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>③ 仮囲い等 ※図示 ・ 図示の有無に関わらず、監督員と協議の上、必要に応じ適切に配置し的確に対応すること。 <2.2.2></p> <p>④ 工事概要案内板 設置する <2.3.1></p>	<p>③ 解体施工</p> <p>③ 1 浄化槽・排水槽等 <3.2.1> 汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置 ・行う ・行わない</p> <p>2 杭の解体 <3.9.2> 杭の解体工法 引抜き工法(引抜いた杭の処理 ※現場破砕 ・破砕施設搬入 ・図示) ・破砕工法(杭頭から1.00m程度) 杭撤去跡の充填 ・山砂 ・流動化処理土 ・セメントミルク ・ 配合計画 ※監督員との協議による 杭位置の測量 ・行う(測量する杭 ・全て ・図示 ・監督員との協議による) ※行わない</p> <p>③ 屋外設備等 <3.10.1> 電柱の撤去 ・行う(※図示 ・) ・行わない 外灯の撤去 ・行う(※図示 ・) ・行わない フェンス等工作物の撤去 ○行う(※図示 ・) ・行わない</p> <p>4 樹木等 <3.11.1> 樹木の伐採伐根及び移植 ※図示 ・</p> <p>⑤ 地下埋設物・埋設配管 <3.12.1> ※図示 ・ 埋設物の位置 ※地中埋設管(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。 ※フラグ止等の措置をする ・全て撤去する。 ※官公庁への申請手続きは本工事の範囲とする。</p> <p>⑥ 設備機器等 解体事前処理(油類タンク) ・機殻設備図による。 ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。 ・必要に応じて残油を抜き取り、燃費発生土壌に流出させないように注意する。 ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。</p> <p>解体事前処理(冷媒) ・冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号</p> <p>・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号 図 面 番 号 記 号</p> <p>⑦ 解体後の整地 <3.13.1> 解体後の埋戻し及び盛土 ○行う 整地高さ ・現状G.L. ○図示 埋戻し及び盛土の材料 ○山砂の類 ・現場の建設発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない</p> <p>表層の砂利敷き <22.9.2> ※行わない ・行う(・砂利敷き B種 ())</p> <p>⑧ 解体後の柵の設置 する(解体後、監督員の指示に従い、敷地内に進入できないよう柵、立入禁止の表示板等を設置する。)</p> <p>⑨ 解体工事全般 ○工事の施工にあたり、騒音・振動については万全の対策を講じること。 ○コンクリートガラ運搬については、現地破砕については、現地破砕を削減し、なるべく大ガラにて運搬し、処理施設にて受入れる産業規模に於き破砕等を行うこと。</p> <p>建設発生土について ・場内敷均し ・他現場へ搬出() ○場外搬出</p>	<p>⑤ ① 施工調査 <5.1.2> ※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 (1)特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2)特別管理産業廃棄物に於いた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3)調査結果は調査にとりまとめ、監督員に提出する。</p> <p>2 分析調査 <5.1.2></p> <table border="1" data-bbox="2315 1449 2819 1554"> <tr> <th>分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>採取する部位・箇所数</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>・PCB含有シーリング</td> <td>部 位 ・ 箇所</td> <td>・ 図示 ・</td> </tr> <tr> <td>・分析調査(第一次判定)</td> <td>箇所数</td> <td>・ 箇所</td> </tr> <tr> <td>・PCB含有シーリング</td> <td>部 位 ・ 箇所</td> <td>・ 図示 ・</td> </tr> <tr> <td>・分析調査(第二次判定)</td> <td>箇所数</td> <td>・ 箇所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>部 位 ・ 箇所</td> <td>・ 図示 ・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>部 位 ・ 箇所</td> <td>・ 図示 ・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>部 位 ・ 箇所</td> <td>・ 図示 ・</td> </tr> </table> <p>・PCB含有シーリング分析調査 <5.4.1> ・監督員と協議</p> <p>・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査 <5.4.1> ・</p> <p>・絶縁油のPCB含有量の分析調査 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検討方法(平成17年3月3日厚生省告示第32号)」又は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(環境省)」により行う。</p> <p>・ダイオキシン類のサンプリング調査 <5.4.1> 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱(平成13年4月25日発第401号)」により行う。</p>	分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備 考	・PCB含有シーリング	部 位 ・ 箇所	・ 図示 ・	・分析調査(第一次判定)	箇所数	・ 箇所	・PCB含有シーリング	部 位 ・ 箇所	・ 図示 ・	・分析調査(第二次判定)	箇所数	・ 箇所	・	部 位 ・ 箇所	・ 図示 ・	・	部 位 ・ 箇所	・ 図示 ・	・	部 位 ・ 箇所	・ 図示 ・																																																																				
分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備 考																																																																																																
・PCB含有シーリング	部 位 ・ 箇所	・ 図示 ・																																																																																																
・分析調査(第一次判定)	箇所数	・ 箇所																																																																																																
・PCB含有シーリング	部 位 ・ 箇所	・ 図示 ・																																																																																																
・分析調査(第二次判定)	箇所数	・ 箇所																																																																																																
・	部 位 ・ 箇所	・ 図示 ・																																																																																																
・	部 位 ・ 箇所	・ 図示 ・																																																																																																
・	部 位 ・ 箇所	・ 図示 ・																																																																																																
株式会社 サナクト 一級建築士事務所 事務所登録 埼玉県知事 (3)第10060号 一級建築士 第323774号 大泉 昭二	特記	埼玉県浦和競馬組合 課長 副課長 主幹 担当 設計 石井 中嶋 阿相 阿相	浦和競馬場装鞍所待機馬房・宿舎棟解体その他工事	図面名 特記仕様書(解体その1) 図面番号 A-01 区分 建築図																																																																																														

③ 特別管理産業廃棄物の処理	特別管理産業廃棄物の種類	備考	8 リフラクトリーセラミックファイバーの処理	除去処理対象物 ・ 除去対象範囲 ・ 除去方法 ・ 処分	・ 近隣説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議をすること。	7 1 施工調査	分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備考	⑦.1.3		
	○焼石綿等 ・ PCBを含む機器類 ・ PCB含有シーリング材 ・ 廃油 ・ 廃酸/廃アルカリ ・ ダイオキシン類											
	処理施設 ・ 監督員と協議											
	4 PCBを含む機器類	引渡しを要する機器類	<5.4.1>									
5 PCB含有シーリング材	除去処理工事 除去範囲 撤去方法	※図示 ・ 「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会/日本シーリング材工業会）」による。	<5.4.1>									
6 ダイオキシン類	廃棄物の焼却施設の解体 解体方法 処分方法		<5.4.1>									

⑥	① 石綿含有建材の事前調査	石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。 調査範囲 貸与資料	<6.1.3>
	2 石綿含有分析調査	分析による石綿含有建材の調査 分析対象 ・ フォサイト、クリソタル、クロソライト、アクチノライト、アンソフィライト、トモライト 分析方法 材料名	<6.1.3>

⑧	1 周辺建築物等調査	(調査) 1 調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。 (一般的事項調査) 1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。 一 建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面 三 建物等の所在地及び地番並びに所有者の氏名及び住所 現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。 四 その他調査書の作成に必要な事項 (事前調査) 1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。 一 基礎 二 軸部 三 開口部 四 天井 五 内壁 六 外壁 七 屋根 八 屋根根 九 水回り 十 外構 2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定めて併せて計測を行う。 二 コンクリート布基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物の工事箇所にも最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。 四 計測の単位は、ミリメートルとする。 4 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物で建付不良となっている敷居調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。 二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。 三 建具の開閉が滞らなく行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。 四 計測の単位はミリメートルとする。 5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 えん甲板張り等の居室（敷居の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。 二 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。 三 東又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。 7 内壁にらりり切れ（柱及び内材材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、すべて亀裂の計測をする。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 三 亀裂が壁面に多数発生している場合にはその状況をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。 9 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。 一 仕上がりごとに、その損傷の程度を計測する。 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 浴槽、台所、洗面所等の床、壁、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第3項に準じて行う。 二 給水、排水などの配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。 12 外構（ガラス、コンクリート叩、ベランダ、大入り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。
---	------------	--

③	石綿粉じん濃度測定	測定時期、場所及び測定点 適用 測定名称 測定1 測定2 測定3 測定4 測定5 測定6 測定7 測定8 測定9 測定10	<6.1.4>
---	-----------	---	---------

4	石綿含有吹付け材等の除去(レベル1)	除去対象範囲 除去の方法 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 除去した石綿含有吹付け材等の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 除去した石綿含有保温材の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有成形板の除去 除去した石綿含有成形板の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の除去	<6.3.1~3> <6.4.1~4> <6.5.1~4>
---	--------------------	--	-------------------------------------

4	石綿含有吹付け材等の除去(レベル1)	除去対象範囲 除去の方法 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 除去した石綿含有吹付け材等の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 除去した石綿含有保温材の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有成形板の除去 除去した石綿含有成形板の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の除去	<6.3.1~3> <6.4.1~4> <6.5.1~4>
---	--------------------	--	-------------------------------------

⑧	1 周辺建築物等調査	(調査) 1 調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。 (一般的事項調査) 1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。 一 建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面 三 建物等の所在地及び地番並びに所有者の氏名及び住所 現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。 四 その他調査書の作成に必要な事項 (事前調査) 1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。 一 基礎 二 軸部 三 開口部 四 天井 五 内壁 六 外壁 七 屋根 八 屋根根 九 水回り 十 外構 2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定めて併せて計測を行う。 二 コンクリート布基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物の工事箇所にも最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。 四 計測の単位は、ミリメートルとする。 4 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物で建付不良となっている敷居調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。 二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。 三 建具の開閉が滞らなく行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。 四 計測の単位はミリメートルとする。 5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 えん甲板張り等の居室（敷居の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。 二 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。 三 東又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。 7 内壁にらりり切れ（柱及び内材材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、すべて亀裂の計測をする。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 三 亀裂が壁面に多数発生している場合にはその状況をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。 9 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。 一 仕上がりごとに、その損傷の程度を計測する。 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 浴槽、台所、洗面所等の床、壁、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第3項に準じて行う。 二 給水、排水などの配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。 12 外構（ガラス、コンクリート叩、ベランダ、大入り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。
---	------------	--

③	石綿粉じん濃度測定	測定時期、場所及び測定点 適用 測定名称 測定1 測定2 測定3 測定4 測定5 測定6 測定7 測定8 測定9 測定10	<6.1.4>
---	-----------	---	---------

4	石綿含有吹付け材等の除去(レベル1)	除去対象範囲 除去の方法 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 除去した石綿含有吹付け材等の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 除去した石綿含有保温材の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有成形板の除去 除去した石綿含有成形板の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の除去	<6.3.1~3> <6.4.1~4> <6.5.1~4>
---	--------------------	--	-------------------------------------

4	石綿含有吹付け材等の除去(レベル1)	除去対象範囲 除去の方法 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 除去した石綿含有吹付け材等の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 除去した石綿含有保温材の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有成形板の除去 除去した石綿含有成形板の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の除去	<6.3.1~3> <6.4.1~4> <6.5.1~4>
---	--------------------	--	-------------------------------------

8	リフラクトリーセラミックファイバーの処理	除去処理対象物 ・ 除去対象範囲 ・ 除去方法 ・ 処分	・ 近隣説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議をすること。	7 1 施工調査	分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備考	⑦.1.3			
9	その他										

⑧	1 周辺建築物等調査	(調査) 1 調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。 (一般的事項調査) 1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。 一 建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面 三 建物等の所在地及び地番並びに所有者の氏名及び住所 現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。 四 その他調査書の作成に必要な事項 (事前調査) 1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。 一 基礎 二 軸部 三 開口部 四 天井 五 内壁 六 外壁 七 屋根 八 屋根根 九 水回り 十 外構 2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定めて併せて計測を行う。 二 コンクリート布基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物の工事箇所にも最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。 四 計測の単位は、ミリメートルとする。 4 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物で建付不良となっている敷居調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。 二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。 三 建具の開閉が滞らなく行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。 四 計測の単位はミリメートルとする。 5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 えん甲板張り等の居室（敷居の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。 二 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。 三 東又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。 7 内壁にらりり切れ（柱及び内材材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、すべて亀裂の計測をする。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 三 亀裂が壁面に多数発生している場合にはその状況をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。 9 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。 一 仕上がりごとに、その損傷の程度を計測する。 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 浴槽、台所、洗面所等の床、壁、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第3項に準じて行う。 二 給水、排水などの配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。 12 外構（ガラス、コンクリート叩、ベランダ、大入り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。
---	------------	--

③	石綿粉じん濃度測定	測定時期、場所及び測定点 適用 測定名称 測定1 測定2 測定3 測定4 測定5 測定6 測定7 測定8 測定9 測定10	<6.1.4>
---	-----------	---	---------

4	石綿含有吹付け材等の除去(レベル1)	除去対象範囲 除去の方法 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 除去した石綿含有吹付け材等の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 除去した石綿含有保温材の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有成形板の除去 除去した石綿含有成形板の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の除去	<6.3.1~3> <6.4.1~4> <6.5.1~4>
---	--------------------	--	-------------------------------------

4	石綿含有吹付け材等の除去(レベル1)	除去対象範囲 除去の方法 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 除去した石綿含有吹付け材等の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 除去した石綿含有保温材の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有成形板の除去 除去した石綿含有成形板の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の除去	<6.3.1~3> <6.4.1~4> <6.5.1~4>
---	--------------------	--	-------------------------------------

⑨	① 解体工事全般 ② 工事制約の条件	2 調査対象範囲 対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ※共同住宅（マンション）は外部のみの調査とする。 ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。 （写真撮影） 1 事前調査に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることもできるものとする。 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。 (1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名 (2) 撮影名及び損傷の程度（計測） (3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所 (事後調査) 1 受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状態及び程度の調査を行うものとする。 2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。 調査書の作成 受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。 (事前調査書及び図面) 一 調査区域位置図 二 調査区域平面図 三 建物等調査一覧表 四 建物等調査書（平面図・立面図等） 五 損傷調査書 六 写真集 (事前調査書及び図面の作成) 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。 (1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。 (2) 縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合）の順に建物等の所在及び番地、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。 四 建物等調査図（平面図・立面図等）は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。 (1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各別階面積及びこれらの計算式を記入する。 (2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。 (3) その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認められたものについては、スケッチによる調査図を作成する。 (4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。 五 損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。 六 写真は、撮影したものをカラーサービス判で印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。 (事後調査書等の作成) 1 受注者は、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。 対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ※共同住宅（マンション）は外部のみの調査とする。 ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。 ・基礎解体にあたっては、次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。 ・大型レッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。 ・工事中に破損した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること。 (観馬開催運営中による施工制限) 1) 受注者は施工にあたり観馬開催運営に支障のないように監督員及び関連会社と密に打合せを行うこと。 2) 特に、騒音・振動・粉塵等発生する恐れのある作業については、近隣住民に十分配慮すること。 3) 別契約の関連工事がある場合、十分に連携を図り工事を進めること。 4) 開催日割を確認の上、原則として、本場開催中は工事を中止すること。 5) 工事時間は、原則、午前8時から午後6時までとする。但し、音・振動のない準備作業や後片付けは除く。なお、能力・調教試験、本馬場調教の実施日は、午前8時から午後6時までとする。
---	-----------------------	---

株式会社	サナクト	一級建築士事務所	特記	埼玉県浦和競馬組合	浦和競馬場装鞍所待機馬房・宿舍棟解体その他工事	図面名	特記仕様書(解体その2)	図面番号	A-02
事務所登録	埼玉県知事	(3)第10060号		課長	副課長	主幹	担当	設計	
一級建築士	第323774号	大泉 昭二		石井	中嶋	阿相	阿相		

③	特別管理産業廃棄物の処理	特別管理産業廃棄物の種類	備考	8	リフラクトリーセラミックファイバーの処理	除去処理対象物 ・ 除去対象範囲 ・ 除去方法 ・ 処分	・ 近隣説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議をすること。	7 1 施工調査	分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備考	⑦.1.3		
4	PCBを含む機器類	引渡しを要する機器類	<5.4.1>	9	その他									
5	PCB含有シーリング材	除去処理工事 除去範囲 撤去方法	※図示 ・ 「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会/日本シーリング材工業会）」による。											
6	ダイオキシン類	廃棄物の焼却施設の解体 解体方法 処分方法												

⑥	① 石綿含有建材の事前調査	石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。 調査範囲 貸与資料	<6.1.3>
	2 石綿含有分析調査	分析による石綿含有建材の調査 分析対象 ・ フォサイト、クリソタル、クロソライト、アクチノライト、アンソフィライト、トモライト 分析方法 材料名	<6.1.3>

⑧	1 周辺建築物等調査	(調査) 1 調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。 (一般的事項調査) 1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。 一 建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面 三 建物等の所在地及び地番並びに所有者の氏名及び住所 現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。 四 その他調査書の作成に必要な事項 (事前調査) 1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。 一 基礎 二 軸部 三 開口部 四 天井 五 内壁 六 外壁 七 屋根 八 屋根根 九 水回り 十 外構 2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定めて併せて計測を行う。 二 コンクリート布基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物の工事箇所にも最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。 四 計測の単位は、ミリメートルとする。 4 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物で建付不良となっている敷居調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。 二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。 三 建具の開閉が滞らなく行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。 四 計測の単位はミリメートルとする。 5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 えん甲板張り等の居室（敷居の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。 二 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。 三 東又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。 7 内壁にらりり切れ（柱及び内材材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、すべて亀裂の計測をする。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 三 亀裂が壁面に多数発生している場合にはその状況をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。 9 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。 一 仕上がりごとに、その損傷の程度を計測する。 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 浴槽、台所、洗面所等の床、壁、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第3項に準じて行う。 二 給水、排水などの配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。 12 外構（ガラス、コンクリート叩、ベランダ、大入り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。
---	------------	--

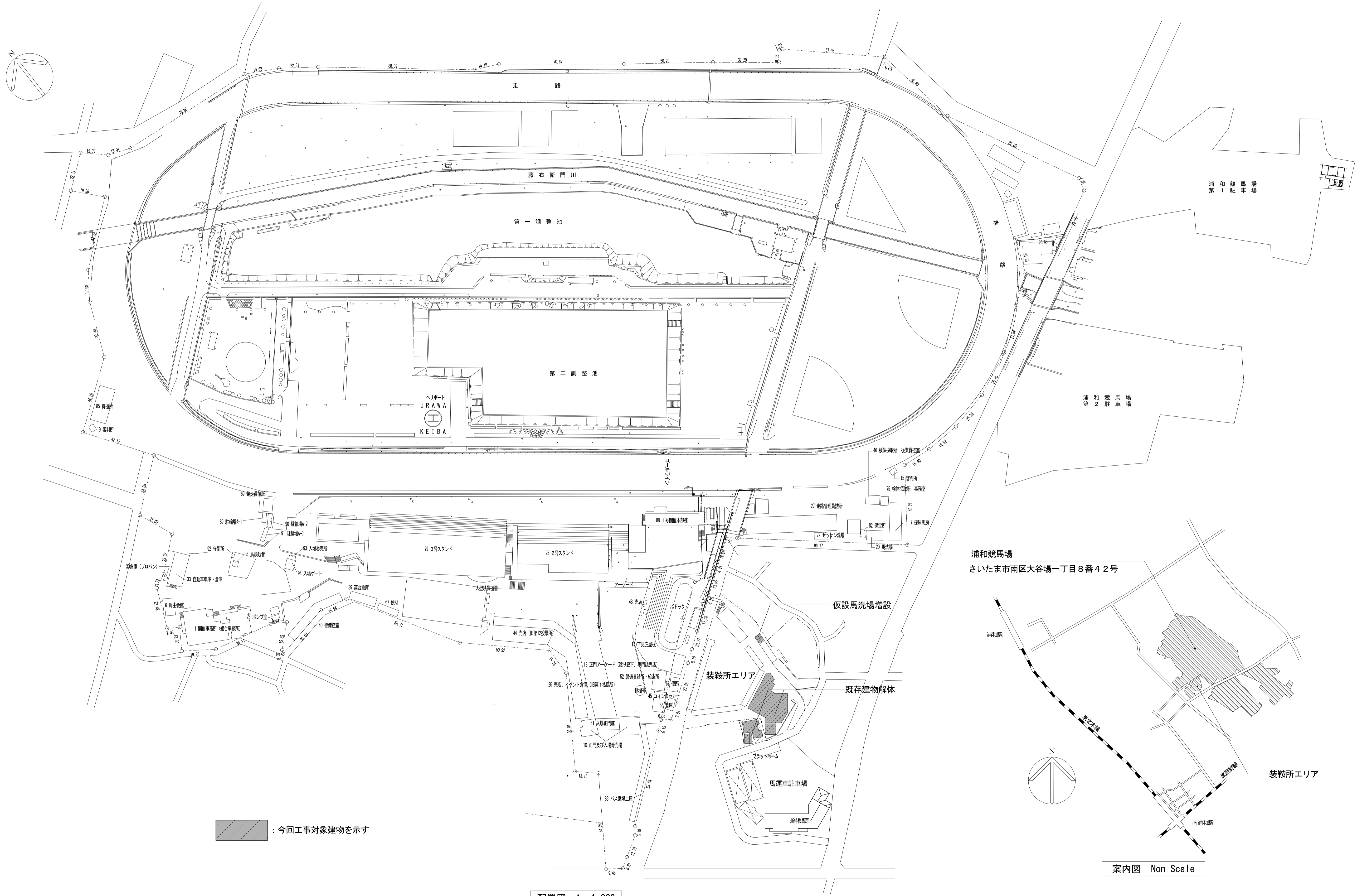
③	石綿粉じん濃度測定	測定時期、場所及び測定点 適用 測定名称 測定1 測定2 測定3 測定4 測定5 測定6 測定7 測定8 測定9 測定10	<6.1.4>
---	-----------	---	---------

4	石綿含有吹付け材等の除去(レベル1)	除去対象範囲 除去の方法 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 除去した石綿含有吹付け材等の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 除去した石綿含有保温材の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有成形板の除去 除去した石綿含有成形板の処分 除去の方法 除去対象範囲 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の除去	<6.3.1~3> <6.4.1~4> <6.5.1~4>
---	--------------------	--	-------------------------------------

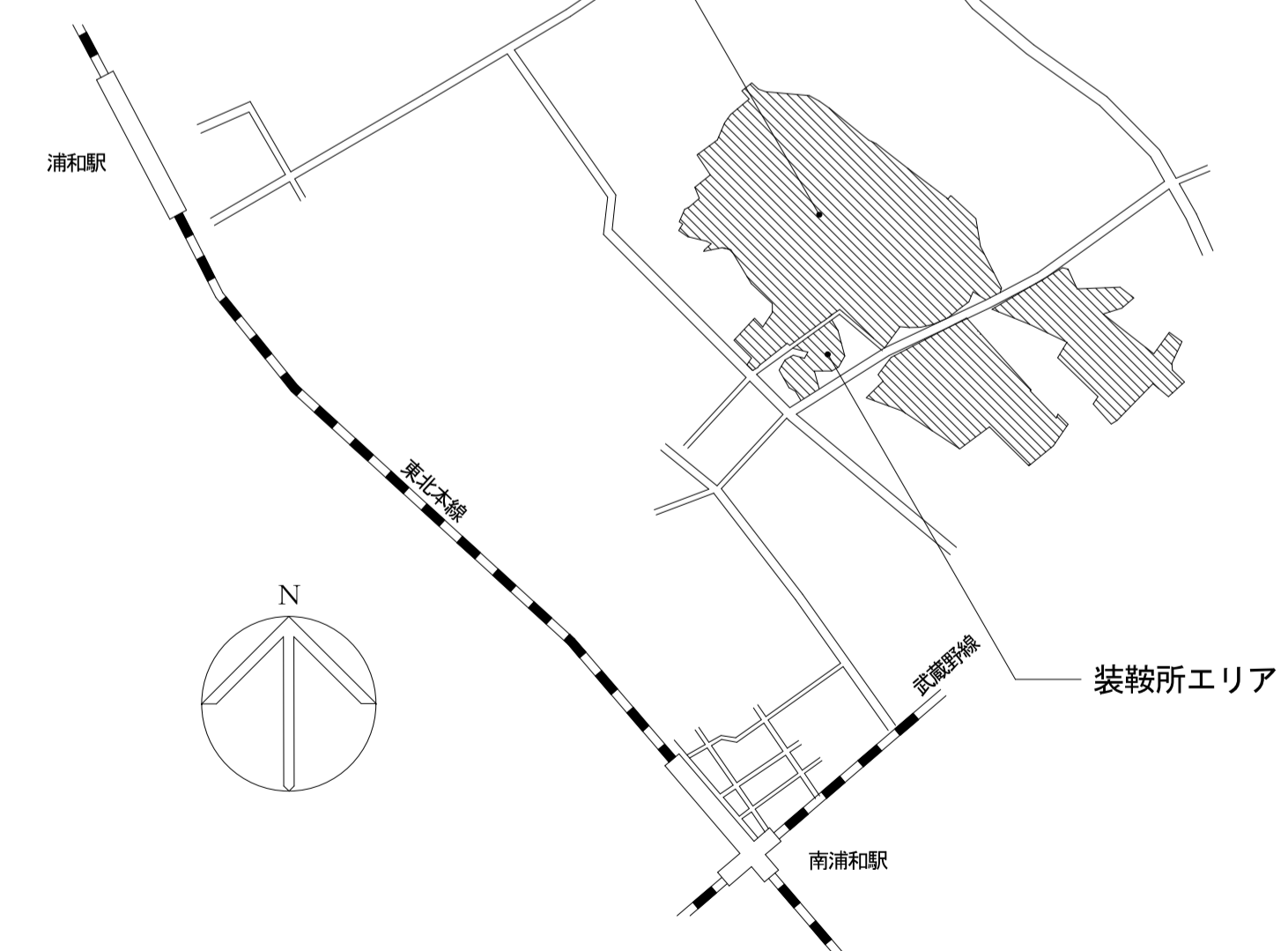
||
||
||

建築・電気設備・機械設備標準施工区分表

項目	内容	建築	電気	機械	別途	備考
1 共通	仮囲い	○				
	足場	○				
	伐採、処分	○				
	交通誘導員	○				
	産廃物処分	○	○	○		
2 衛生機器等	化粧洗面台	○				
	鏡	○				
	大便器撤去			○		
	小便器撤去			○		
	手洗い器撤去			○		
	流し台撤去	○				
	便所手摺	○				



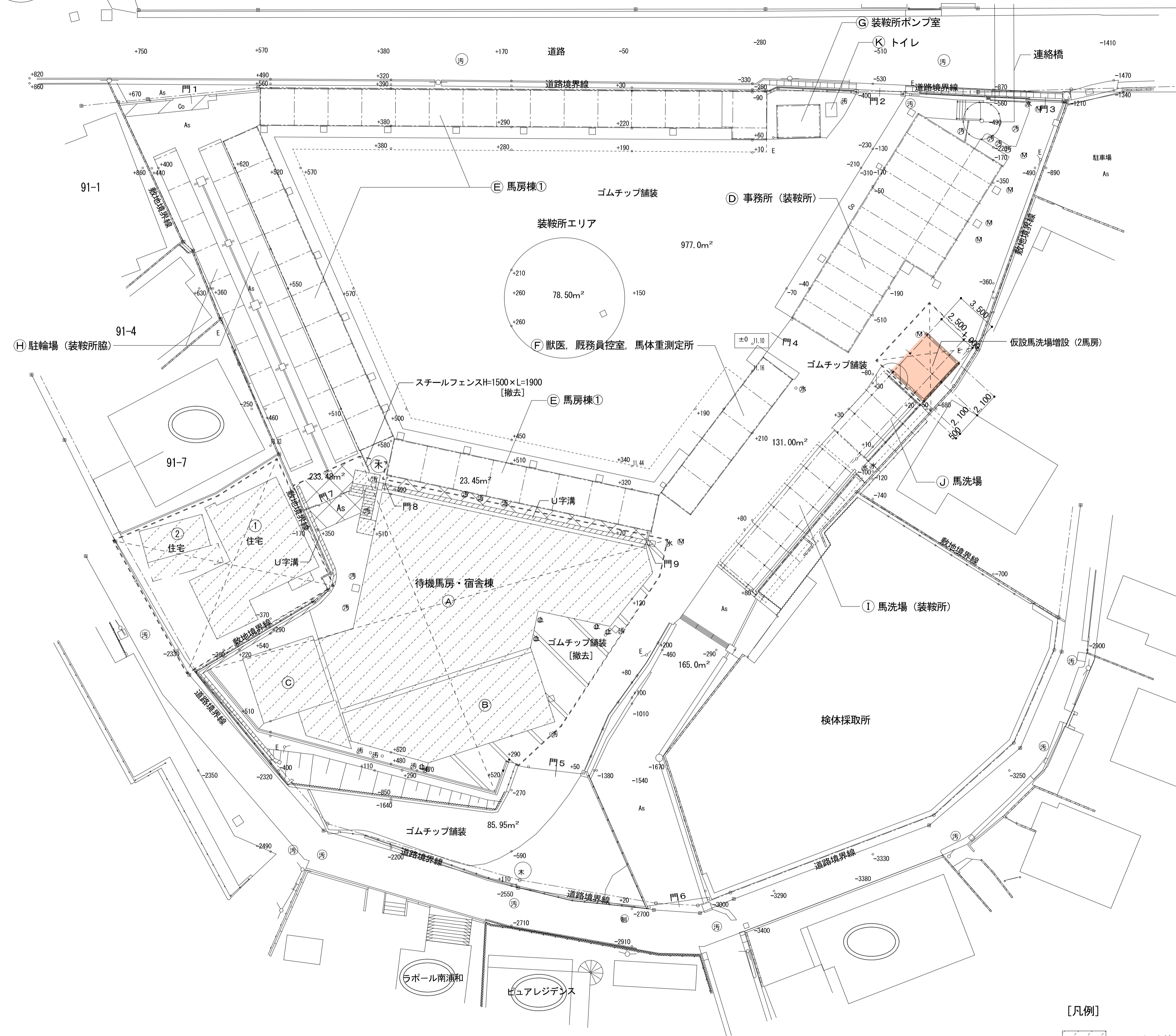
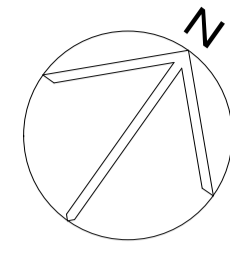
浦和競馬場
さいたま市南区大谷場一丁目8番42号



案内図 Non Scale

配置図 1:1,000

株式会社 サナクト 一級建築士事務所 事務所登録 埼玉県知事 (3)第10060号 一級建築士 第323774号 大泉 昭二	特記	埼玉県浦和競馬組合				浦和競馬場装鞍所待機馬房・宿舍棟解体その他工事	図面名 案内図・配置図	図面番号 A-04
		課長 石井	副参事 中嶋	主幹 阿相	担当 阿相			



配置図 1:200

TP11.10=設計GL±0とする

[凡例]

- : 既存建築物解体範囲
- : 仮設馬洗場増設範囲
- : 工事期間中仮囲い設置 (H=2.0m程度)

: 家屋調査対象建物

[工事概要]

1. 既存建築物解体 (リスト)

記号	名称	構造・階数	面積	備考
(A)	待機馬房・宿舎棟A	W造・2階建て	442.15㎡	
(B)	待機馬房・宿舎棟B	W造・平屋建て	86.95㎡	
(C)	待機馬房・宿舎棟C	W造・平屋建て	38.19㎡	
①	住宅			※A-19図参照
②	住宅			
※ 基礎共撤去する。				
※ 地中埋設部分(基礎)は想定図の為、現状と相違ある場合は監督員と協議する。				

2. 外構工物解体 (リスト) (※住宅廻りの外構撤去はA-19図参照)

名称	構造	数量	備考
門7 両開き門扉+フェンス	アルミ製	1 か所	詳細図参照
門8 片引き門扉 W950×H1400	アルミ製	1 か所	
門9 片引き門扉 W950×H1400	アルミ製	1 か所	
スチールフェンスH=1500×L=1900		1 か所	詳細図参照
U字溝	PC造 U-18型	計 56.0 m	
ゴムチップ舗装	排水樹共撤去 一式	計 74.0 m	
アスファルト舗装	排水樹共撤去 一式	計 61.0 m	
樹木 (伐採, 伐根)			
一部擁壁撤去			

3. その他

名称	構造	数量	備考
仮設馬洗い場増設	鉄骨造(屋根なし) (W2.1m×D3.0m×H3.0m / 1馬房)	2 馬房	詳細図参照
仮設馬道建設			

特記

解体図

[既存仕上表] ※ (対象) 待機馬房・宿舎棟 (B)、(C)

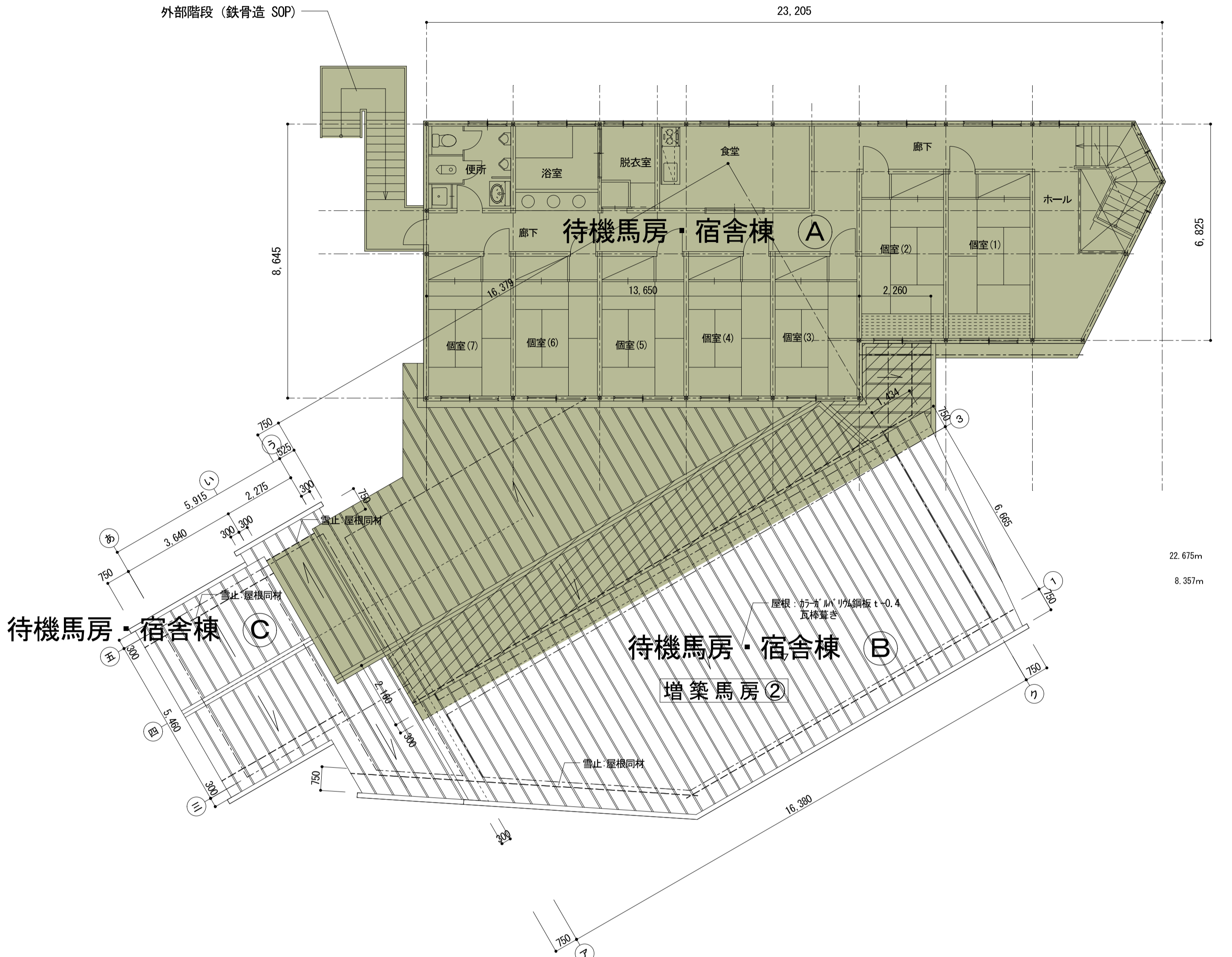
外部仕上表 (各増築棟共通)						
屋 根	野地板 (構造用合板 (特類) 1級) t=12の上 アスファルトルーフィング 22kg カラーガルバリウム鋼板 t=0.4 瓦棒葺き (雪止め付)		外 構	透水性アスファルト舗装の上ゴムチップウレタン複合弾性舗装システムt-15		
軒先 (鼻隠し)・破風板	ラワン 200×30 SOP塗り		排水設備	コンクリート製排水溝W=200 (スチール製透水材充填用溝蓋付)		
軒 裏	木下地、ケイ酸カルシウム板 t=6.0EP (目透かし張り)		防湿工事	基礎下: 防湿シートt-0.15敷き込み		
外 壁	木調緑下地 (たて)、防水透湿シート t=0.2の上窯業系サイディングt-12 (塗装品)		断熱工事	控え室天井裏: グラスウール24K t=100		
外壁下端水切	水切り: 塗装合金メッキ鋼板D=40			控え室外壁・間仕切り壁: グラスウール24K t=100		
外巾木 (基礎立上り)	コンクリート打ち出し補修		構 造	構造仕様 参照		
軒 樋	耐候性鋼板製軒樋W=140		建 具	窓: アルミサッシ、ドア: スチール製ドア、シャッター: 軽量スチールドア (手動式)		
縦 樋	カラー硬質塩化ビニール管 (VP管) φ65、支持金物: ステンレス製φ1200					
その他外部金物						
内部仕上表						
棟	室名	床	巾木	壁	天井	備 考
①	増築通路	コンクリート直押え下地の上ゴムチップウレタン弾性塗床 t-15		構造用合板 (2類) 1級 t-12	屋根野地板表わし	なし ステンレスフック (2本2箇所)、馬栓棒: 垂鉛メッキ鋼管φ50 2段 馬房番号ケース、名札入れ
	馬 房	コンクリート直押え下地の上ゴムチップウレタン弾性塗床 t-15	コンクリート打放し補修 H=250	腰壁: 構造用合板 (2類) 1級 t-12 の上松丸太φ100~120/2張り 一般壁: 構造用合板 (2類) 1級 t-12	屋根野地板表わし	なし ステンレス丸環φ60 (2本2箇所)、スチール製格子、馬栓棒: 垂鉛メッキ鋼管φ50 2段
②	増築通路	コンクリート直押え下地の上ゴムチップウレタン弾性塗床 t-15	コンクリート打放し補修 H=250	構造用合板 (2類) 2級	屋根野地板表わし	なし ステンレスフック (2本4箇所)、馬栓棒: 垂鉛メッキ鋼管φ50 2段 馬房番号ケース、名札入れ
	馬 房	コンクリート直押え下地の上ゴムチップウレタン弾性塗床 t-15	コンクリート打放し補修 H=250	腰壁: 構造用合板 (2類) 1級の上松丸太φ100~120/2張り 一般壁: 構造用合板 (2類) 1級	屋根野地板表わし	なし ステンレス丸環φ60 (2本2箇所)、スチール製格子、馬栓棒: 垂鉛メッキ鋼管φ50 2段
	控え室	コンクリート直押え下地の上単一層ビニル床シート t-2.0	コンクリート打放し補修 打ち出し補修 H=250	石膏ボード t-12.5下地ビニルクロス張り 一部構造用合板 (2類) 1級 t-12下地ビニルクロス張り 一部構造用合板 (2類) 1級 t-12下地化粧メッキ板 t-4.0	木下地の上化粧石膏ボード t-9.5	塩ビ廻り縁 流しL=1200、吊戸棚L1200、D300、H700、ステンレス製水切棚
	トイレ	コンクリート直押え下地の上単一層ビニル床シート t-2.0	コンクリート打放し補修 打ち出し補修 H=150	石膏ボード t-12.5下地ビニルクロス張り	木下地の上化粧石膏ボード t-9.5	塩ビ廻り縁 吊棚、窓台、ペーパーホルダー
	洗面周り		コンクリート打放しの上 防水メッキ塗り H=250	腰壁 (ライニング): コンクリートブロック t-100防水メッキ塗り 200角タイル張り 一般壁: 構造用合板 (2類) 1級	木下地の上ラワン合板 t-4.0張り	なし 鏡、戸棚、お掛掛け
その他						
* 外壁面 内部壁: PB t12.5 t-100貼		コンクリート増し打ち厚さ 外部: t-20		防火認定番号		
* ビニルクロスは、全て不燃 認定品とする。		屋内立上り: t-10		石膏ボード t-12.5・・・・NM-8619		
* 内装仕上げ材料はすべてF☆☆☆☆品とする。		床スラブ: t-10 (一般部)、t-23 (控室、便所)		石膏ボード t-9.5・・・・QM-9828		
* 天井裏等建材はすべてF☆☆☆☆品とする。		* 消火器 (ABC粉末型) 2本設置。		化粧石膏ボード・・・・QM-9824		
* 内装に使用する合板の端部は糸面取りを施す。		* 24時間換気設備 設置		ケイ酸カルシウム板・・・・NM-8576		
* 木材				窯業系サイディング t-12・・・・NM-9331		
木工事構造材 土台: ヒノキ材、柱: 杉材				カラーガルバリウム鋼板 t-0.4・・・・H12建告1400		
梁・桁材: 松、垂木: 米桐材、野地板: 針葉樹合板 t-12 (構造用合板 (特類) 2級)						
造作材 内部仕上: 桐材、外部仕上: ラワン						
防腐・防蟻処理 土台: 加圧薬剤注入材、GL+1000範囲の木部: 薬剤塗布						
木材表記寸法 構造材: 挽きたて寸法、造作材: 仕上がり寸法						
※木材はJAS規格品の入手が困難な場合は監督員の了承を得る事						
野地板 (構造用合板 (特類) 1級) t=12の上 アスファルトルーフィング 22kg						

株式会社 サナクト 一級建築士事務所 事務所登録 埼玉県知事 (3)第10060号 一級建築士 第323774号 大泉 昭二	特記	埼玉県浦和競馬組合				浦和競馬場装鞍所待機馬房・宿舎棟解体その他工事	図面名 既存待機馬房・宿舎棟解体図(1)	図面番号	A-06
		課長	副課長	主幹	担当			設計	縮尺
		石井	中嶋	阿相	阿相				

解体図



待機馬房1階平面図 1:100



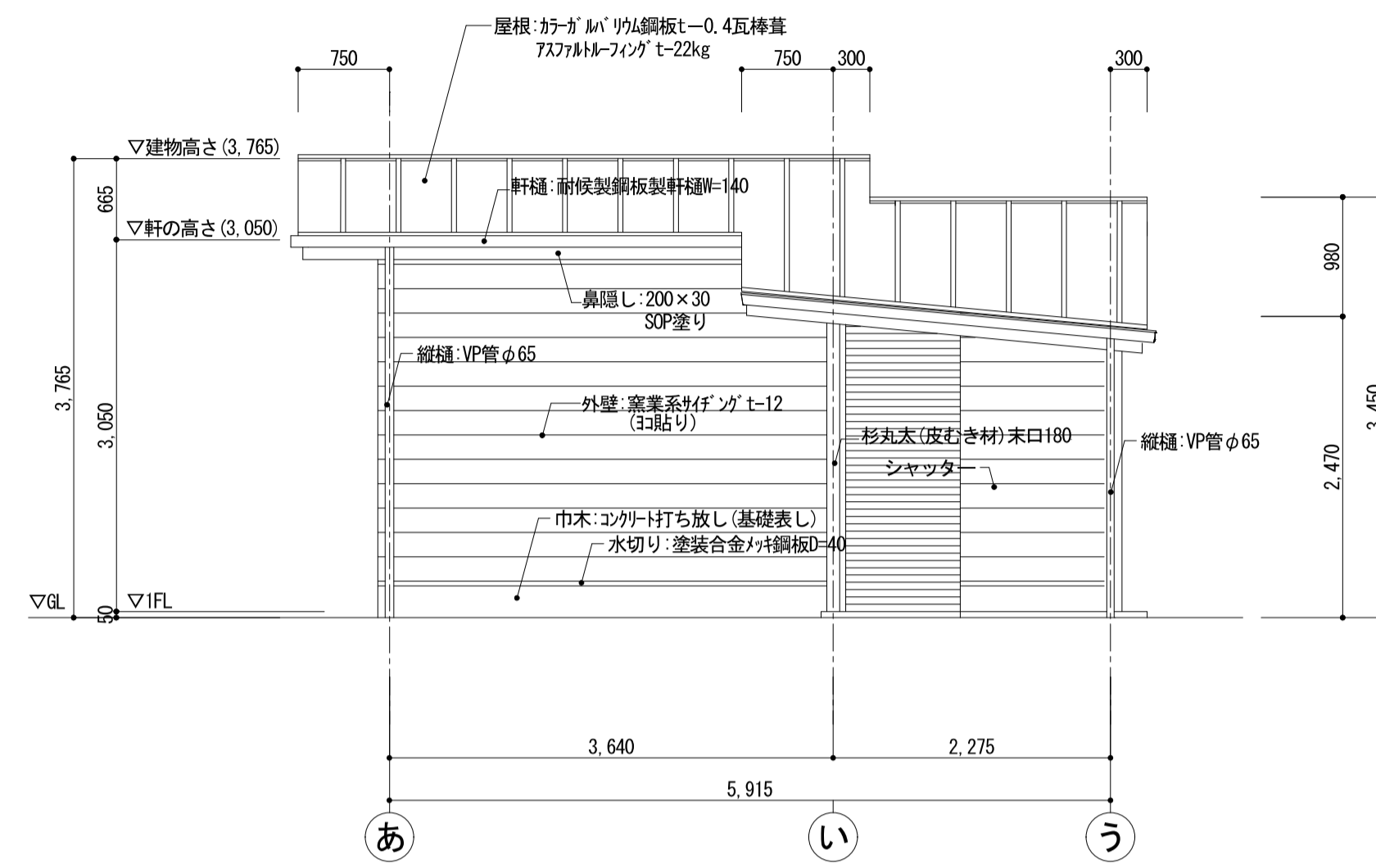
待機馬房2階平面図 1:100

■ 既存部分仕上表 ※ (対象) 待機馬房・宿舍棟 (A)

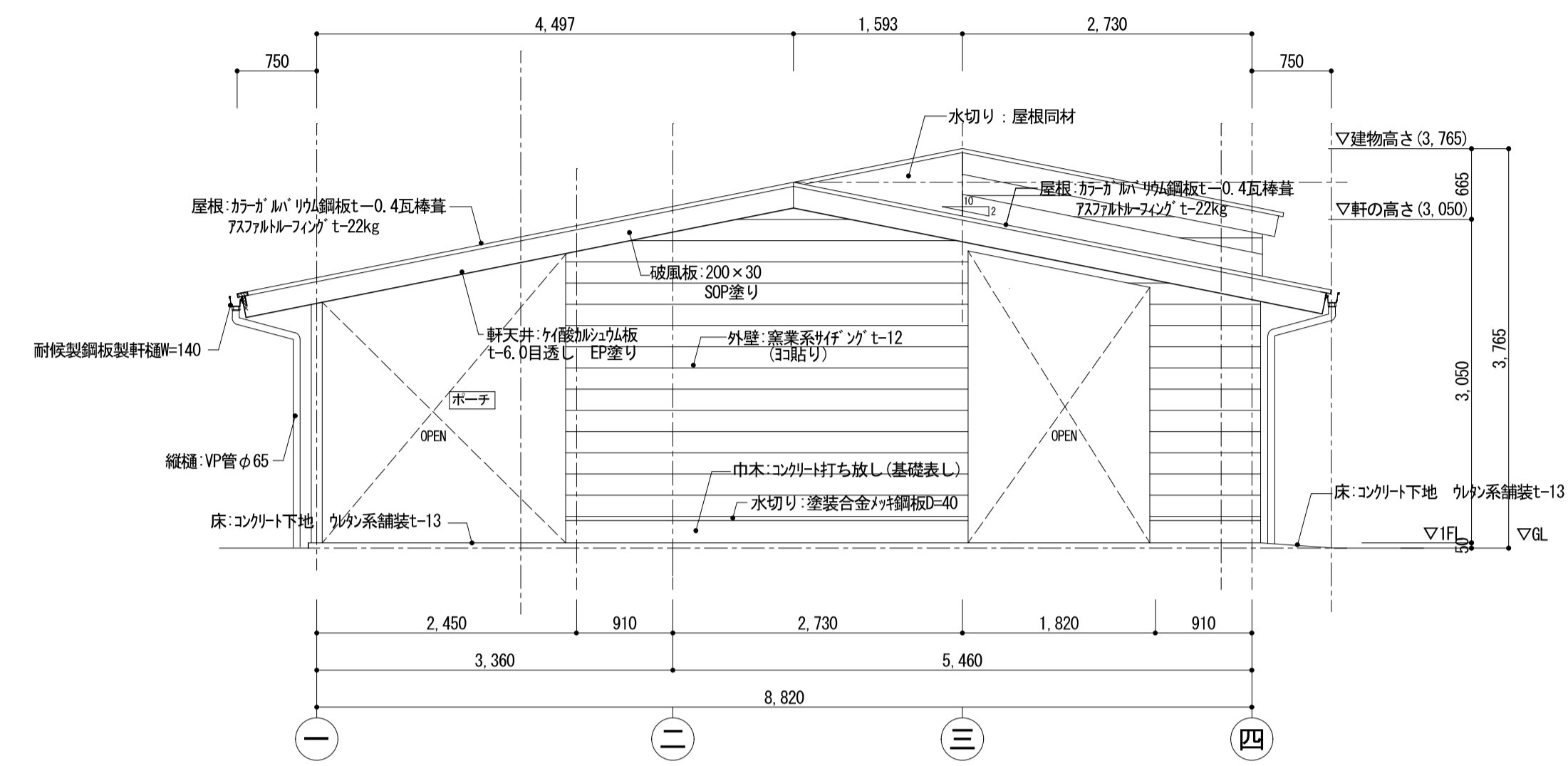
外部仕上表		内部仕上表					
項目	仕様	室名	床	巾木	壁	天井	その他
屋根	カラーガルバリウム鋼板 t=0.4 瓦葺き (雪止め付) 下地: 野地板 (構造用合板 t=12) + アスファルトルーフィング	1 馬房室	ゴムチップウレタン弾性塗床 t=15 下地: コンクリート直押え	RC打放し H=250	構造用合板 t=12	直天井	
軒先 (鼻隠し)	ラワン 200×30 SOP塗リ	休憩室	長尺塩ビシート	RC打放し	化粧石膏ボード	化粧ボード (ジブトーン)	
軒裏	木下地、ケイ酸カルシウム板 (t=6.0) EP ★ (参考数量: 70.0㎡)	便所・洗面	コンクリート金ごて押さえ	RC打放し	化粧石膏ボード	化粧ボード (ジブトーン)	
外壁	窯業系サイディング (t=12) ★ (参考数量: 364.5㎡) 下地: 木胴縁下地 + 防水透湿シート (t=0.2)	玄関・ホール	フローリング貼り	木	ボード下地、クロス張り	化粧ボード (ジブトーン)	
外巾木 (基礎立上り)	コンクリート打ち放し補修	個室 1~7	畳敷 t=55 踏込: フローリング貼り	木	ボード下地、クロス張り	化粧ボード (杉目目)	
軒樋	耐候性銅板製軒樋 W=140	2 廊下・ホール	フローリング貼り	木	ボード下地、クロス張り	化粧ボード (ジブトーン)	
縦樋	カラー硬質塩化ビニール管 (VP管) φ65、支持金物: ステンレス製 @1200	食堂	長尺塩ビシート	ソフト ★	ボード下地、クロス張り	化粧ボード (ジブトーン)	ソフト巾木 ★ (参考数量: 3.0㎡)
建具	窓: アルミサッシ、ドア: スチール製ドア、シャッター: 軽量スチールドア (手動式)	脱衣室	長尺塩ビシート	ソフト ★	ボード下地、クロス張り	バスリブ	
外部階段	鉄骨階段 SOP	浴室	磁器質タイル貼り	タイル	ボード下地、クロス張り	バスリブ	
その他		便所	長尺塩ビシート	ソフト ★	ボード下地、クロス張り	化粧ボード (ジブトーン)	
内部仕上表		[特記] (参考数量: **): 参考数量の数値は現地調査により計測したものである。 ★: アスベスト含有建材を示す。					
室名	床	巾木	壁	天井	その他		
1 馬房 1~12	ゴムチップウレタン弾性塗床 t=15 下地: コンクリート直押え	RC打放し H=250	腰壁: 構造用合板 t=12の上、丸太半割 一般壁: 構造用合板 t=12	直天井	丸環 φ60 (2本/1箇所) スチール製格子 馬栓棒: 鋼管 φ50 2段		
階 通路	ゴムチップウレタン弾性塗床 t=15 下地: コンクリート直押え	RC打放し H=250	構造用合板 t=12	直天井	馬房番号ヶス、名札入れ 馬栓棒: 鋼管 φ50 2段 フック		

- [凡例]
- 既存部分を示す。
※待機馬房・宿舍棟 (A)
 - ▲ 出入口を示す。
 - ⊙ 筋交い 30×90 (たすき掛け) を示す。
 - △ 筋交い 30×90 を示す。
 - ASC型 粉末消火器 10型
- ※特記なき限り、既存部分及び増設部分共全撤去とする。

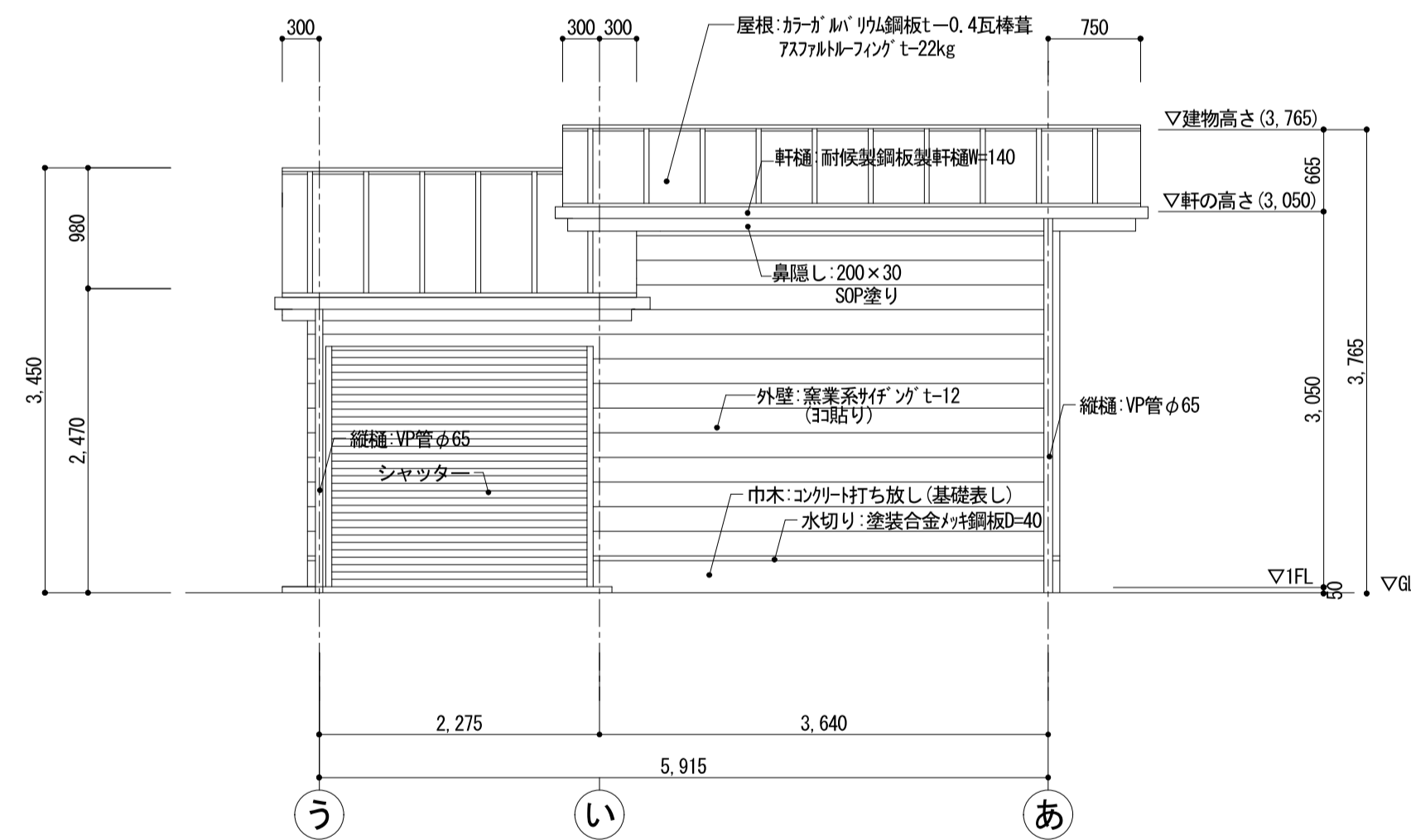
解体図



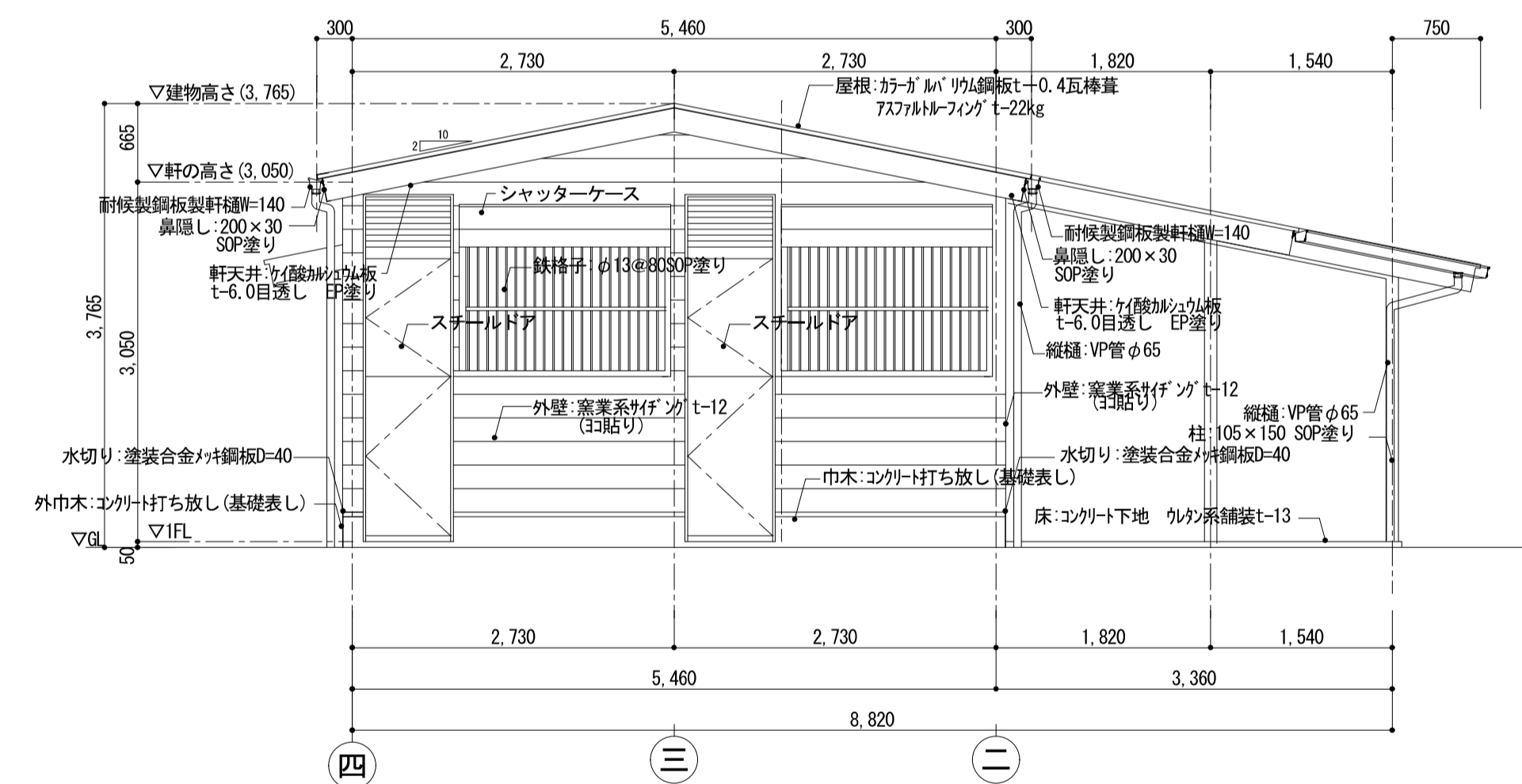
増築馬房①南側立面図 S=1:50



増築馬房①東側立面図 S=1:50

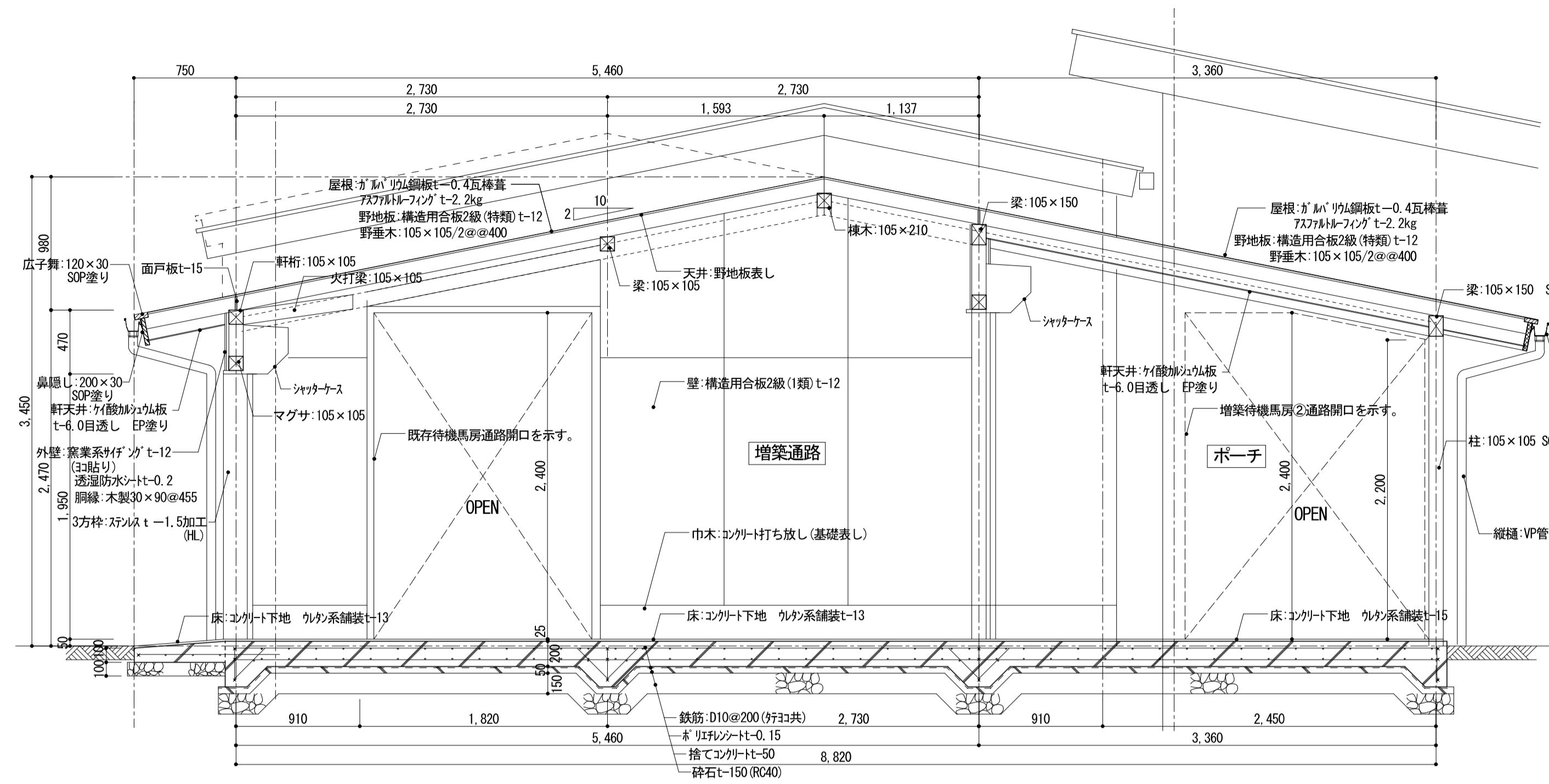


増築馬房①北側立面図 S=1:50

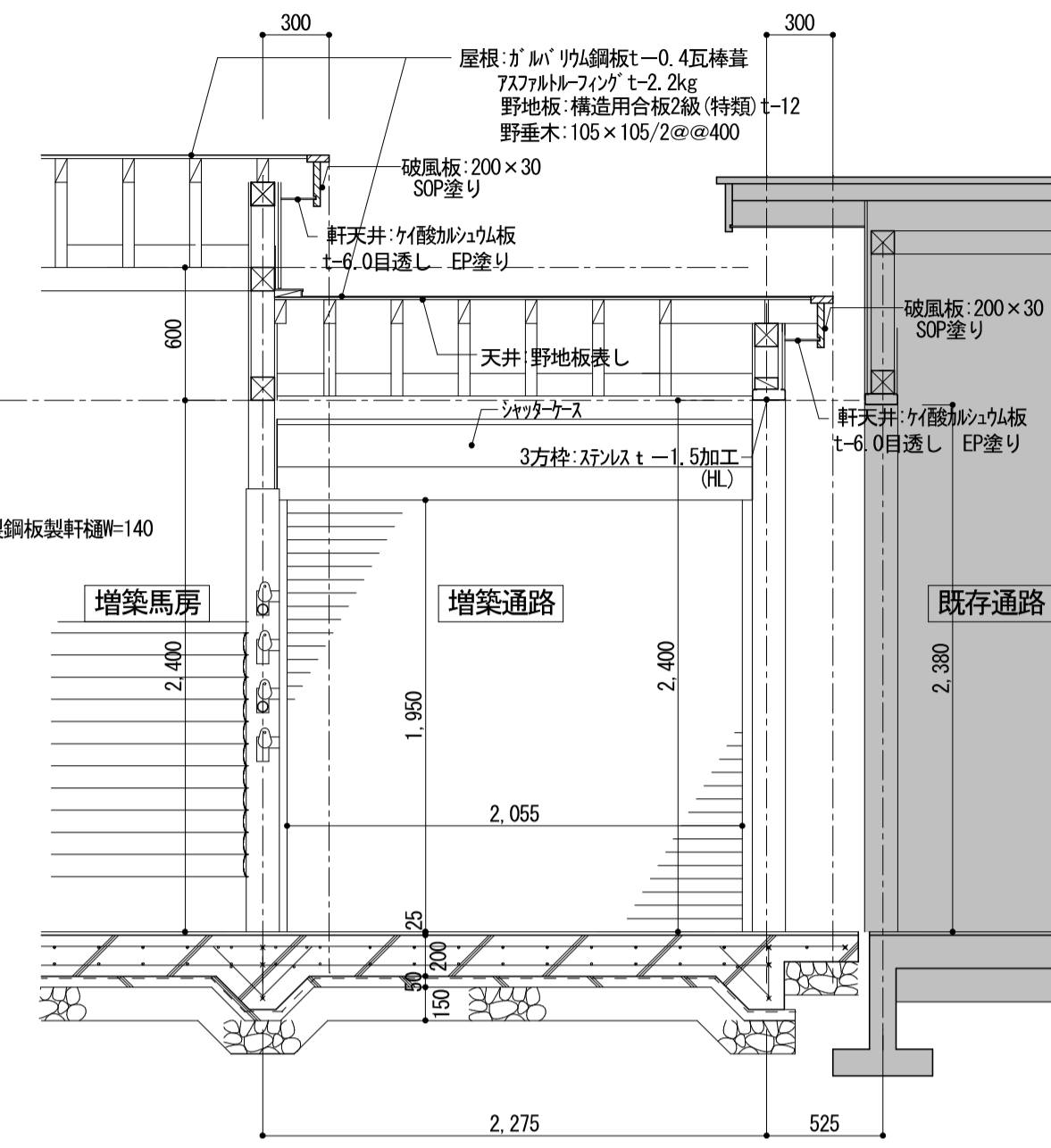


増築馬房①西側立面図 S=1:50

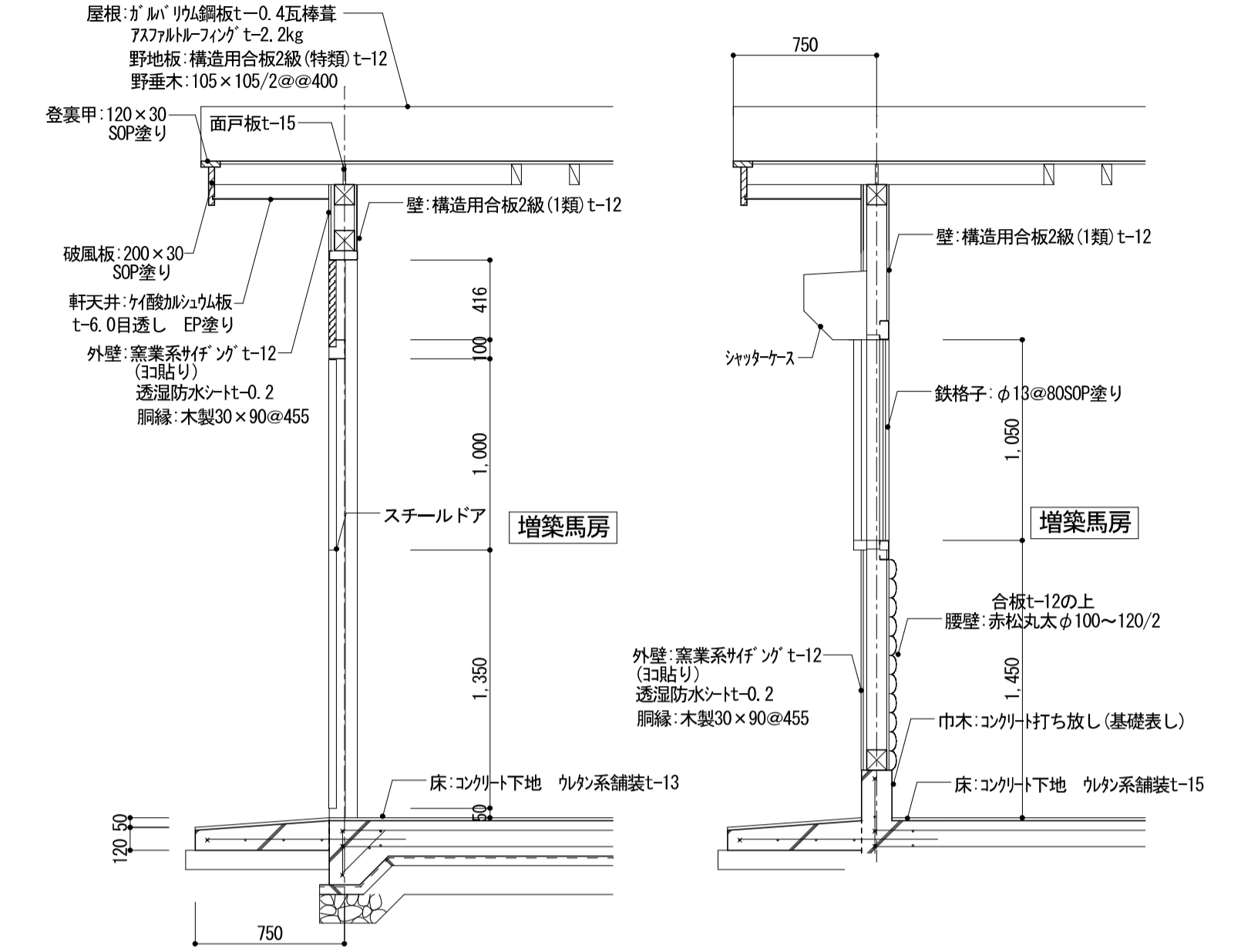
解体図



A-A 矩計図 S=1:30

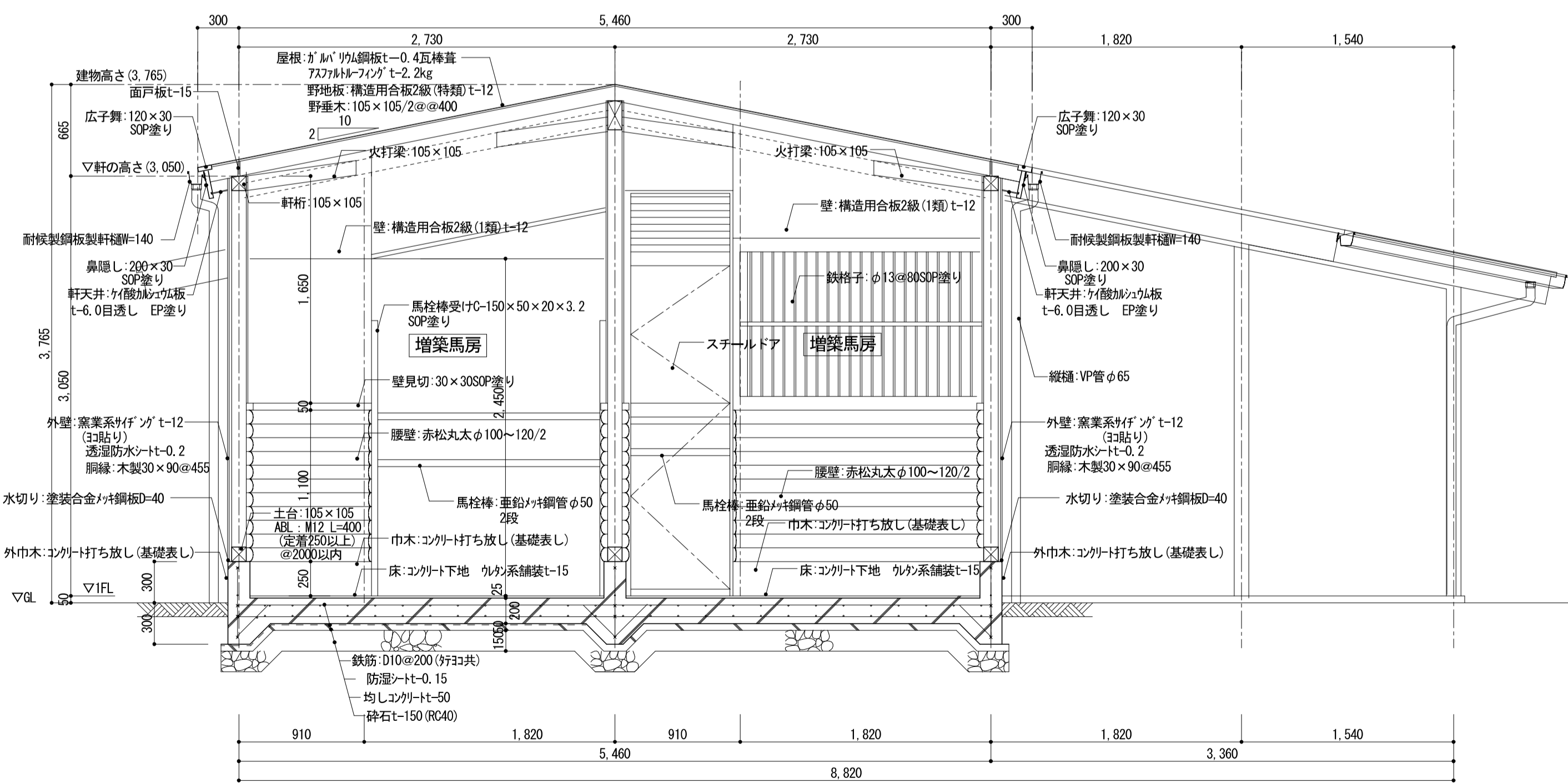


C-C 矩計図 S=1:30

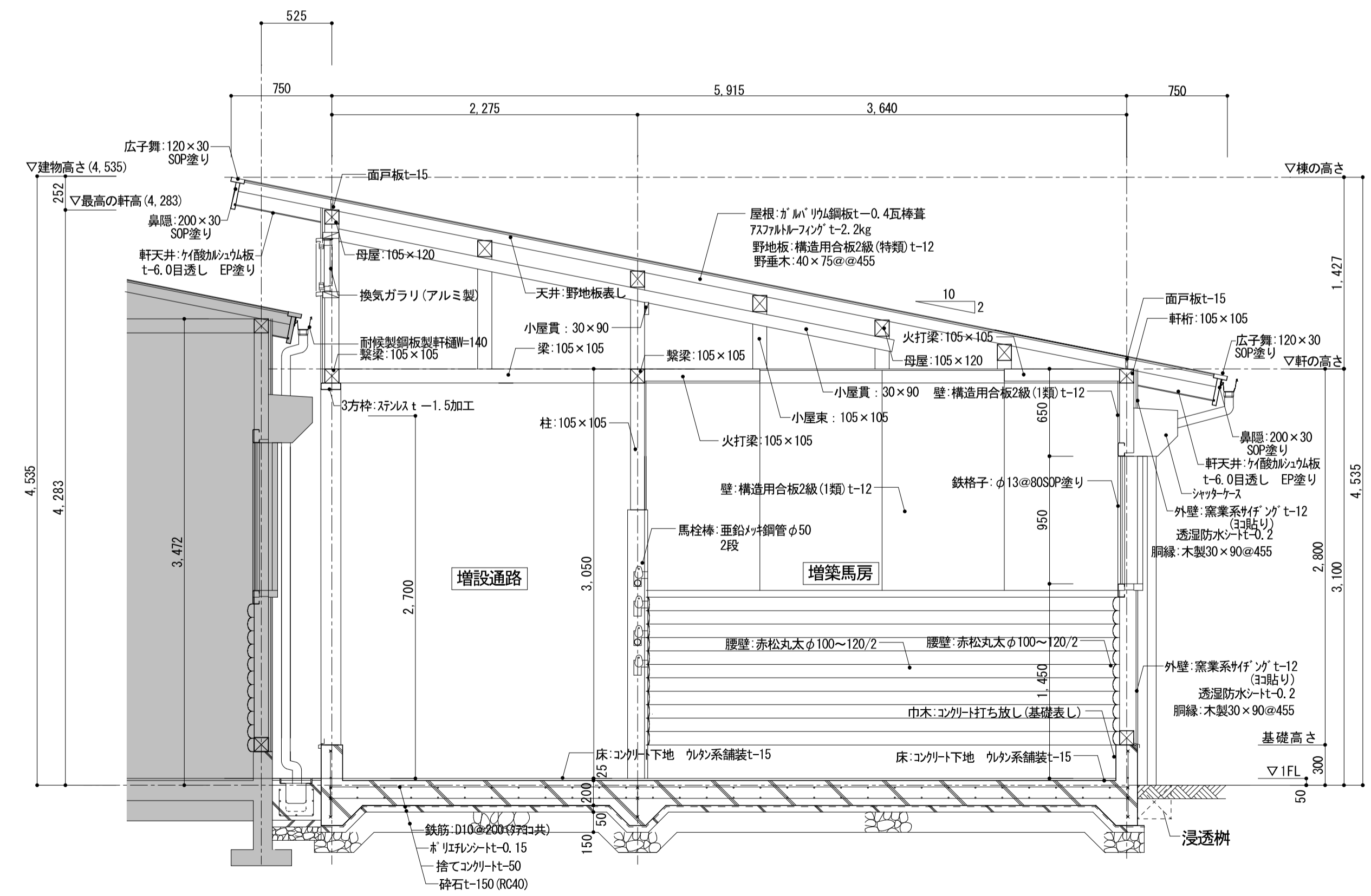


D-D 矩計図 S=1:30

E-E 矩計図 S=1:30

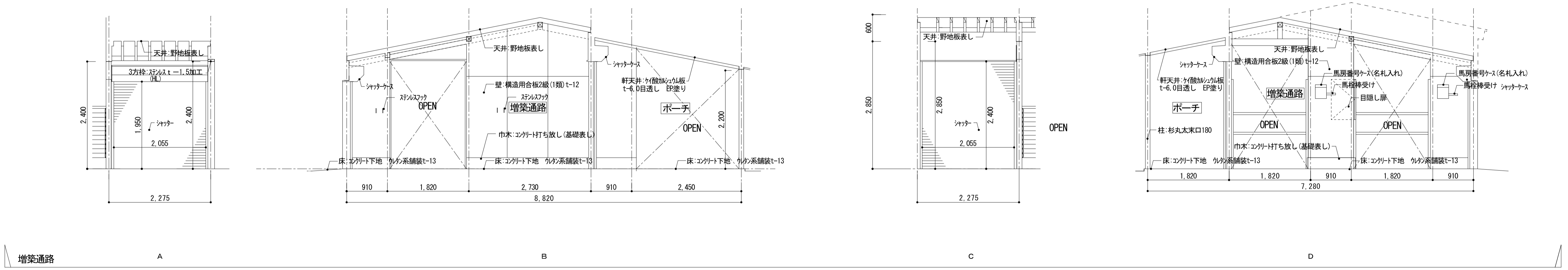
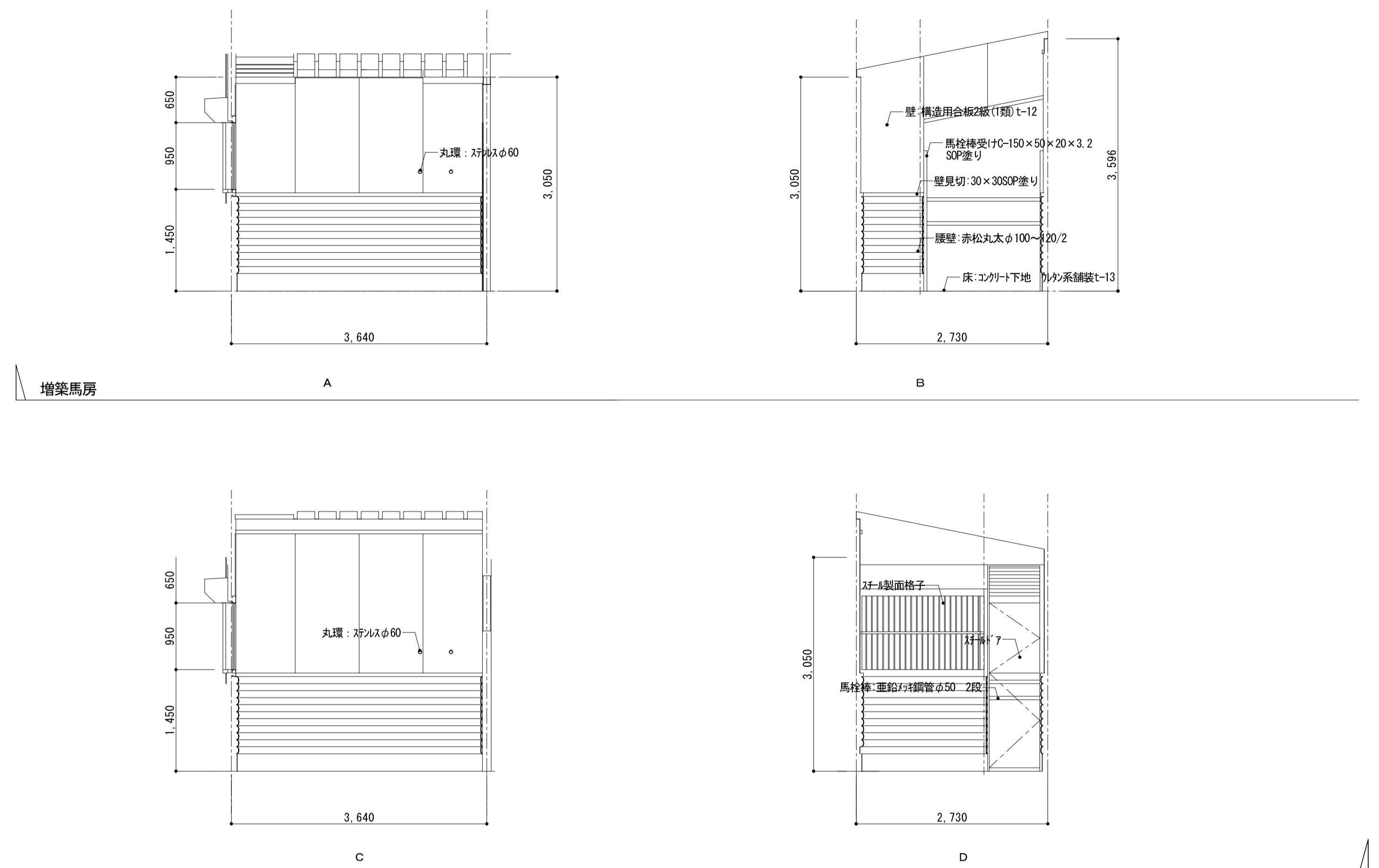
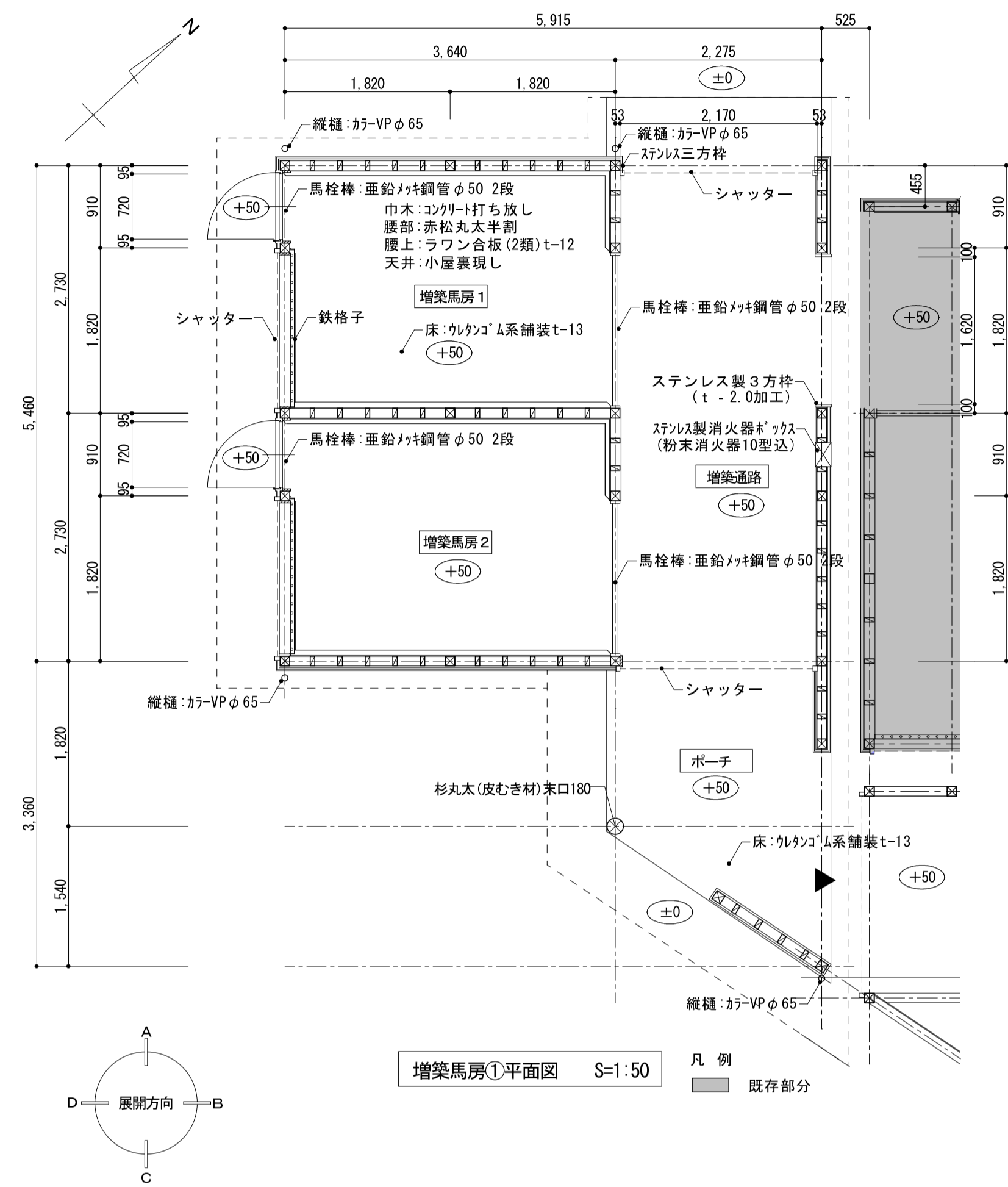


B-B 矩計図 S=1:30



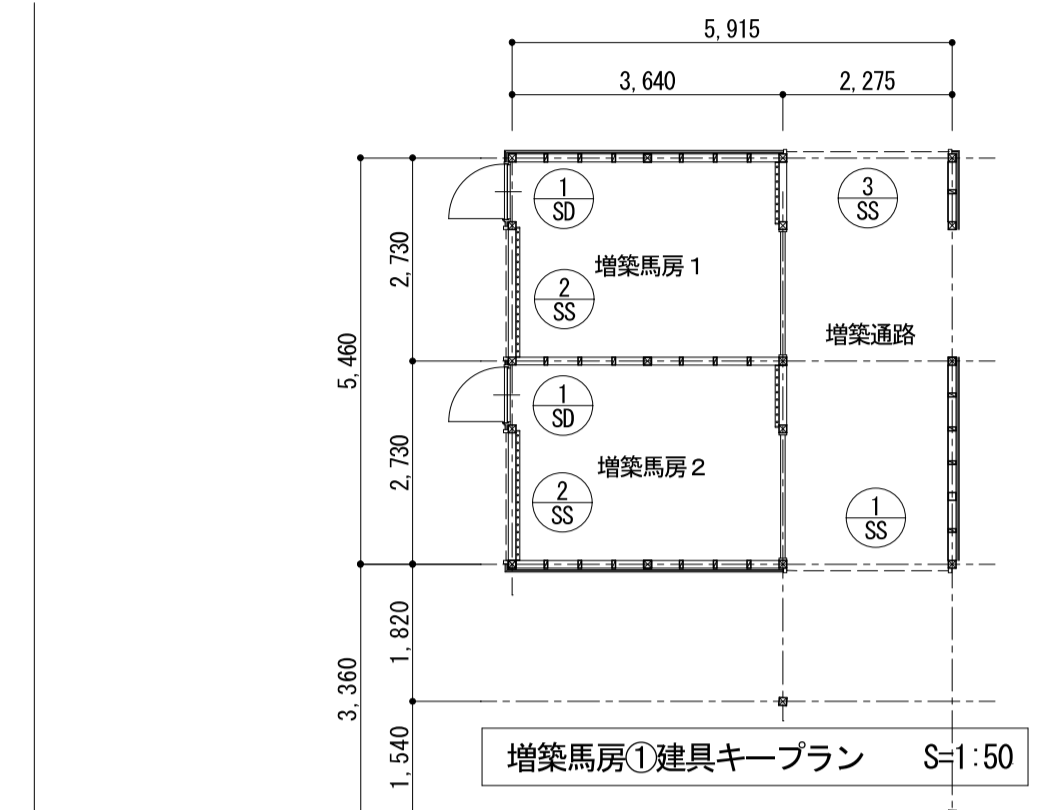
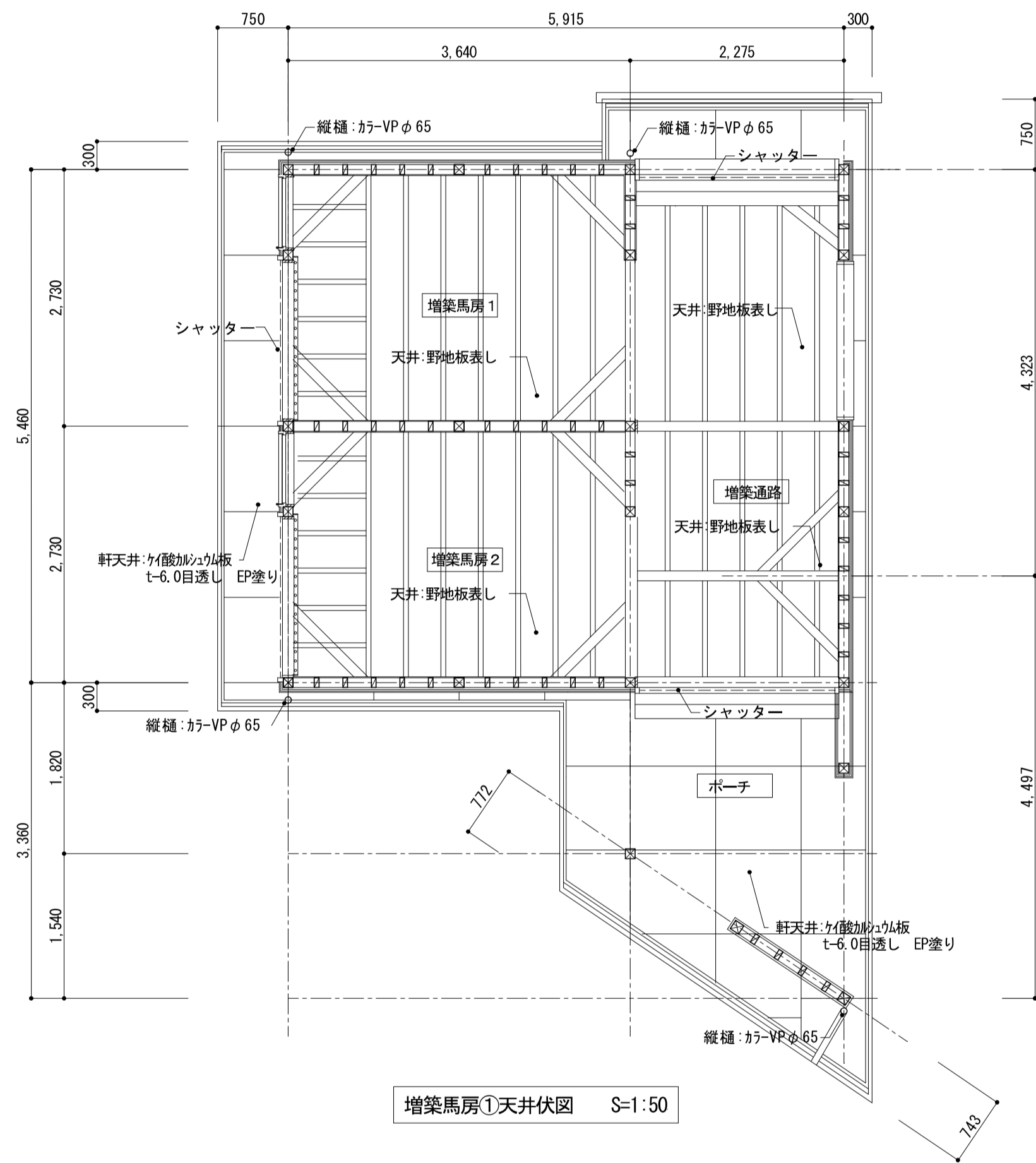
F-F 矩計図 S=1:30

解体図



株式会社 サナクト 一級建築士事務所 事務所登録 埼玉県知事 (3)第10060号 一級建築士 第323774号 大泉 昭二	特記	埼玉県浦和競馬組合				浦和競馬場装鞍所待機馬房・宿舎棟解体その他工事	図面名 既存待機馬房・宿舎棟解体図(6)	図面番号 A-11
		課長	副参事	主幹	担当			
		石井	中嶋	阿相	阿相		縮尺 A1:1/50, A3:1/100	区分 建築図

解体図



特記

- 建具表表記法は内法寸法を示す。
- 建具製作に当り現況調査を行った上製作する。
- 使用する金物はアルミ製とし監督員の確認を得る事
- 窓割りはステンレスt-2.0製とする。
- 施設設置、バルコ、の設置高さは監督員の指示による。
- 鍵は既存建具の75%で開錠出来るようにし、製作本数は監督員の指示による。
- アルミ製建具の表面処理はB-1とする。
- 既存馬房同仕様とする。

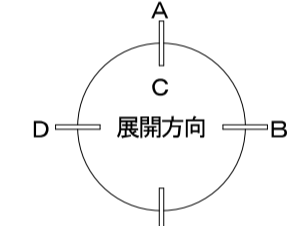
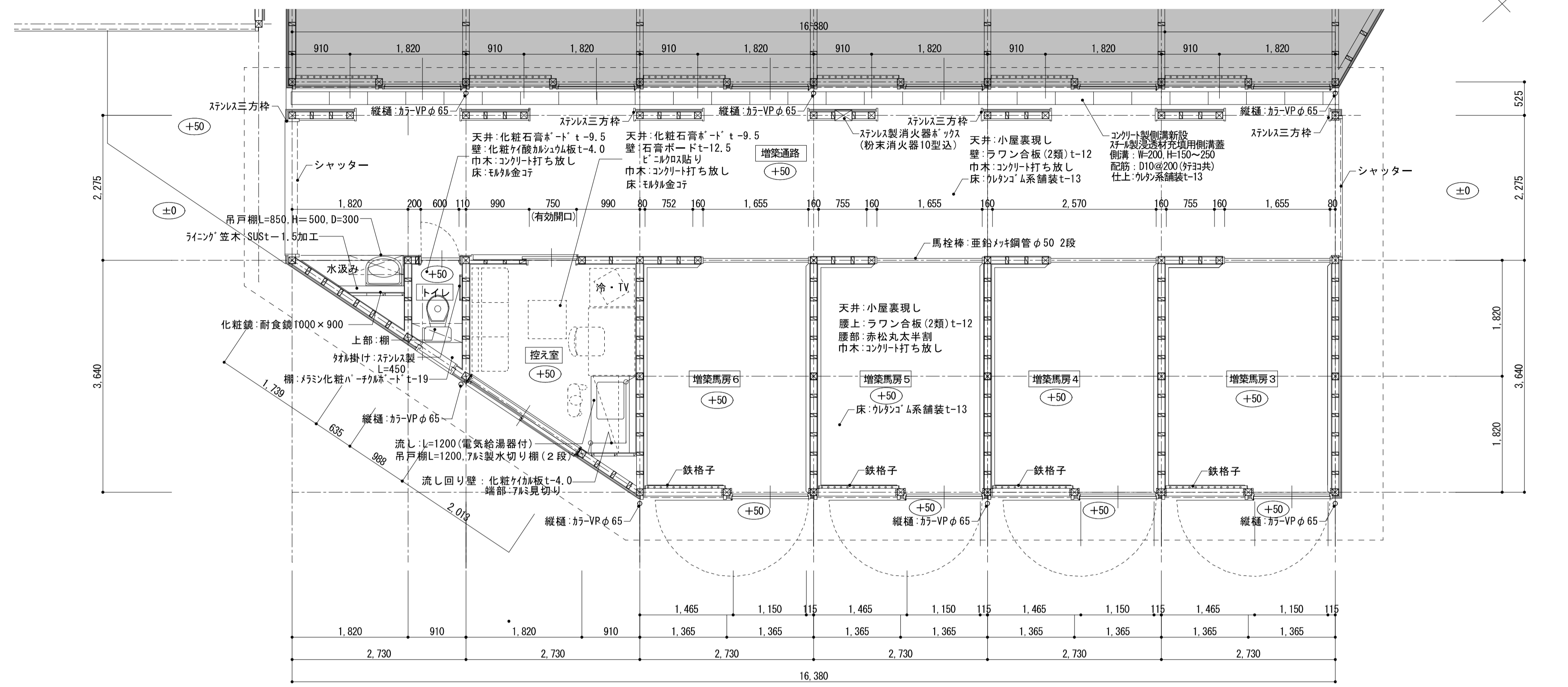
凡例

- SD スチール製建具
- SS 軽量チキヤット
- AM アルミ製建具
- AP スチール製建具

アルミサッシ基本性能

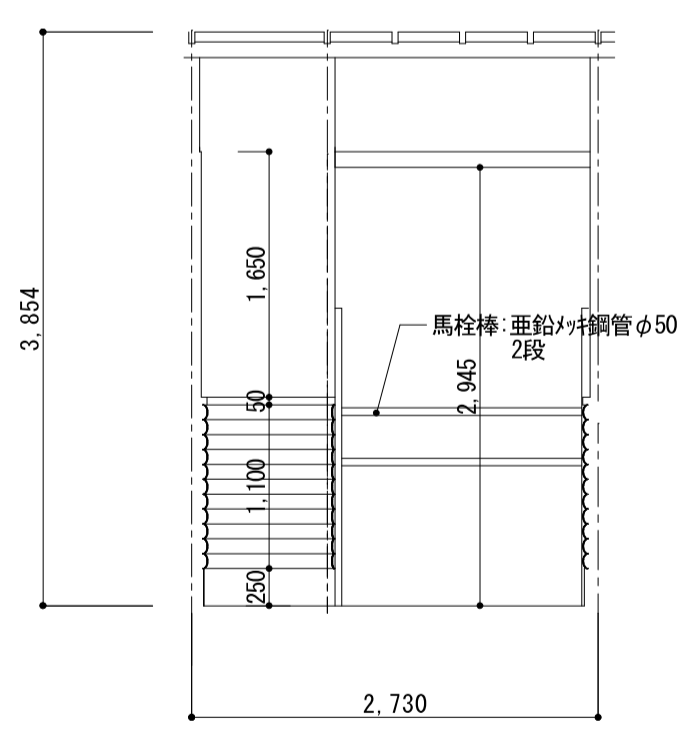
- a) 耐風圧性 S-2 (120) 以上
- b) 気密性 A-3 (8等級) 以上
- c) 水密性 W-3 (25) 以上

記号・形式	① SS 軽量シャッター(手動式)	② SS 軽量シャッター(手動式)	③ SS 軽量シャッター(手動式)
姿図			
材質・仕上	スチール製(スラット:カラー鋼板t-0.5)	スチール製(スラット:カラー鋼板t-0.5)	スチール製(スラット:カラー鋼板t-0.5)
金物	手がけ:ステンレス製、レール:カラー鋼板、座金:スチール製、フック棒、その他付属金物一式	手がけ:ステンレス製、レール:カラー鋼板、座金:スチール製、フック棒、その他付属金物一式	手がけ:ステンレス製、レール:カラー鋼板、座金:スチール製、フック棒、その他付属金物一式
取付位置	東側出入口 計 1ヶ所	馬房 計 2ヶ所	西側出入口 計 1ヶ所
ガラス種類・厚さ			
備考	外巻き式	外巻き式	内巻き式
記号・形式	① SD 2段片開きドア(ガラリランマ付)		
姿図			
材質・仕上	スチールt-1.6・SOP		
金物	丁番(各ドア2枚)、カンヌキ戸当り、他 附属金物一式		
取付位置	馬房 計 2ヶ所		
ガラス種類・厚さ			
備考	丁番は重量対応型とする。		

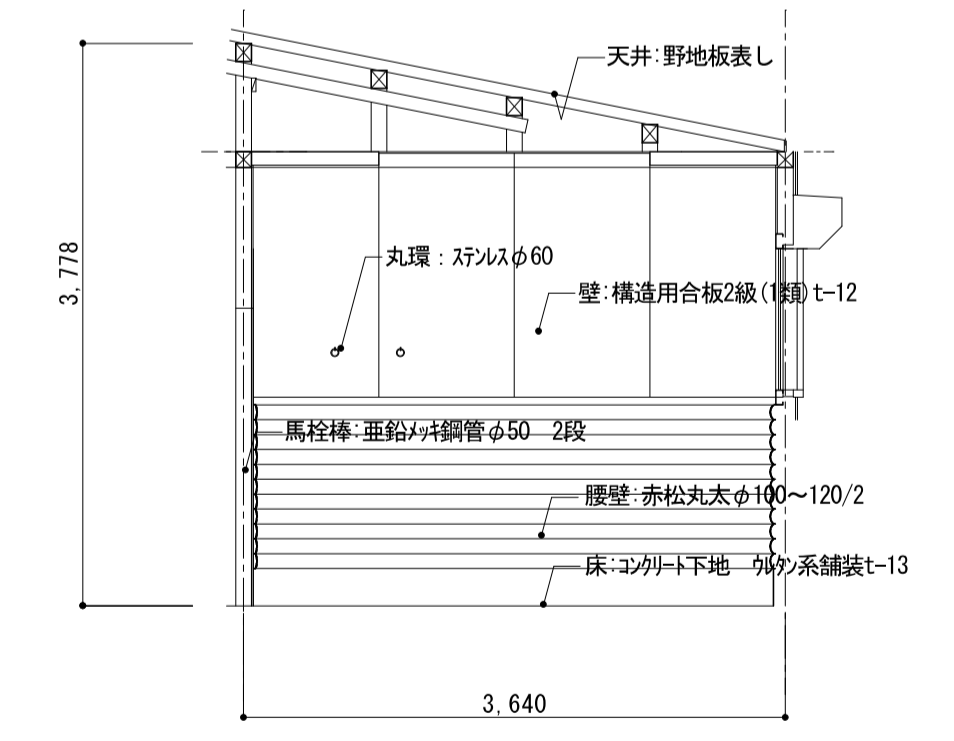


増築馬房②平面図 S=1:50

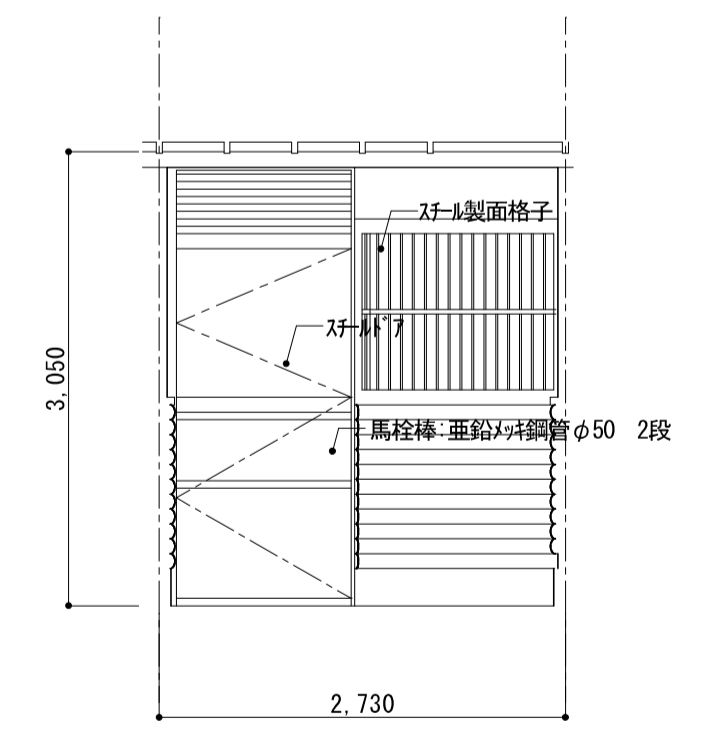
凡例
 既存部分



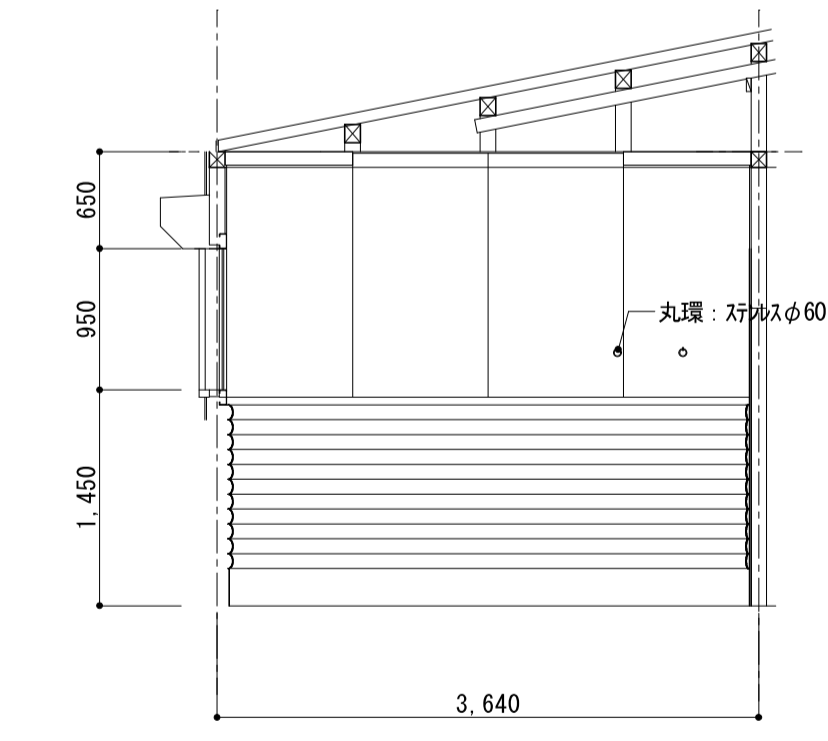
A



B



C



D

増築馬房

特記

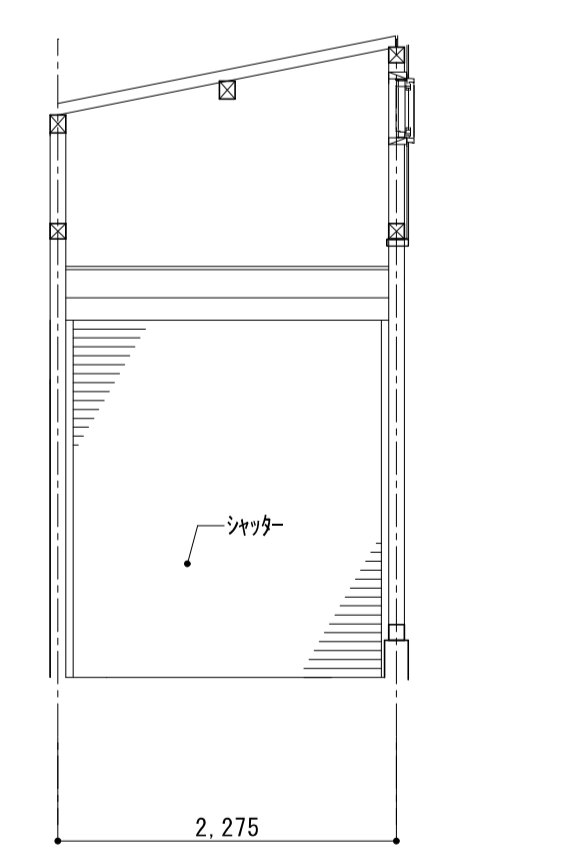
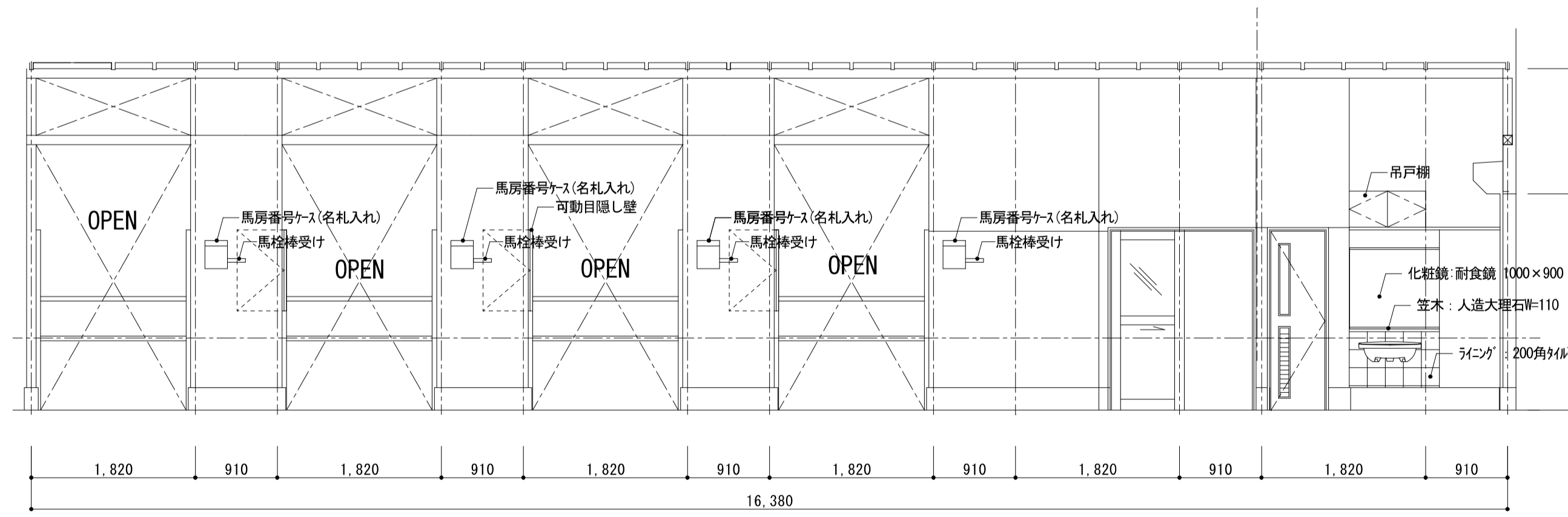
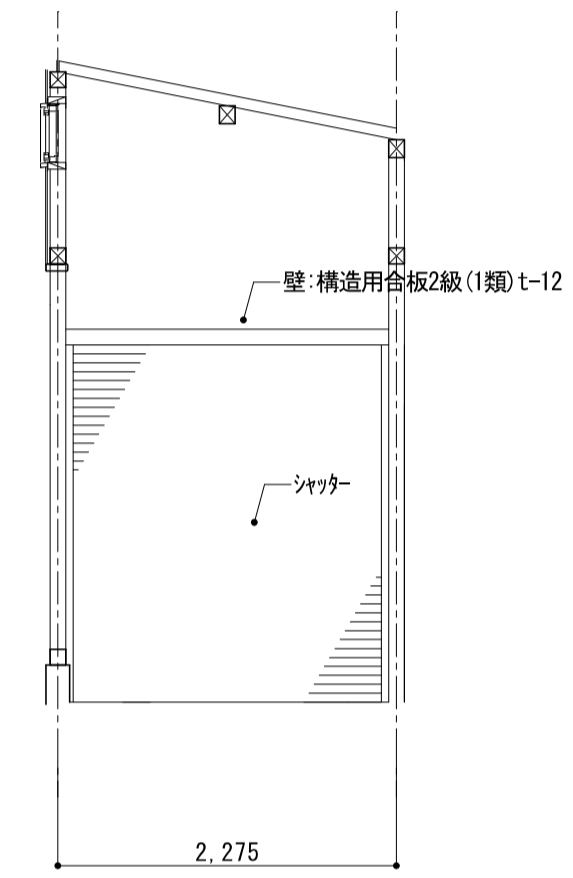
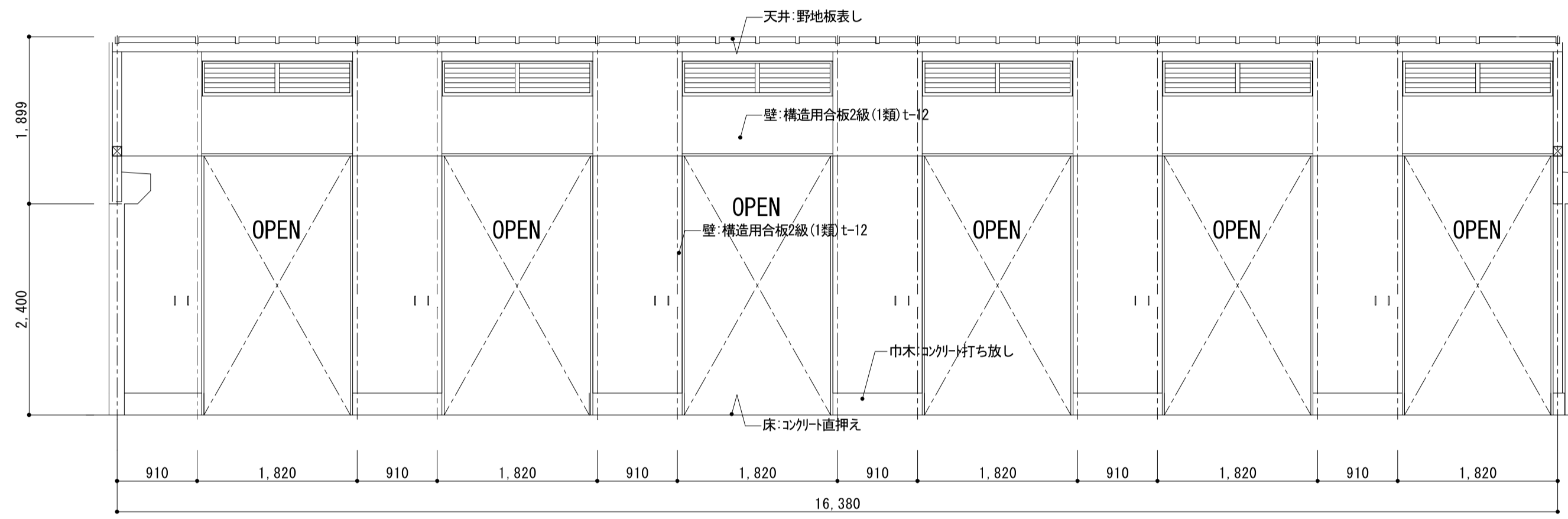
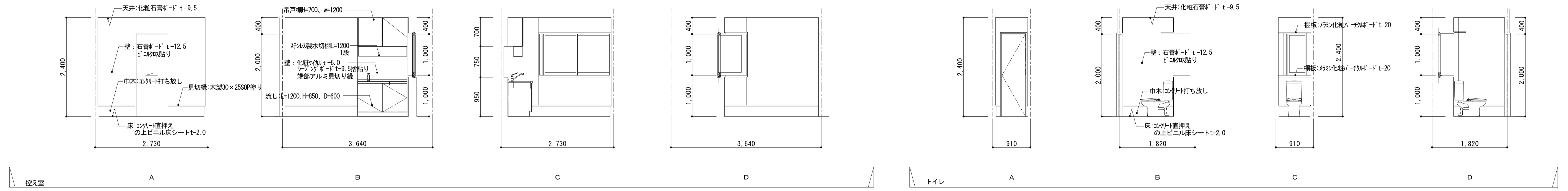
埼玉県浦和競馬組合				
課長	副課長	主幹	担当	設計
石井	中嶋	阿相	阿相	

浦和競馬場装鞍所待機馬房・宿舎棟解体その他工事

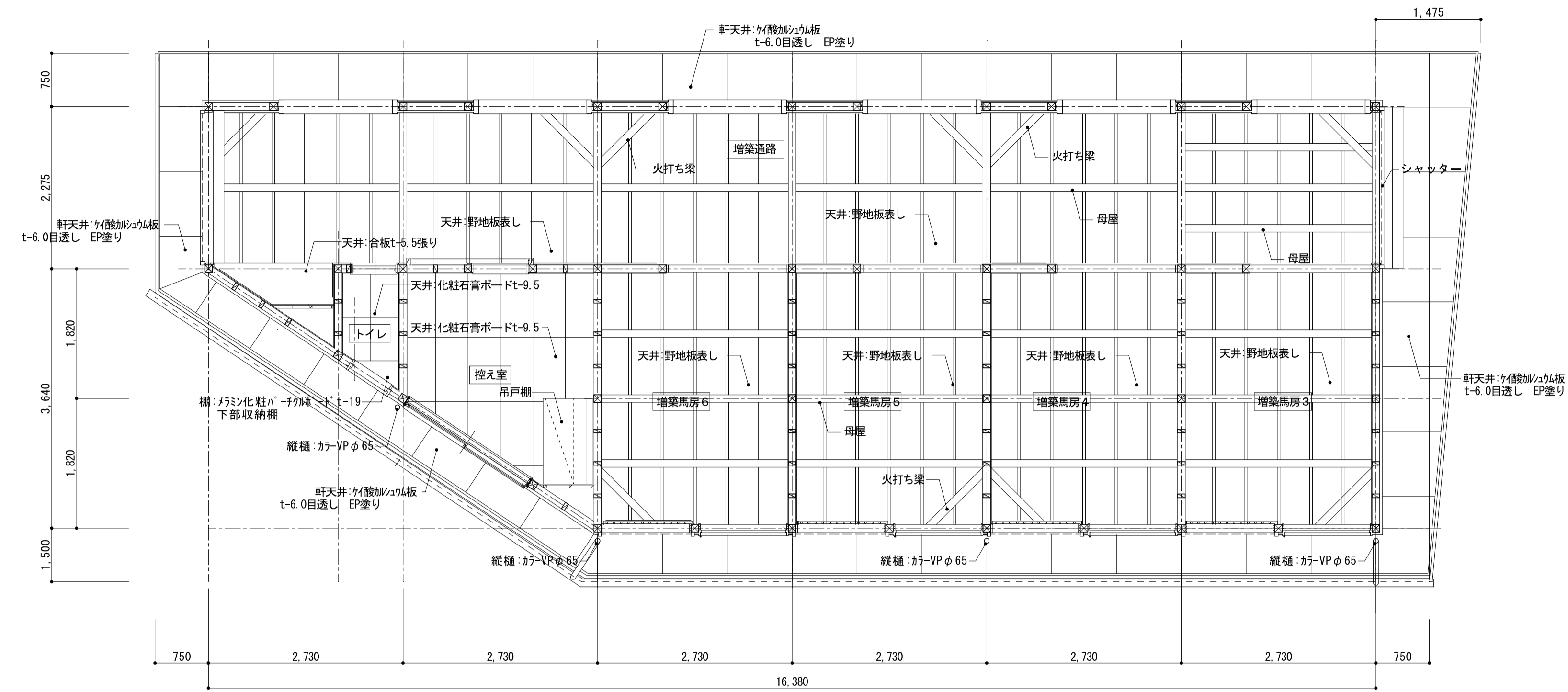
図面名	既存待機馬房・宿舎棟解体図(8)
縮尺	A1:1/50, A3:1/100

図面番号	A-13
区分	建築図

解体図

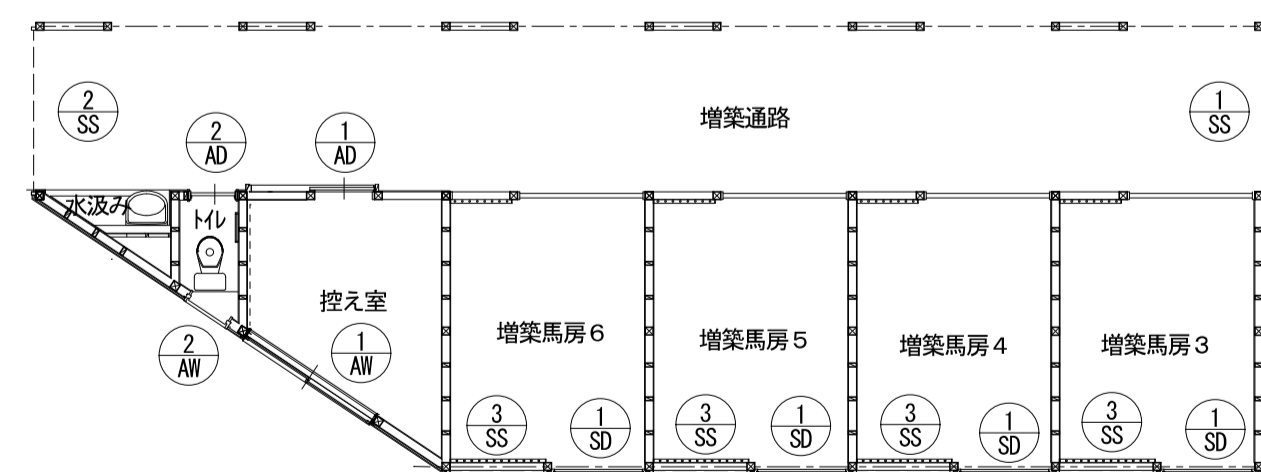


解体図



増築馬房②天井伏図 S=1:50

記号・形式	1/SO 2段片開きドア(アクリル付)	1/SS 軽量シャッター(手動式)	2/SS 軽量シャッター(手動式)	3/SS 軽量シャッター(手動式)	1/AM 引き違いアルミサッシ	2/AM ガラスルーバー窓	1/AD アルミ製片引き戸	2/AD アルミ製片開きドア
姿 図								
材質・仕上	スチール t=1.6・SOP	スチール製(スラット:カラー鋼板 t=0.5)	スチール製(スラット:カラー鋼板 t=0.5)	スチール製(スラット:カラー鋼板 t=0.5)	アルミ製・ブロンズ	アルミ製・ブロンズ	アルミ製・ブロンズ	アルミ製・ブロンズ
金 物	丁番(各ドア2枚)、落とし掛け、カンヌキ、戸当り、他 附属金物一式	手がけ:スチール製、レール:カラー鋼板、座金:スチール製、フック棒、その他付属金物一式	手がけ:スチール製、レール:カラー鋼板、座金:スチール製、フック棒、その他付属金物一式	手がけ:スチール製、レール:カラー鋼板、座金:スチール製、フック棒、その他付属金物一式	水切り、戸車、クレセント、四方アングル、その他付属金物一式	水切り、インパッド、四方アングル、その他付属金物一式	ステンレスレール、戸車、引手引戸錠、その他付属金物一式	水切り、戸車、本締錠、四方アングル、その他付属金物一式
取付位置	馬房 計 4ヶ所	東側出入口 計 1ヶ所	南側出入口 計 1ヶ所	馬房 計 4ヶ所	馬房 計 1ヶ所	馬房 計 1ヶ所	馬房 計 1ヶ所	馬房 計 1ヶ所
ガラス種類・厚さ					透明 t=3.0	網入型ガラス t=6.8	学校用強化ガラス t=4.0	型板強化ガラス t=4.0
備 考	丁番は重量対応型とする。	外巻き式	内巻き式	外巻き式	半外付サッシ、網戸付	半外付サッシ、網戸付		



増築馬房②建具キープラン S=1:50

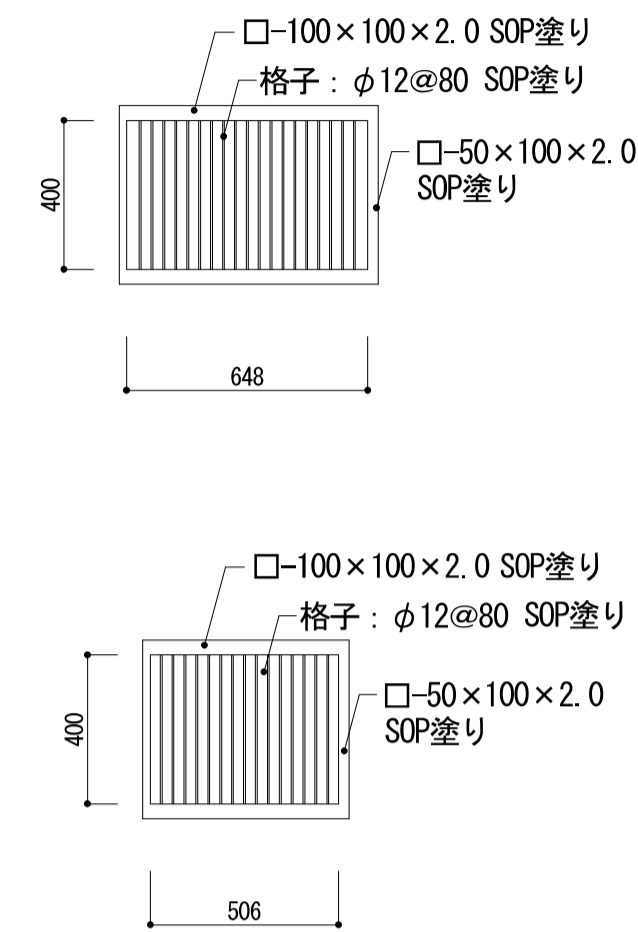
特記

- ・建具表表記寸法は内法寸法を示す。
- ・建具製作に当り現況調査を行った上製作する。
- ・使用する金物はスチール製とし監督員の確認を得る事
- ・窓網りはステンレス t=2.0製とする。
- ・施設装置、バルコ、の設置高さは監督員の指示による。
- ・網は既存建具のワットで開設出来るようにし、製作本数は監督員の指示による。
- ・アルミ製建具の表面処理はB-2とする。
- ・既存馬房同仕様とする。

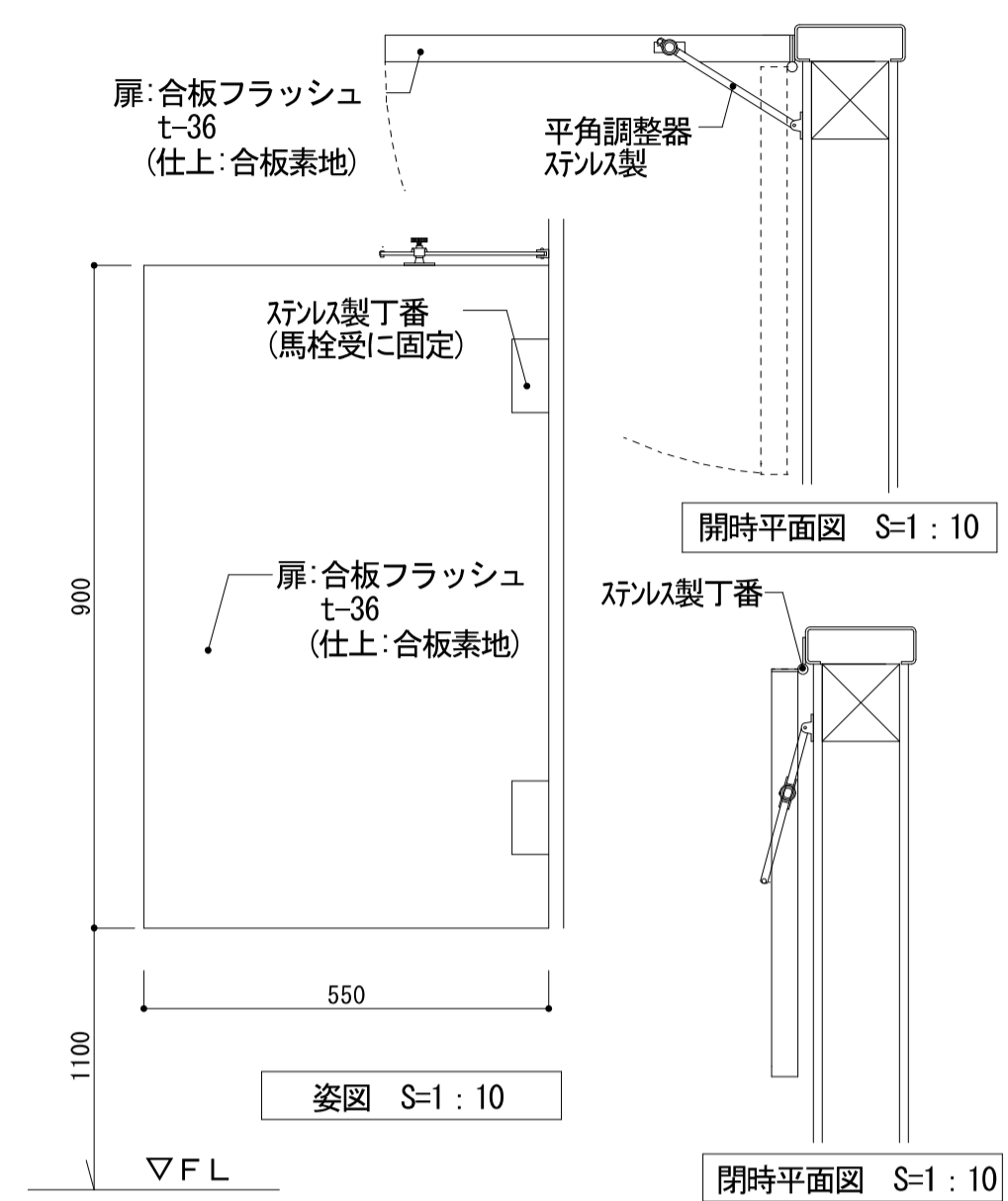
凡例

- SO スチール製建具
 - SS 軽量シャッター
 - AM アルミ製建具
- アルミサッシ基本性能
- a) 耐風圧性 S-2 (120) 以上
 - b) 気密性 A-3 (8等級) 以上
 - c) 水密性 W-3 (25) 以上

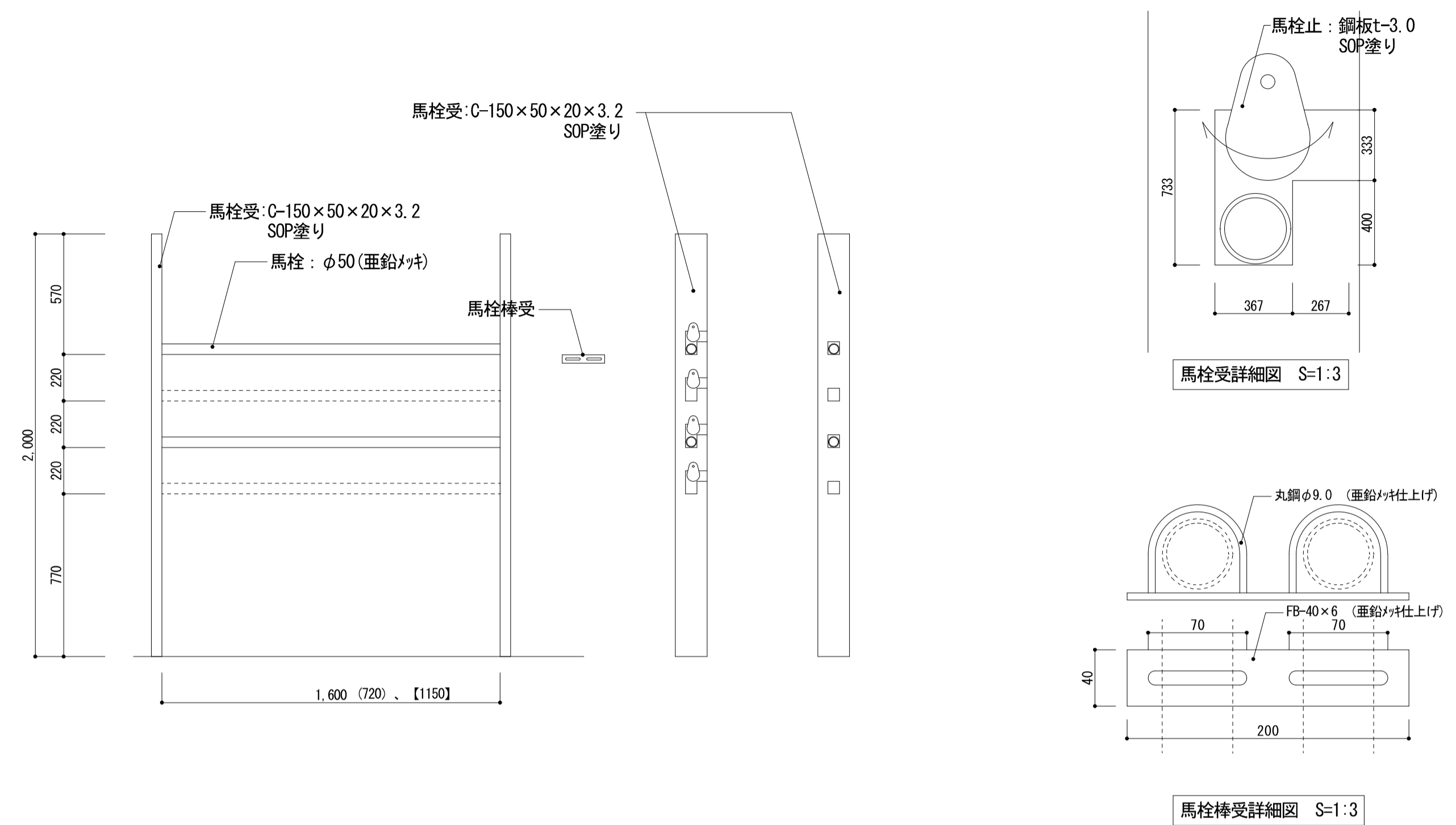
増築馬房鉄格子詳細図 S=1:50



可動目隠し袖壁 S=1:10

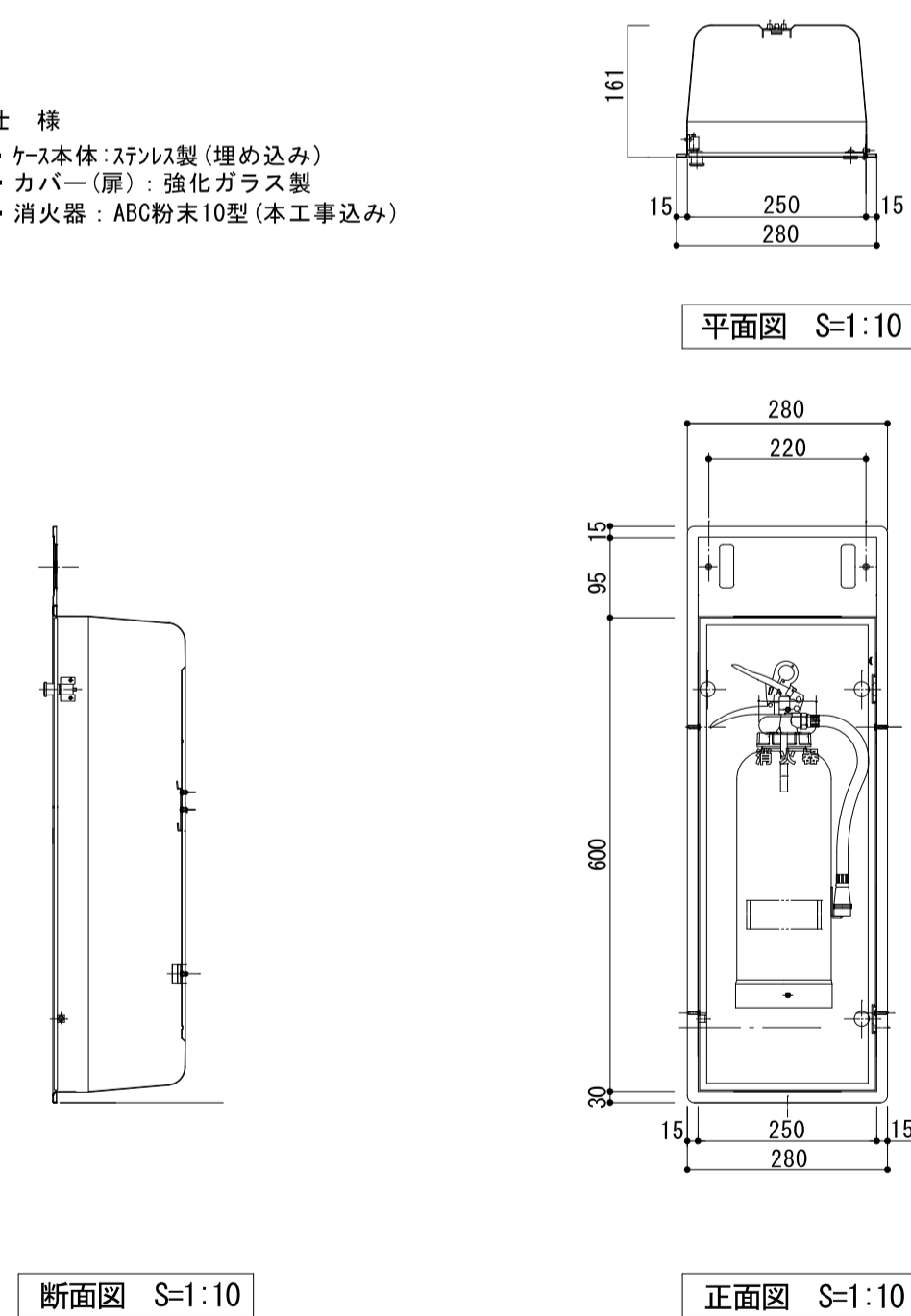


増築馬房①②馬栓棒受詳細図 S=1:20

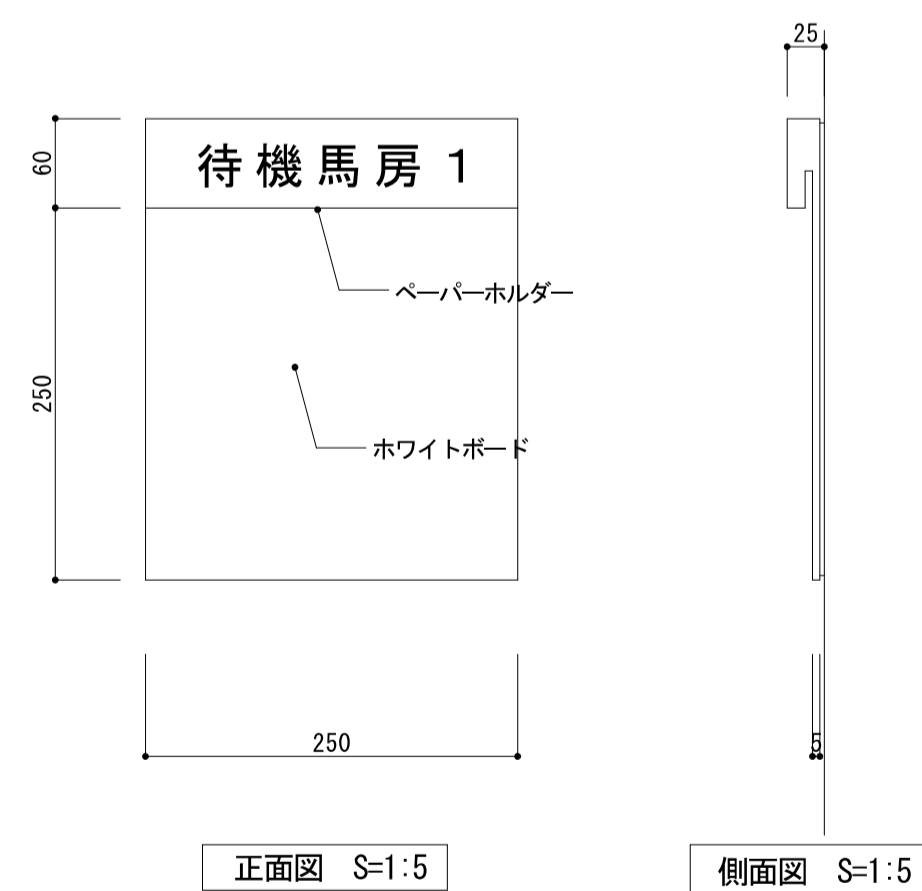


消火器ボックス詳細図 S=1:10

- 仕様
- ・ケース本体: ステンレス製 (埋め込み)
 - ・カバー (扉): 強化ガラス製
 - ・消火器: ABC粉末10型 (本工事申込み)

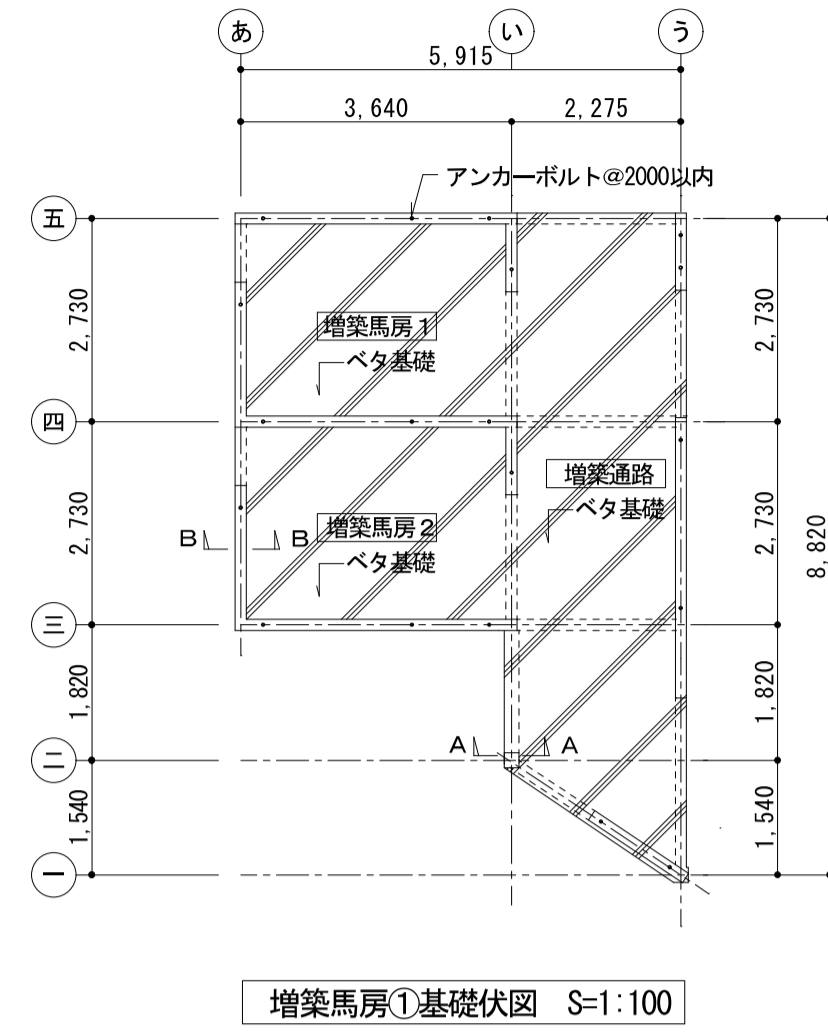


馬房番号・名札吊 S=1:10

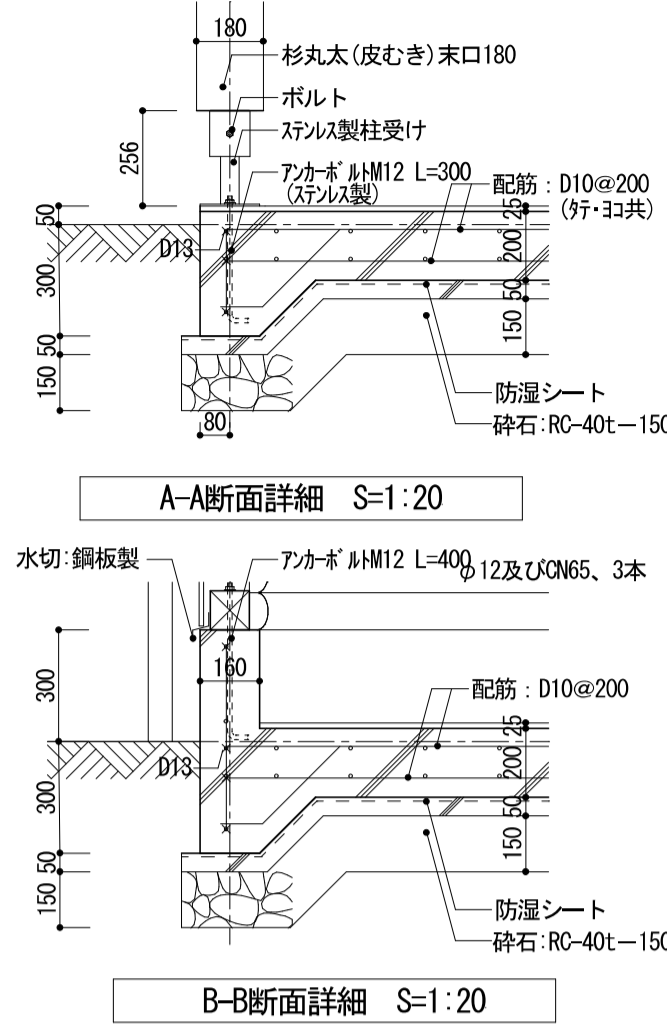


解体図

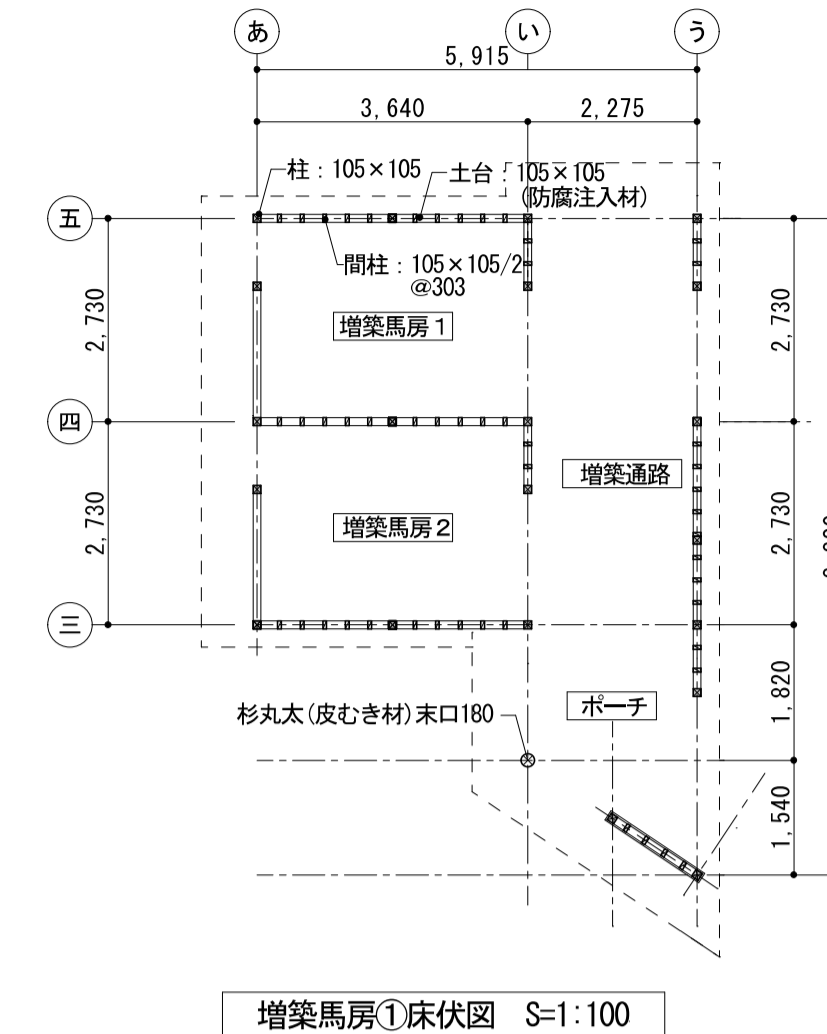
解体図



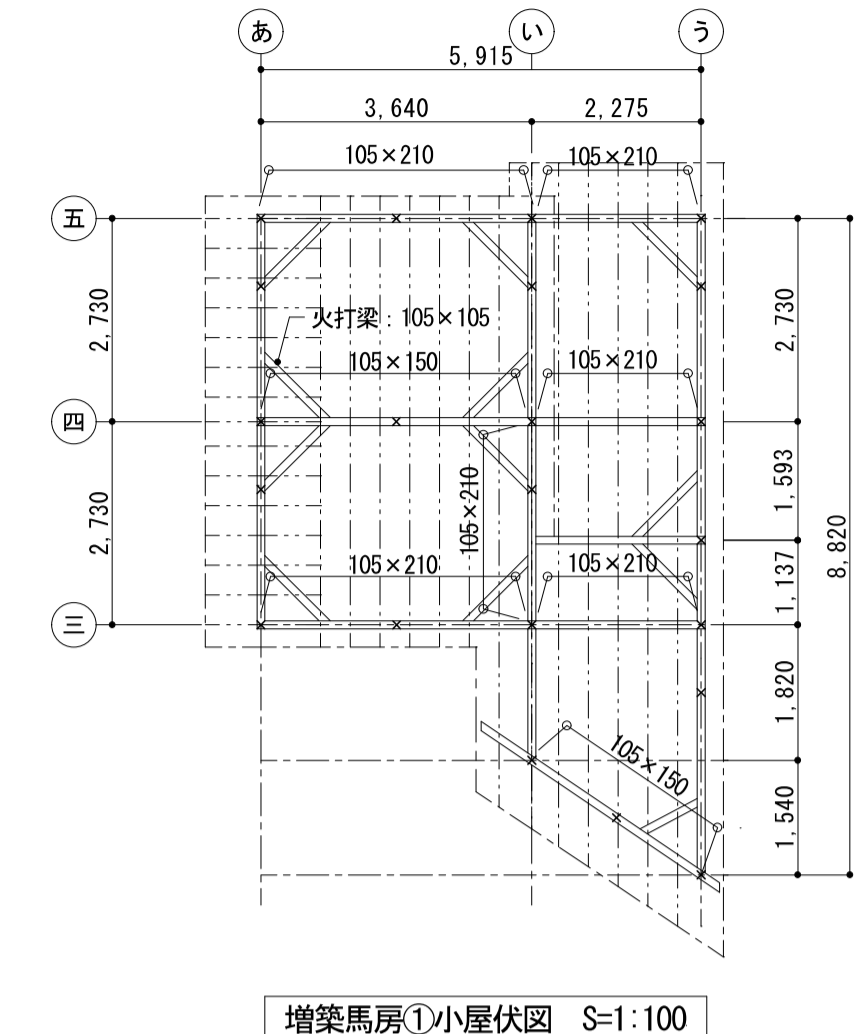
増築馬房①基礎伏図 S=1:100



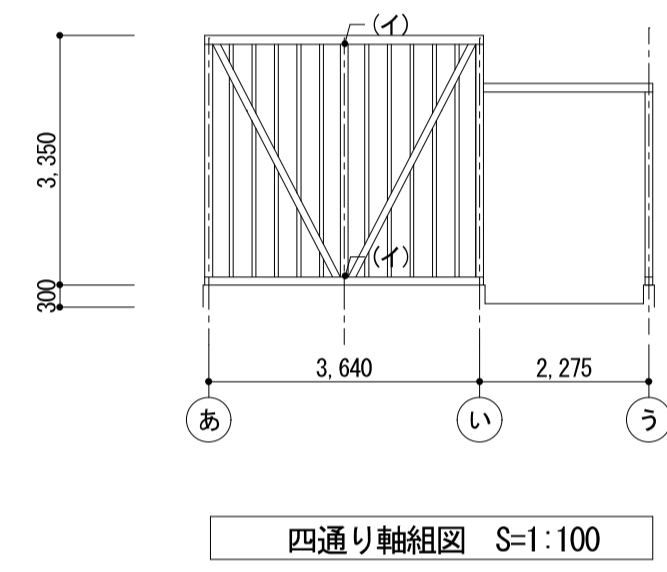
A-A断面詳細 S=1:20
B-B断面詳細 S=1:20



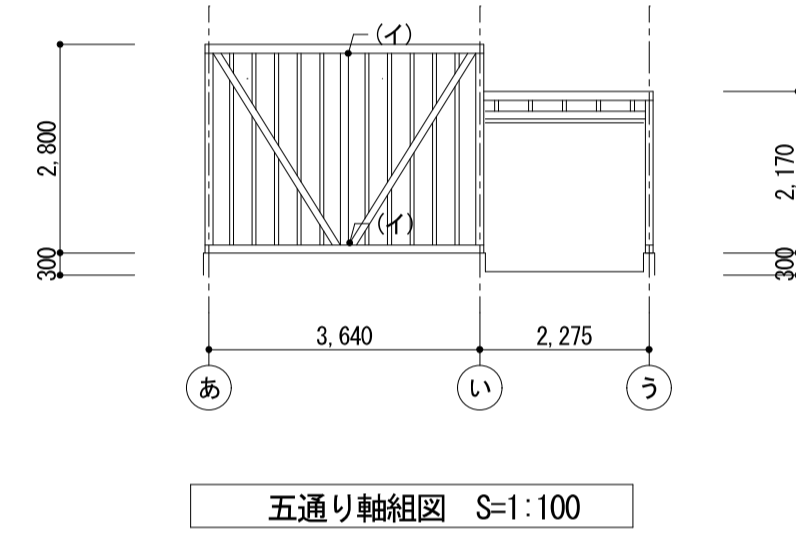
増築馬房①床伏図 S=1:100



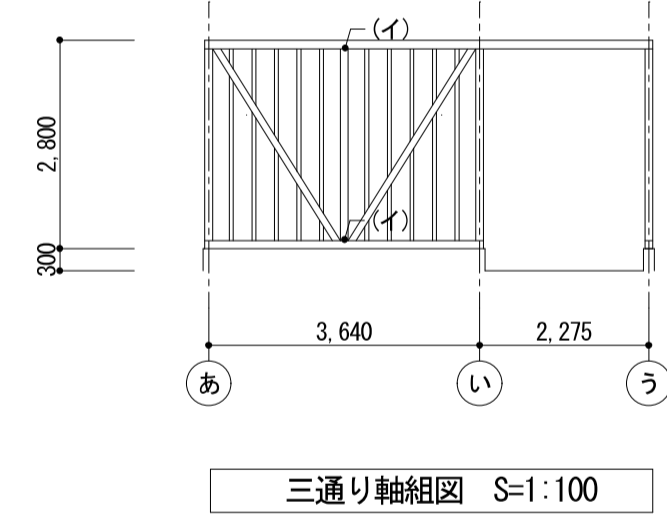
増築馬房①小屋伏図 S=1:100



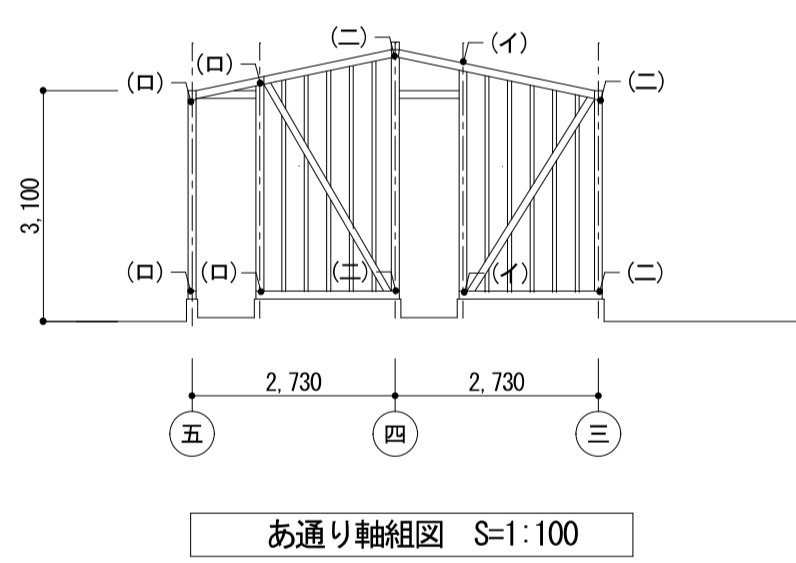
四通り軸組図 S=1:100



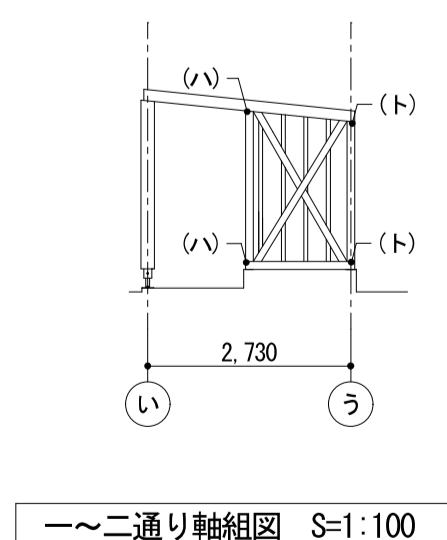
五通り軸組図 S=1:100



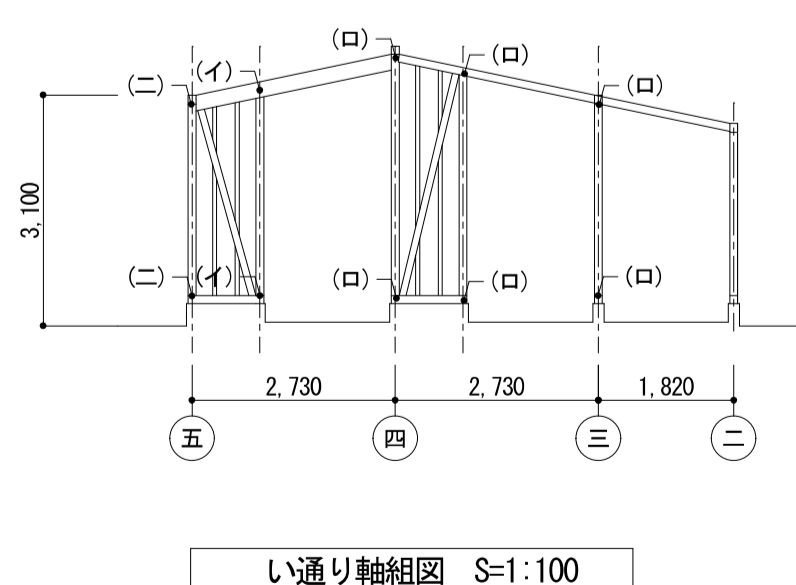
三通り軸組図 S=1:100



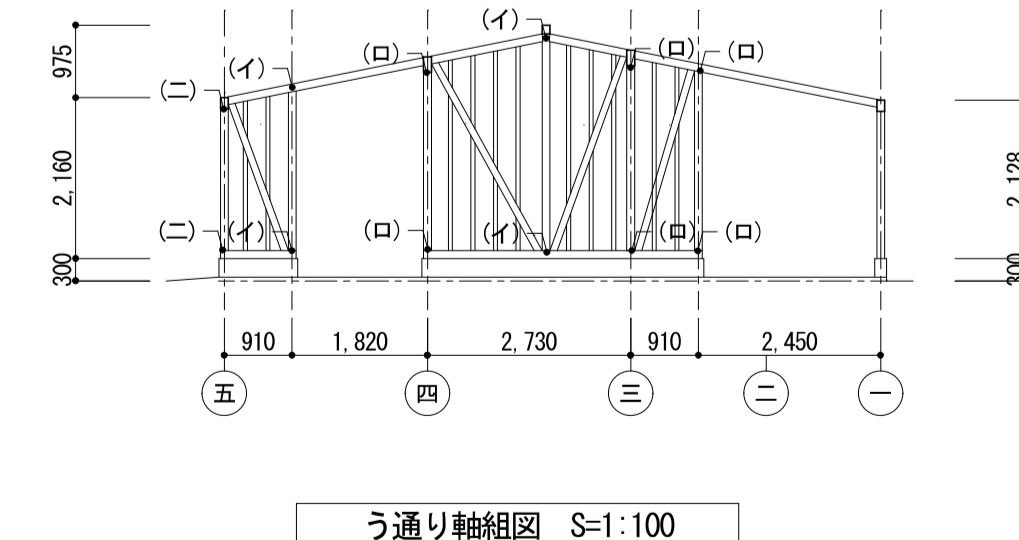
あ通り軸組図 S=1:100



い〜二通り軸組図 S=1:100



い通り軸組図 S=1:100



う通り軸組図 S=1:100

金物特記

アンカーボルト

アンカーボルトは土台に2000以内に配置し、筋交い、継手部、端部に設置する。

筋交い

- (1) 筋交いの寸法は、全て木材(90×30)とし、端部は全て鋼板添え板t=1.6mmを筋交いに対してφ12及びCN65 3本平打ち、柱に対してCN65 3本平打ち横架材に対してCN65 4本打ち又は、これらと同等以上の接合方法としたもの

柱頭・柱脚の接合部

軸組図中の柱頭・柱脚の接合部表記は下記の施工方法で固定する。

- (イ) 短ほぞ差し
- (ロ) L字金物：厚さ2.3mmのL字型の鋼板添え板を柱及び横架材に対してそれぞれ長さ6.5cmの太め丸鉄丸くぎ6本平打ちとしたもの又は、これらと同等以上の接合方法としたもの
- (ハ) 厚さ3.2mmのV字型の鋼板添え板を用い、柱及び横架材にそれぞれ長さ90mmの太め丸鉄丸くぎ4本平打ちとしたもの又は、これらと同等以上の接合方法としたもの
- (ニ) 羽子板ボルト：厚さ3.2mmの鋼板添え板に径12mmのボルトを溶接した金物を用い、柱に対して径12mmのφ11締め、横架材に対して厚さ4.5mm40mm各の産金を介してナット締めとしたもの又は、これらと同等以上の接合方法としたもの

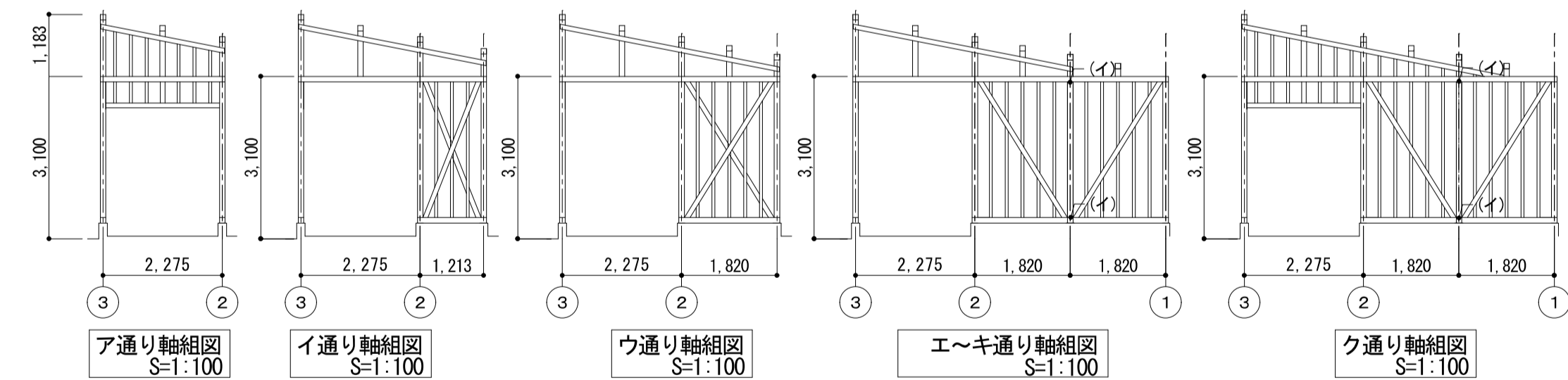
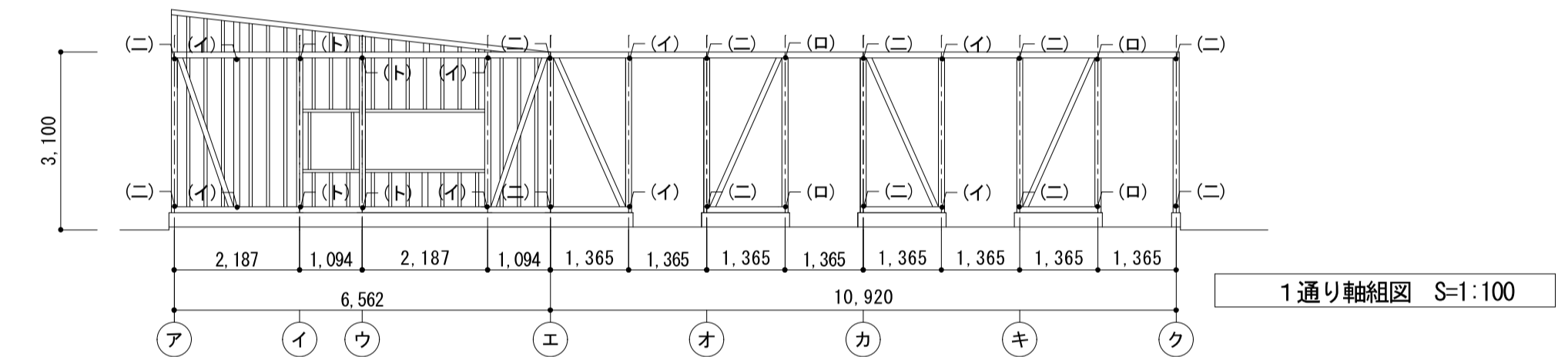
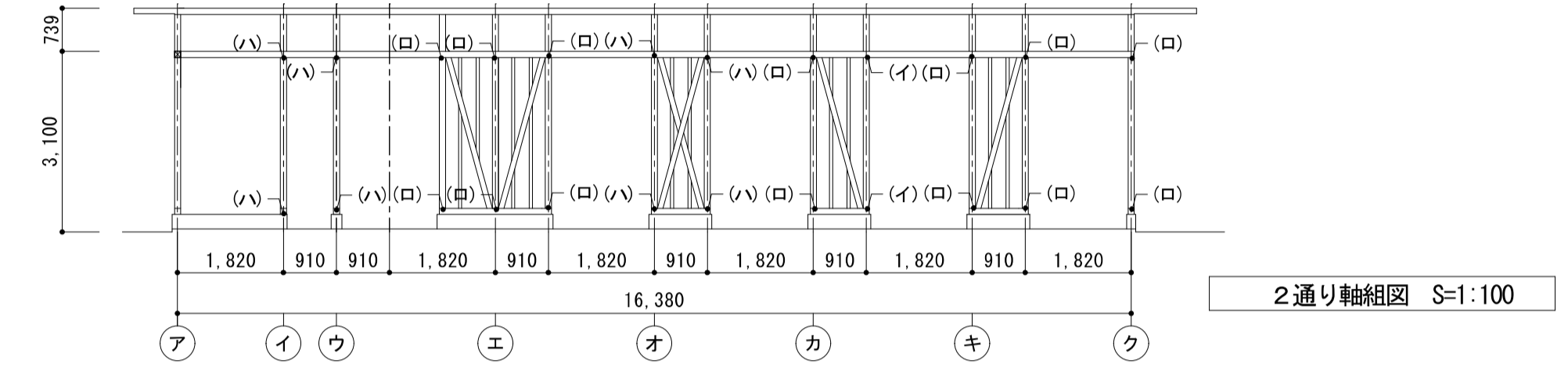
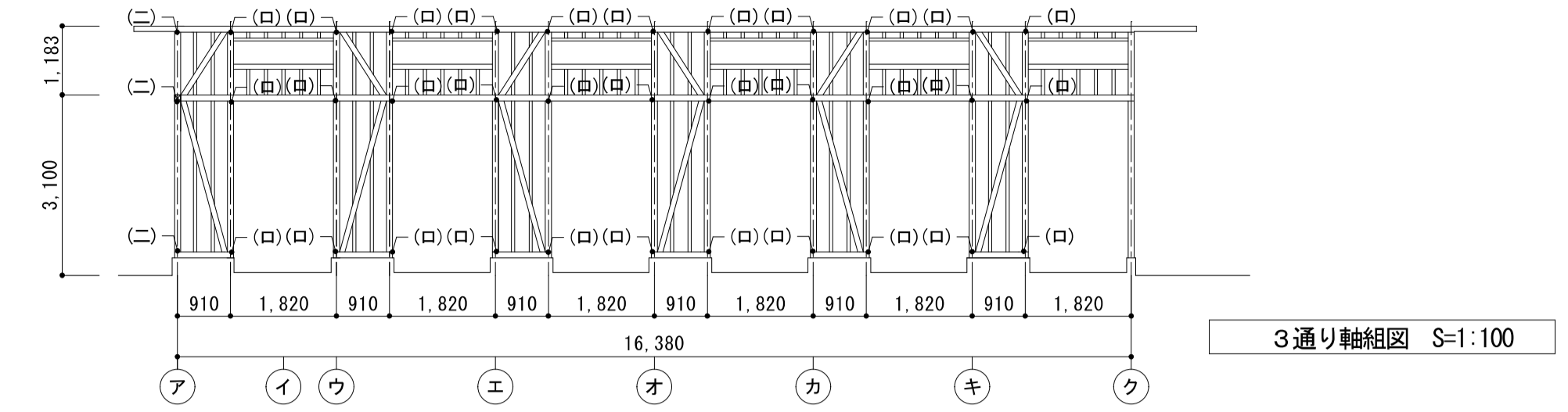
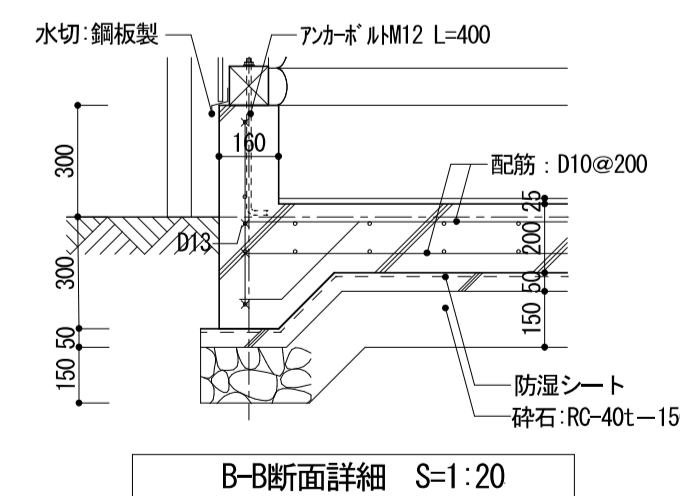
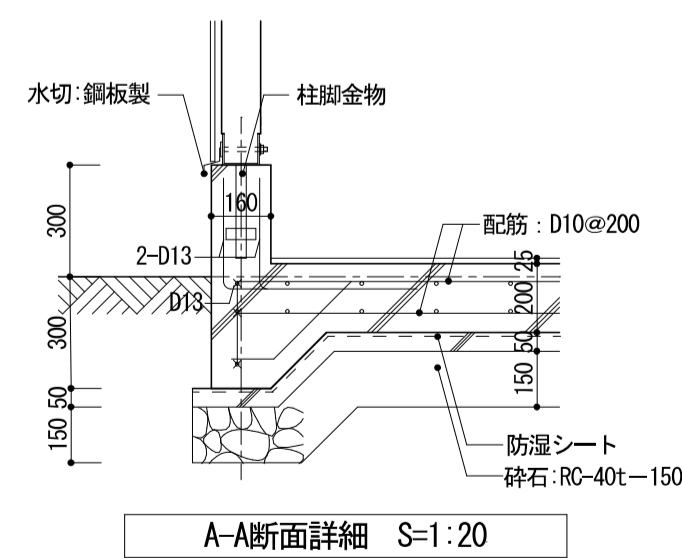
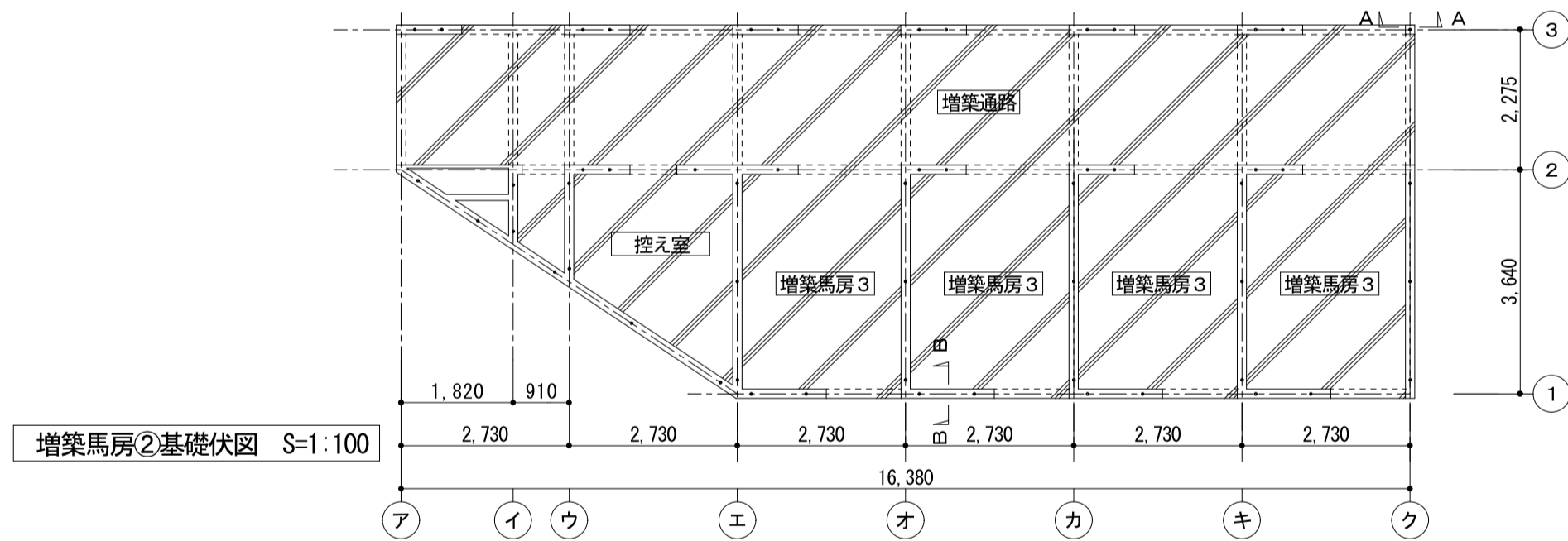
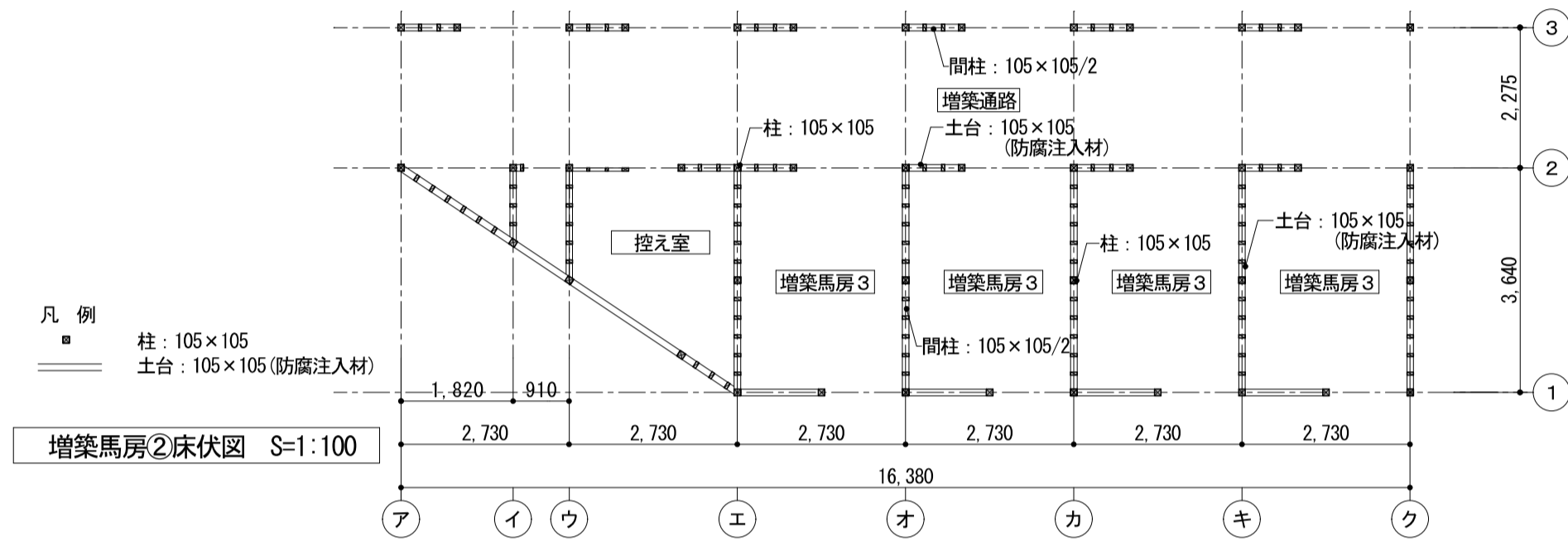
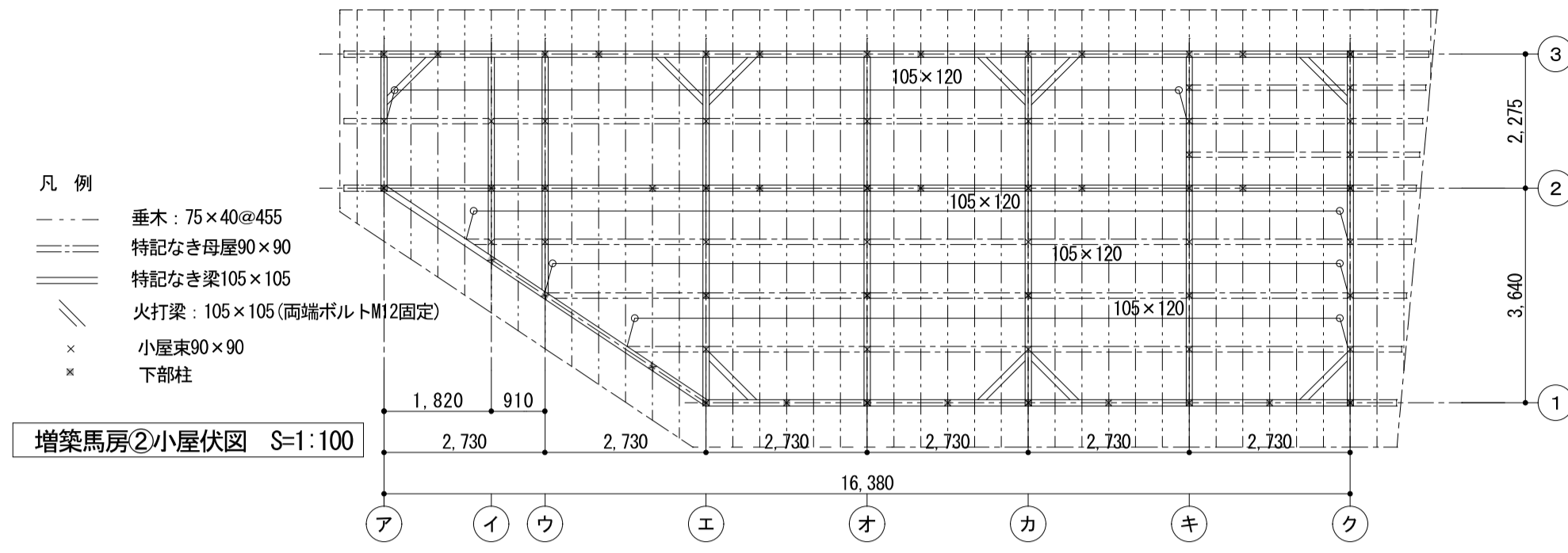
- (ト) 15kN用引き寄せ金物：厚さ3.2mmの鋼板添え板を用い柱に対して径12mmのφ113本、横架材(土台を除く。)、布基礎に対して当該鋼板添え板に止めつけた径16mmφ11を介して緊結したもの又は、これらと同等以上の接合方法としたもの

使用材料

- 砕石：RC40
- 捨てコンクリート：FC-18、S-18
- 基礎コンクリート：FC-21、S-18
- 鉄筋：SD295A、D13及びD10
- アカギ 材：SS400
- 軸組み金物：Zマーク金物同等品
- 木材 土台：松、柱・杉、梁：米松、垂木等：米桐(特1等品)とし、別の場合は監督員の了承を得る

株式会社 サナクト 一級建築士事務所 事務所登録 埼玉県知事 (3)第10060号 一級建築士 第323774号 大泉 昭二	特記	埼玉県浦和競馬組合				浦和競馬場装鞍所待機馬房・宿舎棟解体その他工事	図面名 既存待機馬房・宿舎棟解体図(12)	図面番号 A-17
		課長	副参事	主幹	担当			
		石井	中嶋	阿相	阿相		縮尺 A1:1/100, A3:1/200	区分 建築図

解体図



金物特記

アンカーボルト

アンカーボルトは土台に2000以内に配置し、筋交い、継手部、端部にて設置する。

筋交い

(1) 筋交いの寸法は、全て木材(90×30)とし、端部は全て鋼板添え板1.6mmを筋交いに対してφ12及びφ16 3本平打ちとし、柱に対してφ16 3本平打ち横架材に対してφ16 4本打ち又は、これらと同等以上の接合方法としたもの

柱頭・柱脚の接合部

軸組図中の柱頭・柱脚の接合部表記は下記の施工方法で固定する。

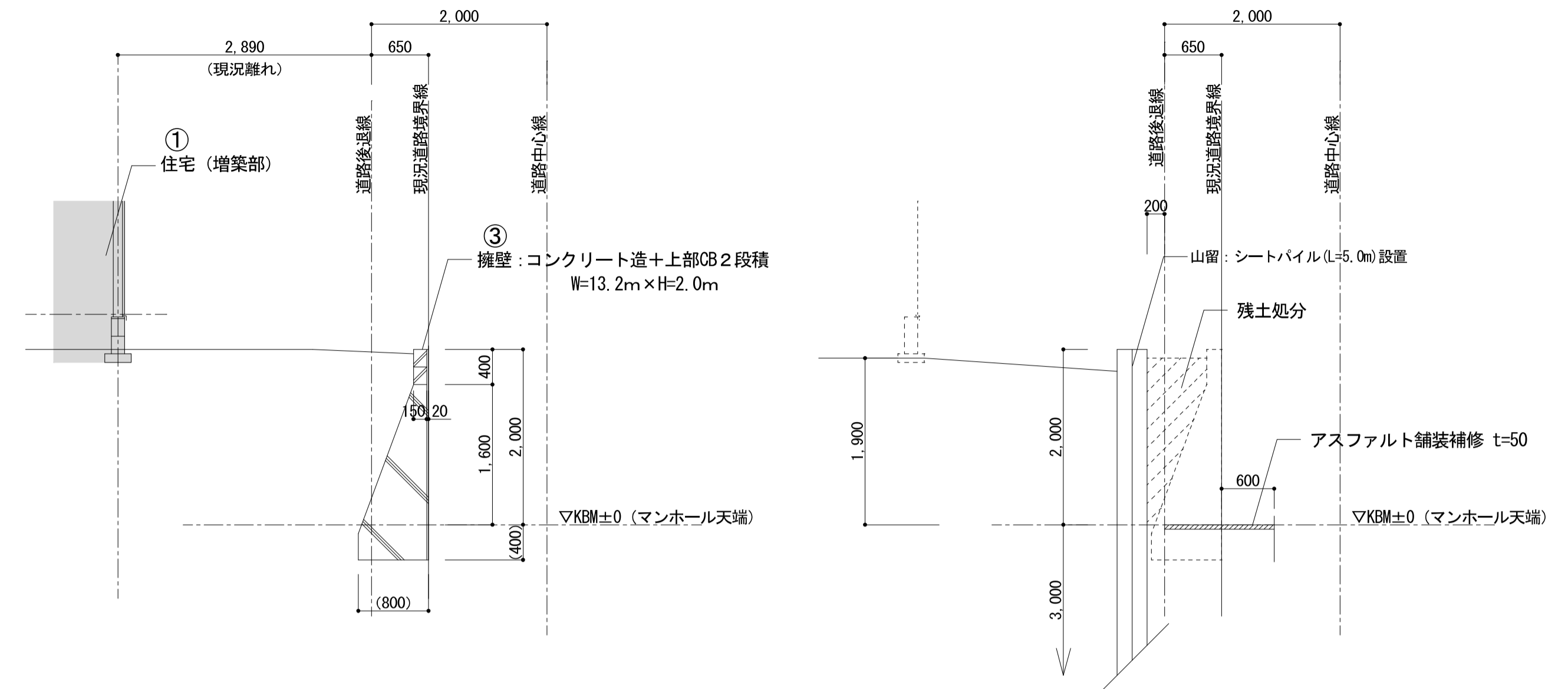
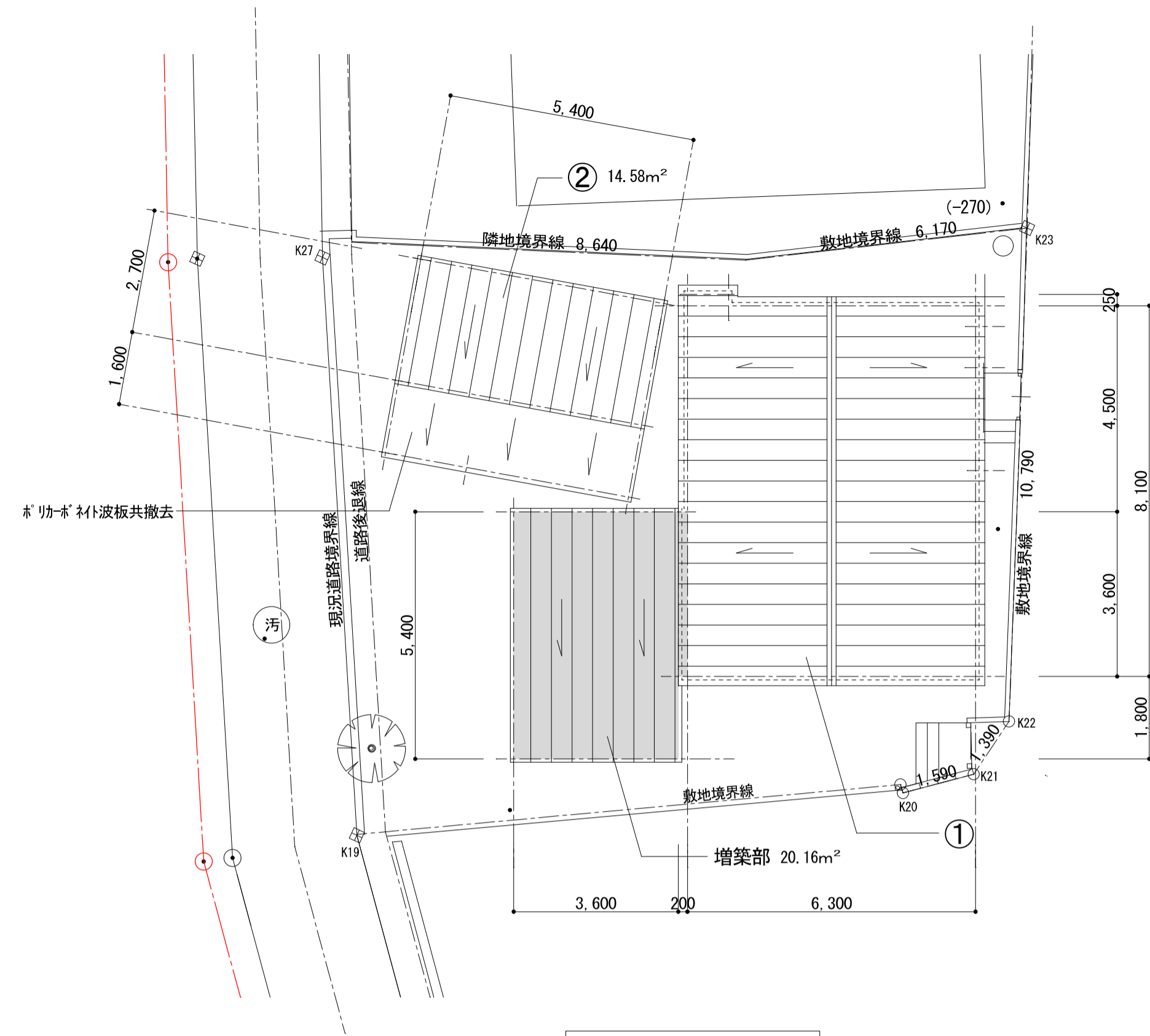
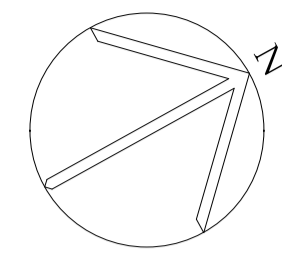
- ・(イ) 短はぞ差し
- ・(ロ) L字金物: 厚さ2.3mmのL字型の鋼板添え板を柱及び横架材に対してそれぞれ長さ6.5cmの太め丸鉄丸くぎ5本平打ちとしたもの又は、これらと同等以上の接合方法としたもの
- ・(ハ) 厚さ3.2mmのV字型の鋼板添え板を用い、柱及び横架材にそれぞれ長さ9cm太め丸鉄丸くぎ4本平打ちとしたもの又は、これらと同等以上の接合方法としたもの
- ・(ニ) 羽子板ボルト: 厚さ3.2mmの鋼板添え板に径12mmのボルトを溶接した金物を用い、柱に対して径12mmのφ16締め、横架材に対して厚さ4.5mmφ10mm各の座金を介してナット締めしたものと、これらと同等以上の接合方法としたもの

- ・(ト) 150N用引き寄せ金物: 厚さ3.2mmの鋼板添え板を用い柱に対して径12mmのφ16 3本、横架材(土台を除く。)、布基礎に対して当該鋼板添え板に止めつけた径16mmφ 1本を介して緊結したもの又は、これらと同等以上の接合方法としたもの

使用材料

- 砕石: RC40
- 捨てコンクリート: FG-18、S-18
- 基礎コンクリート: FG-21、S-18
- 鉄筋: SD295A、D13及びD10
- アンカーボルト: SS400
- 軸組み金物: Zマーク金物同等品
- 木材: 松、柱、杉、梁: 米松、
垂木等: 米松(特1等品)とし、
別の場合は監督員の了承を得る

解体図

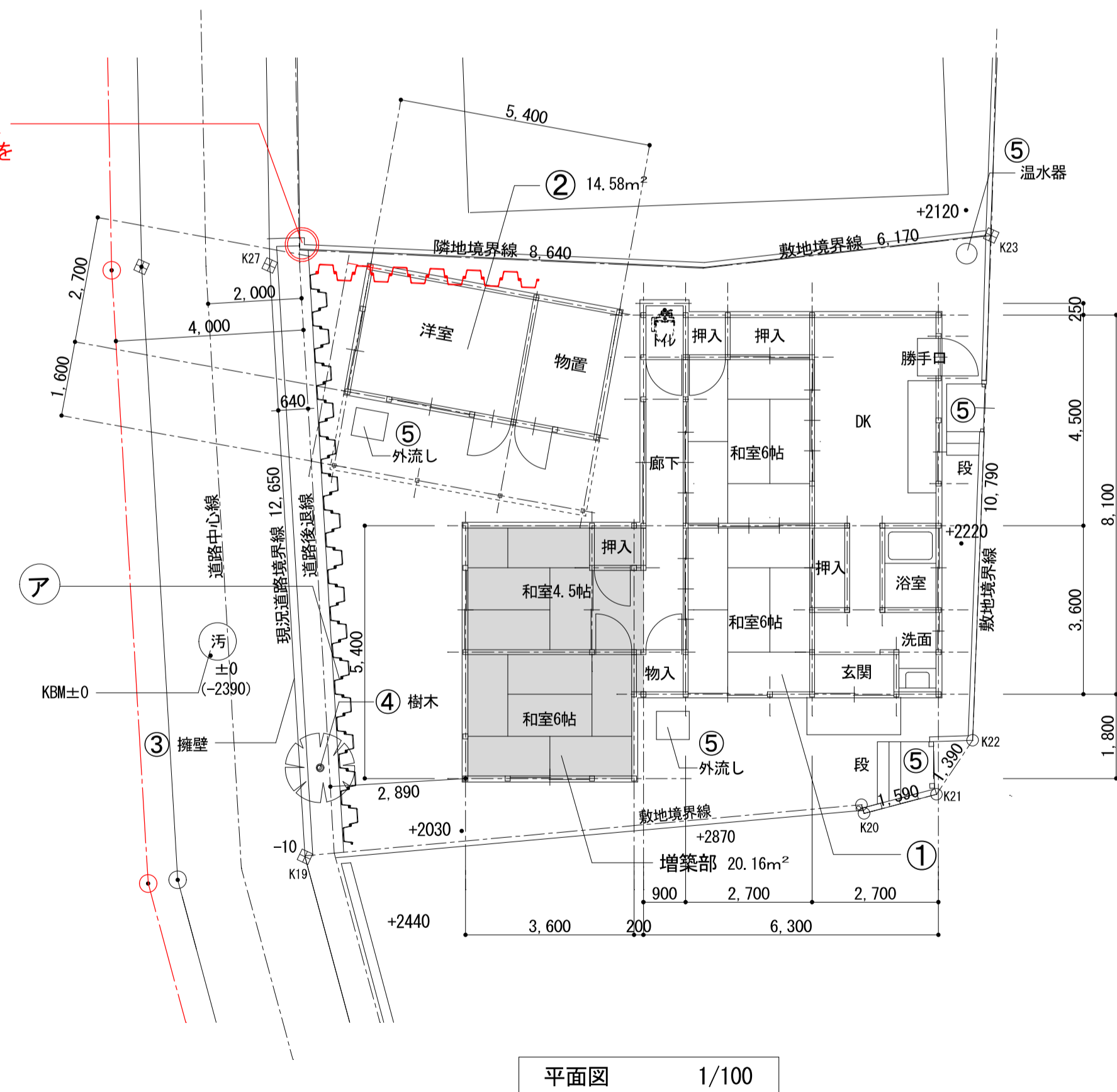


擁壁撤去断面詳細図 1/50

() 内地中部の擁壁寸法は、想定寸法とする。

整地断面詳細図 1/50

撤去工事及び山留工事終了後、隣地擁壁（取合い部）の補修を行うこととする。



各部の高さはKBM（マンホール天端）からの高さを示す。

解体概要

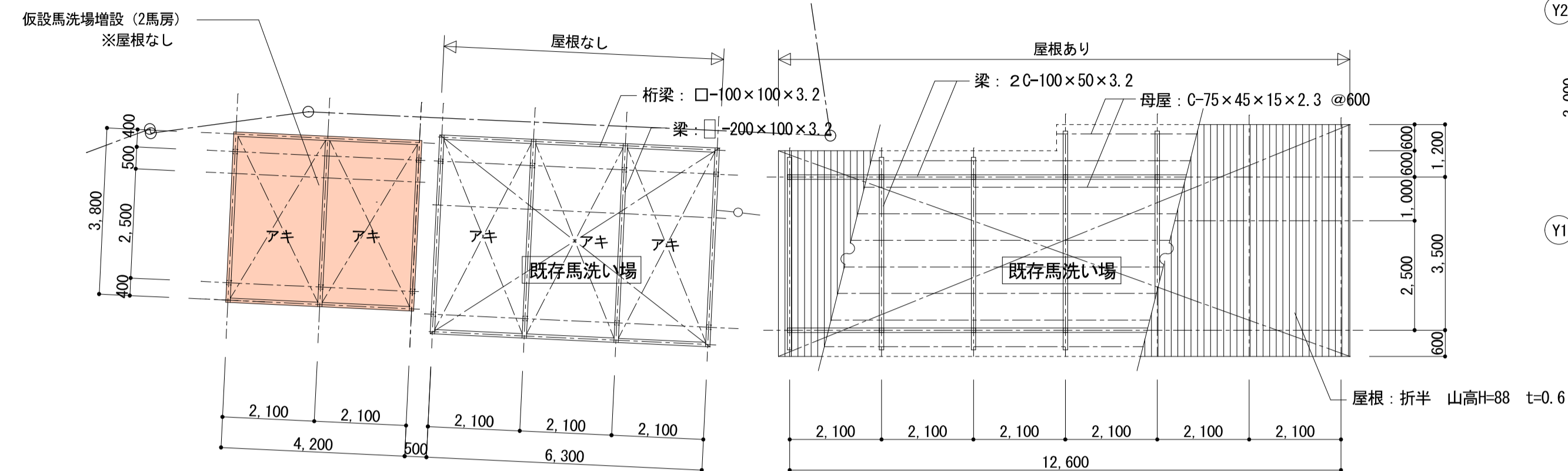
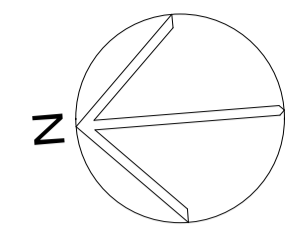
所在地	さいたま市南区大谷場1丁目97-1の一部
-----	----------------------

解体リスト

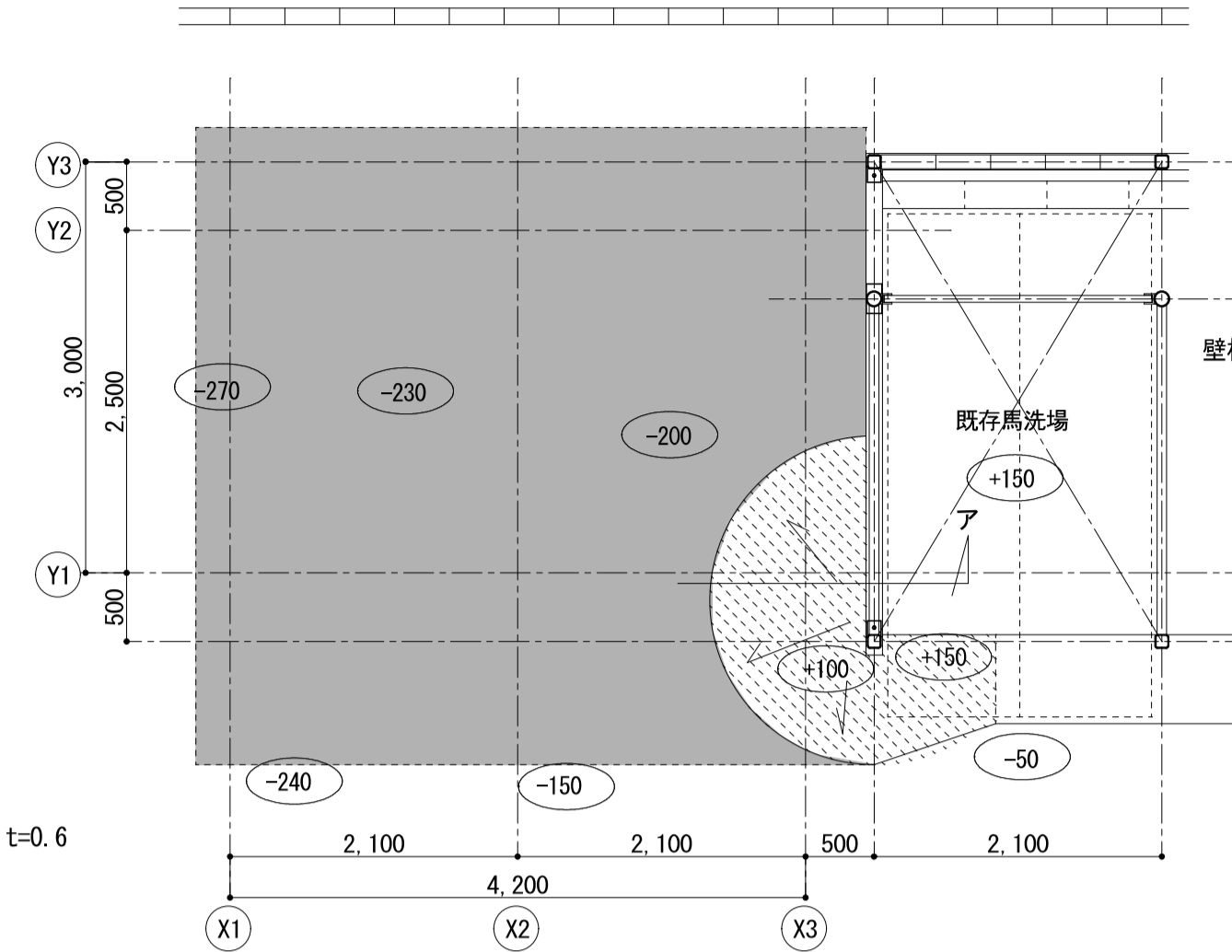
番号	名称	構造・規模 仕上	備考
①	住宅	木造平屋建 床面積 71.42㎡ (21.60坪) (増築部 20.16㎡を含む)	①+② =86.0㎡ (26.01坪)
		屋根: 鋼板瓦葺き 外壁: 金属サイディング	
		RC布基礎 (増築部CB基礎)	
②	住宅	木造平屋建 床面積 14.58㎡ (4.41坪)	
		屋根: 鋼板瓦葺き 外壁: 金属サイディング CB基礎	
③	擁壁	コンクリート造+上部CB2段積 W=13.2m×H=2.0m	
④	樹木		
⑤	外構	段2か所、外流し2か所、温水器1か所、撤去	
		埋設給排水管 一式 撤去	
⑥	整地	KBM+1,900で整地 一式	

その他

番号	名称	構造・規模 仕上	備考
ア	仮設山留	シートパイル(L=5000)	数量: 12.5m



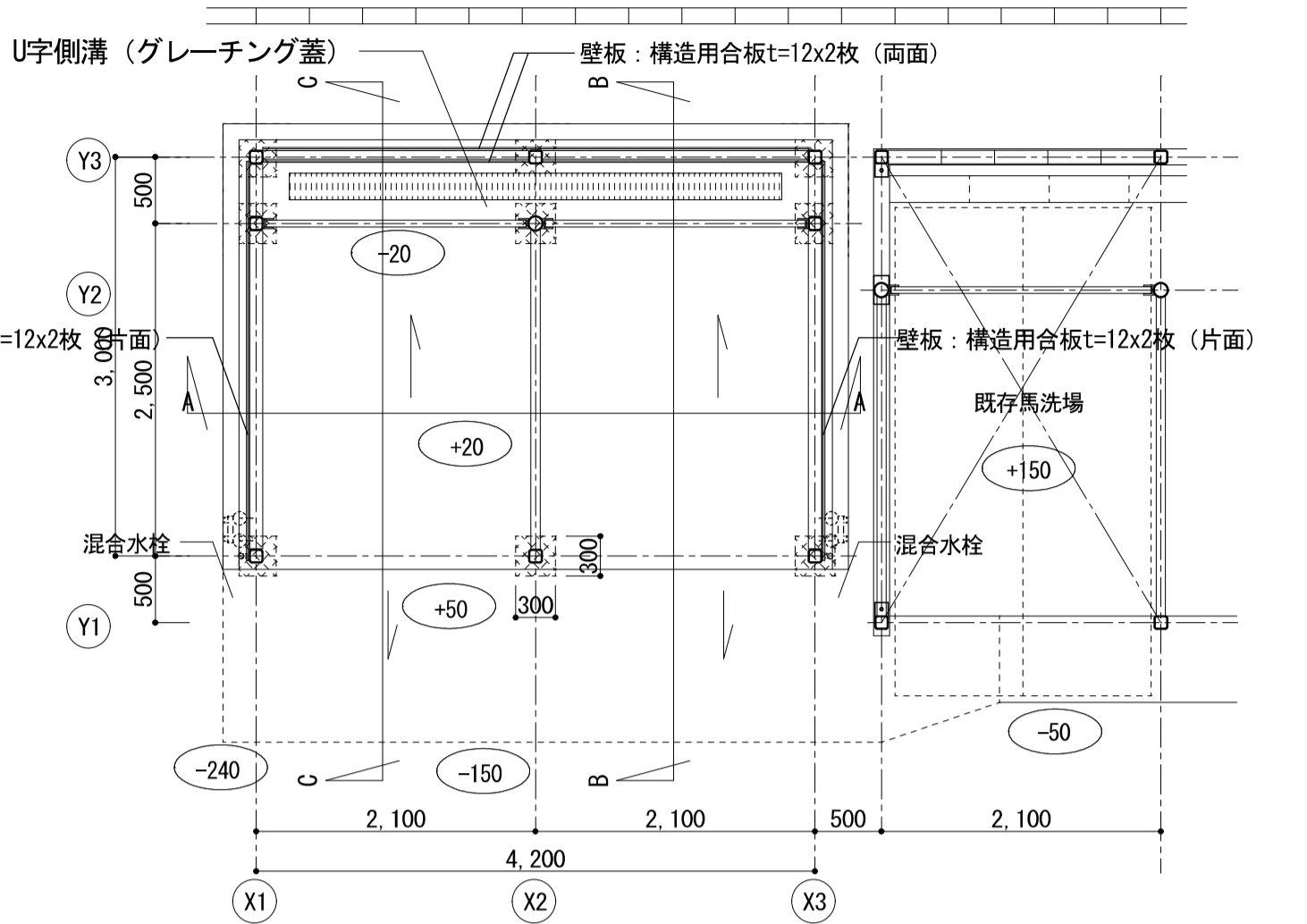
屋根伏図 1:100



平面図 (増築前) 1:50

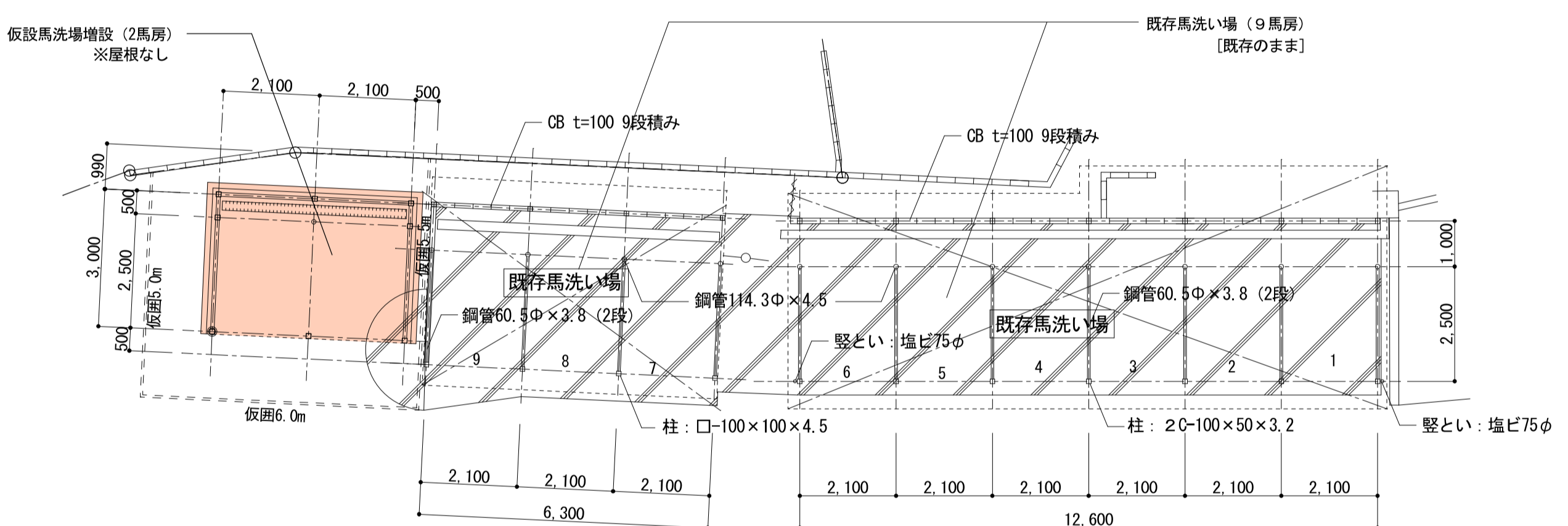
[撤去凡例]
 [Hatched Area]: ウレタンゴムチップ舗装 (t=30) [撤去]

[Hatched Area]: 既存スロープ (RC) [撤去]
 (※ア部断面図参照)



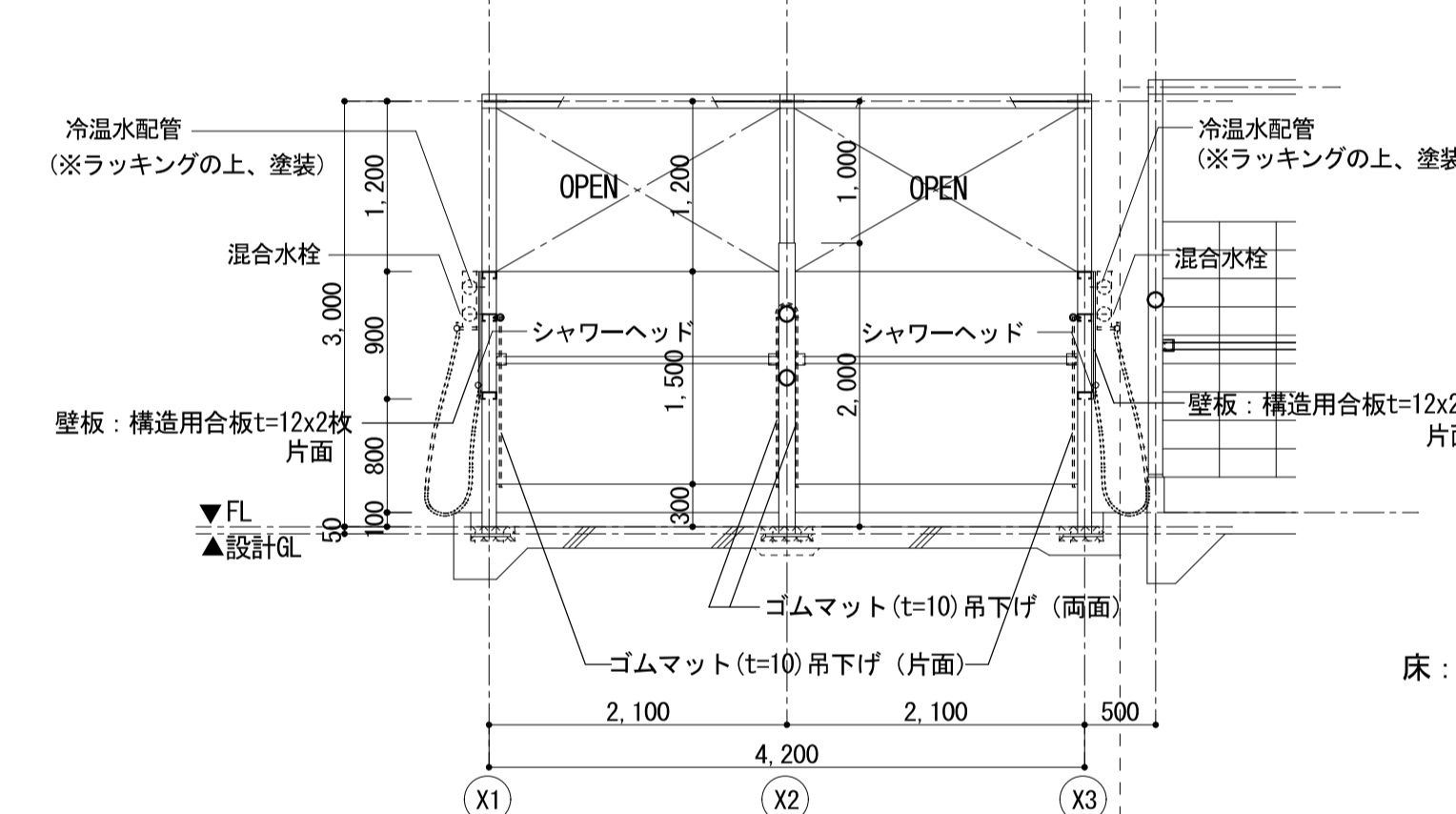
平面図 (増築後) 1:50

[凡例]
 *** : 設計GLよりのレベルを示す。
 (設計GL±0=TP+11.10m)
 [Hatched Area]: 柱脚部防水モルタル充填 (t=100)

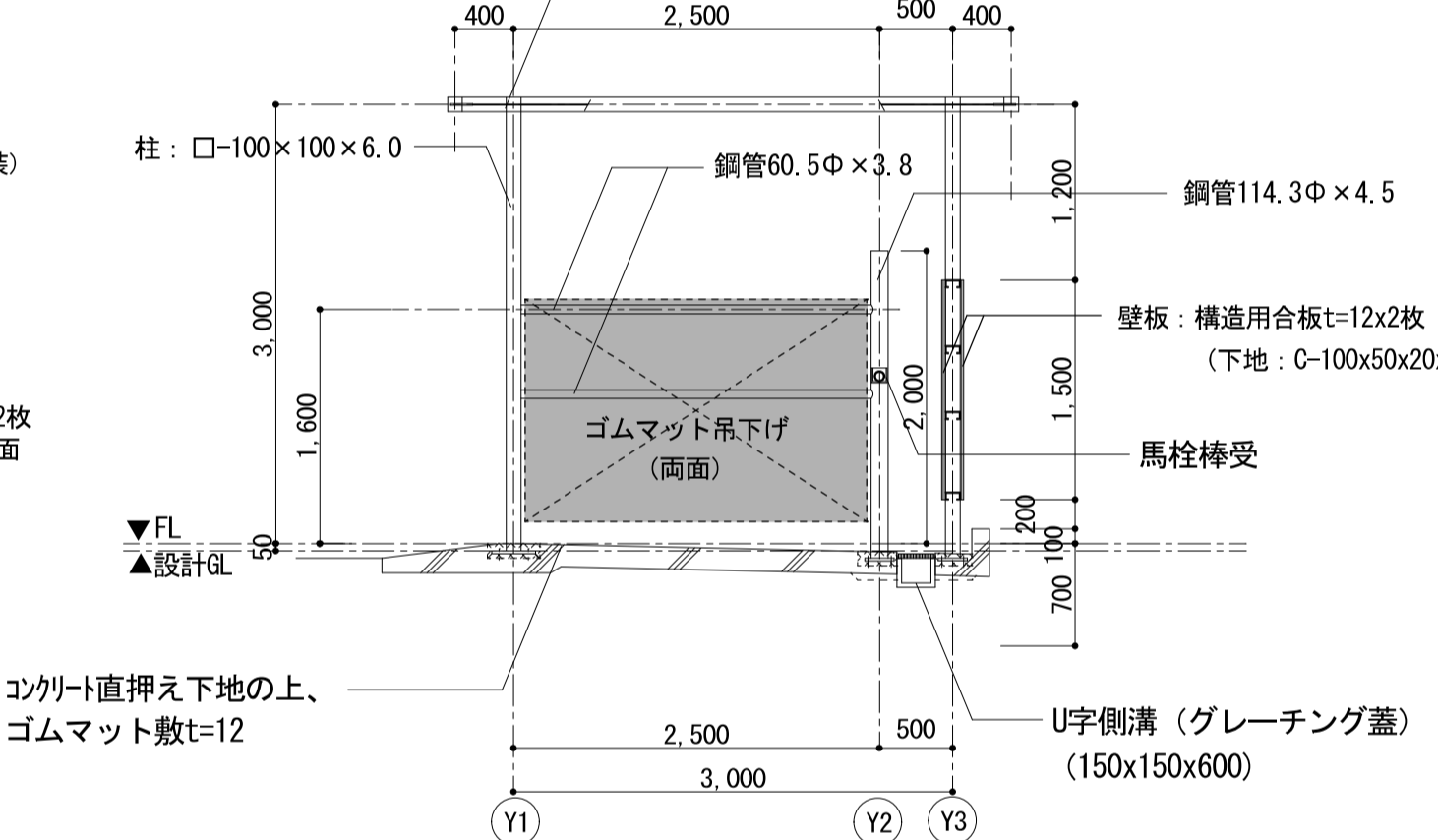


平面図 1:100

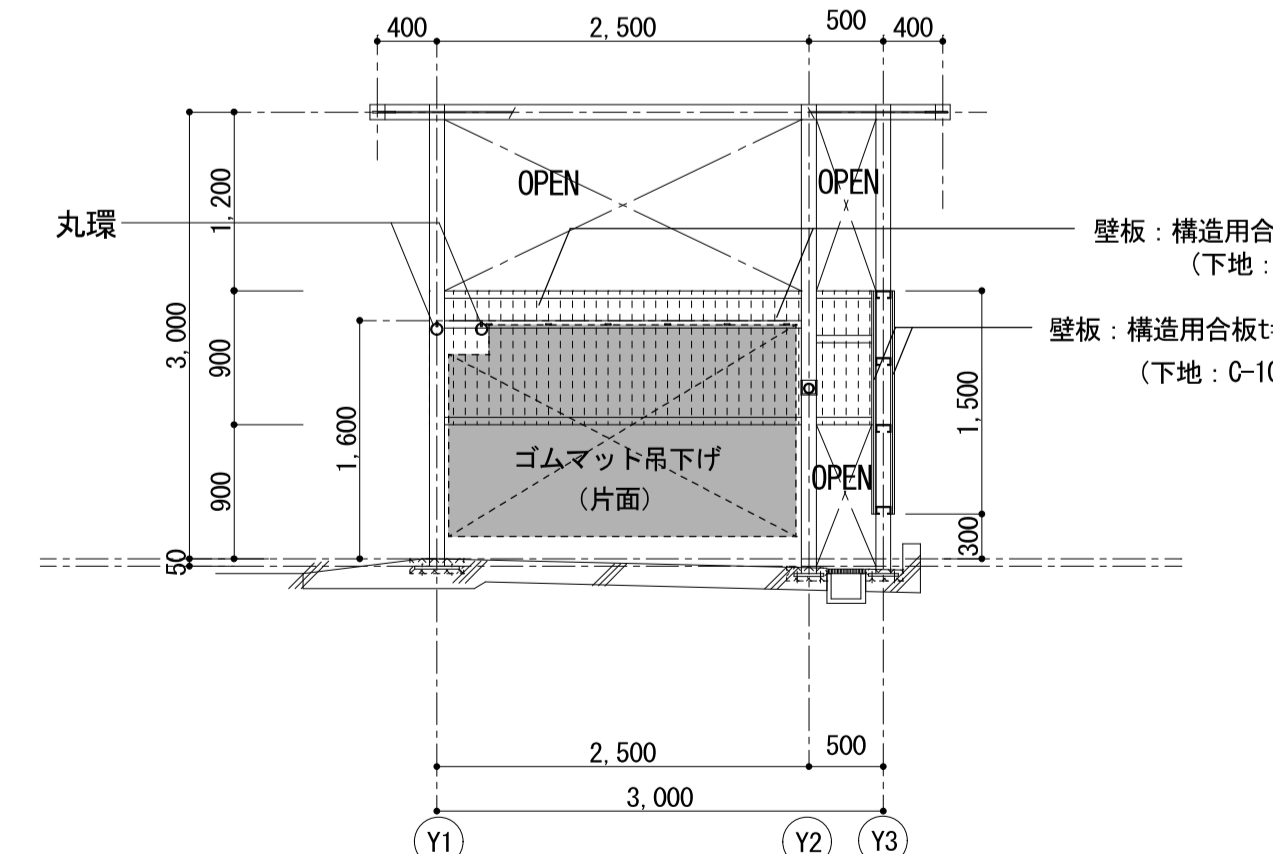
[凡例]
 [Orange Area]: 仮設馬洗場増設範囲
 [Dashed Line]: 工事期間中仮囲い設置 (H=2.0m程度)



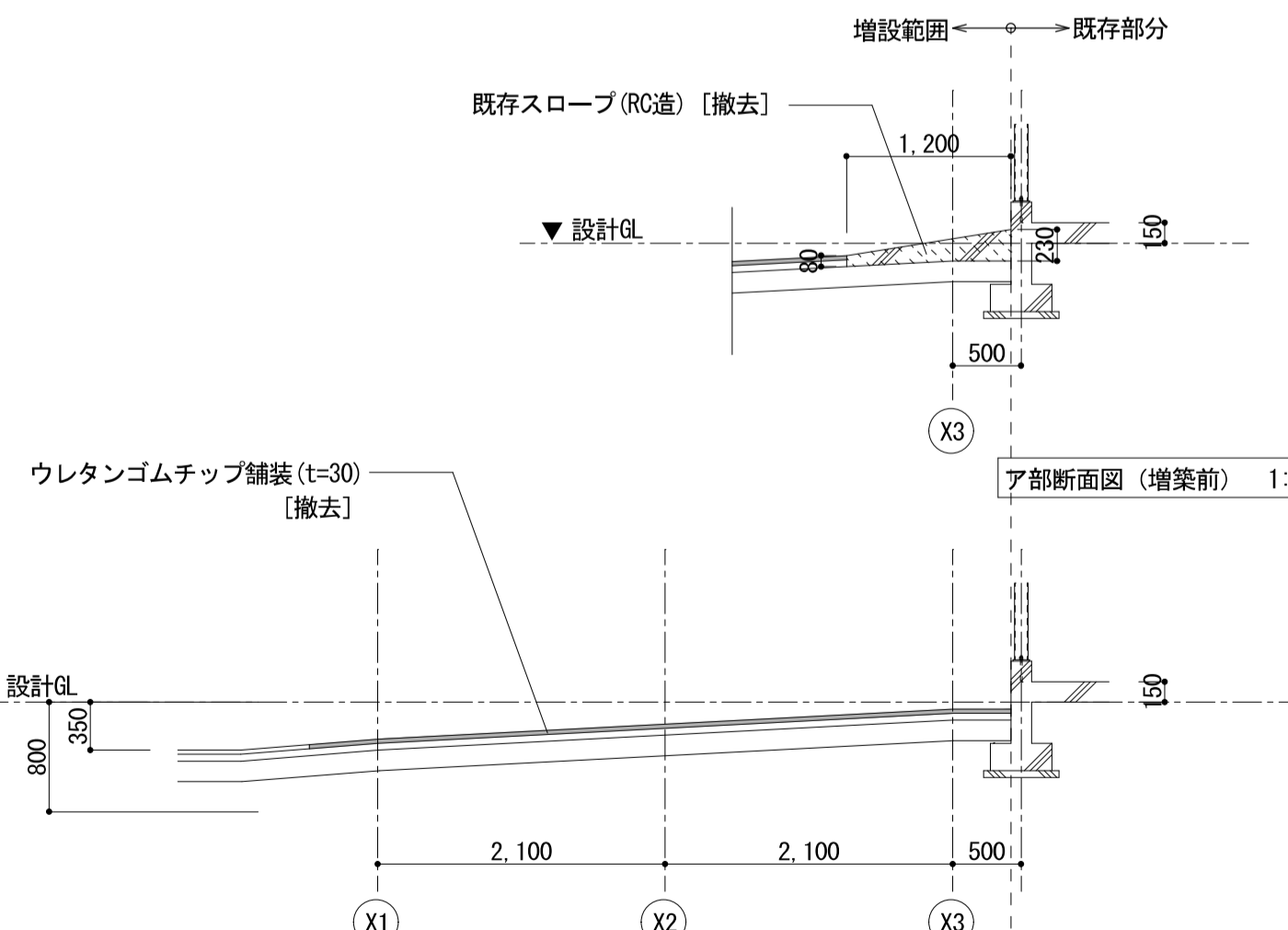
A-A断面図 1:50



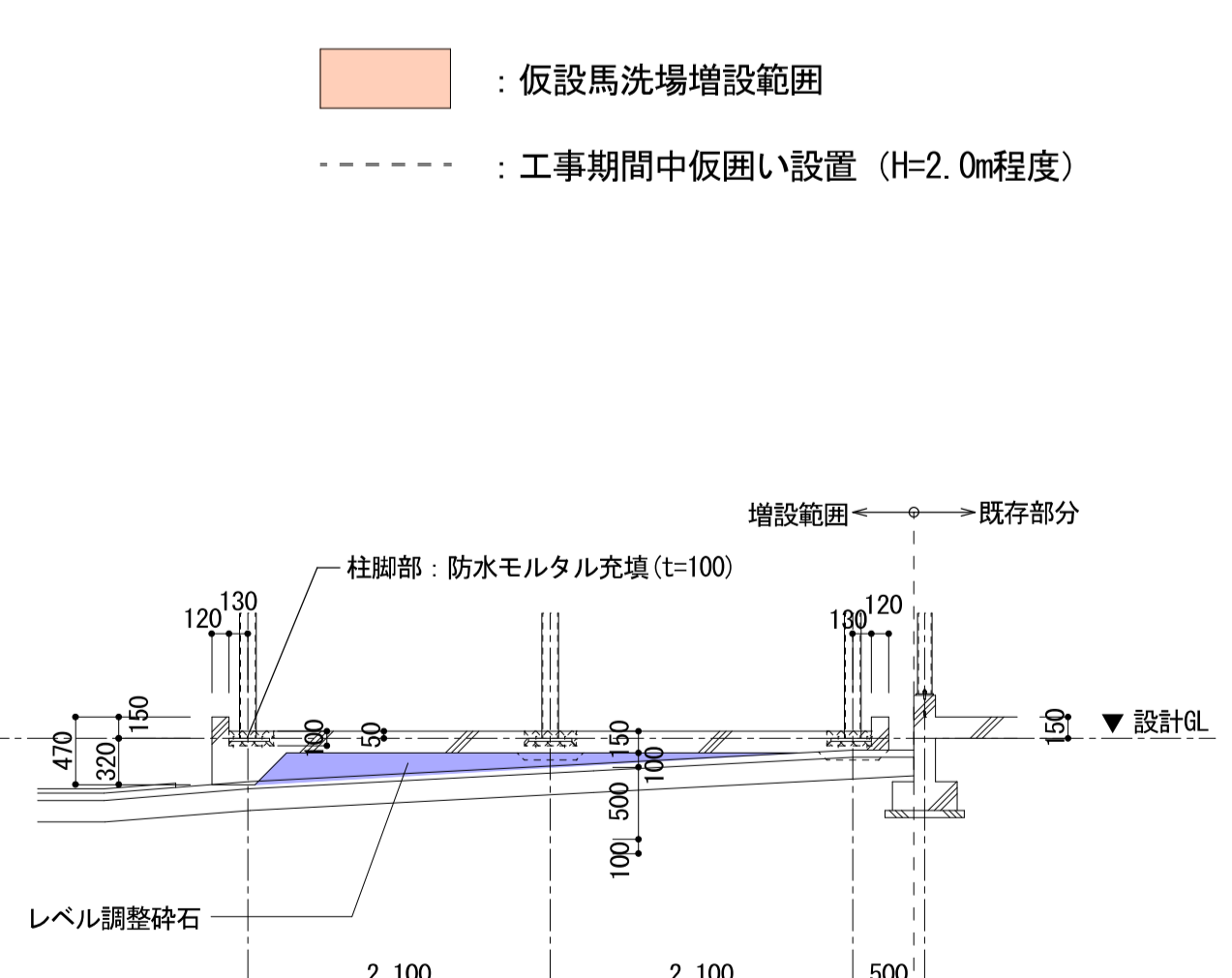
B-B断面図 1:50



C-C断面図 1:50



地盤断面図 (増築前) 1:50

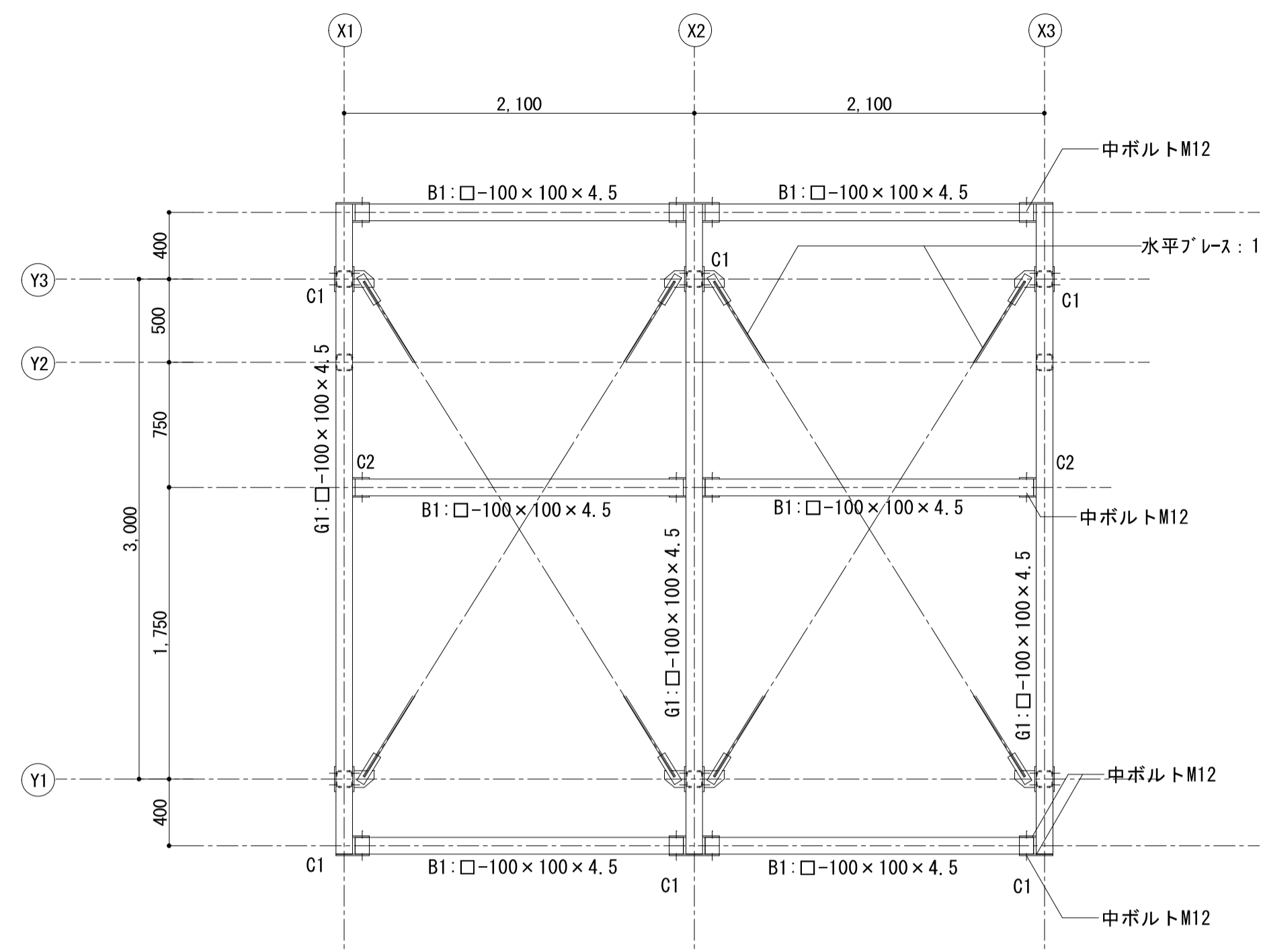


地盤断面図 (増築後) 1:50

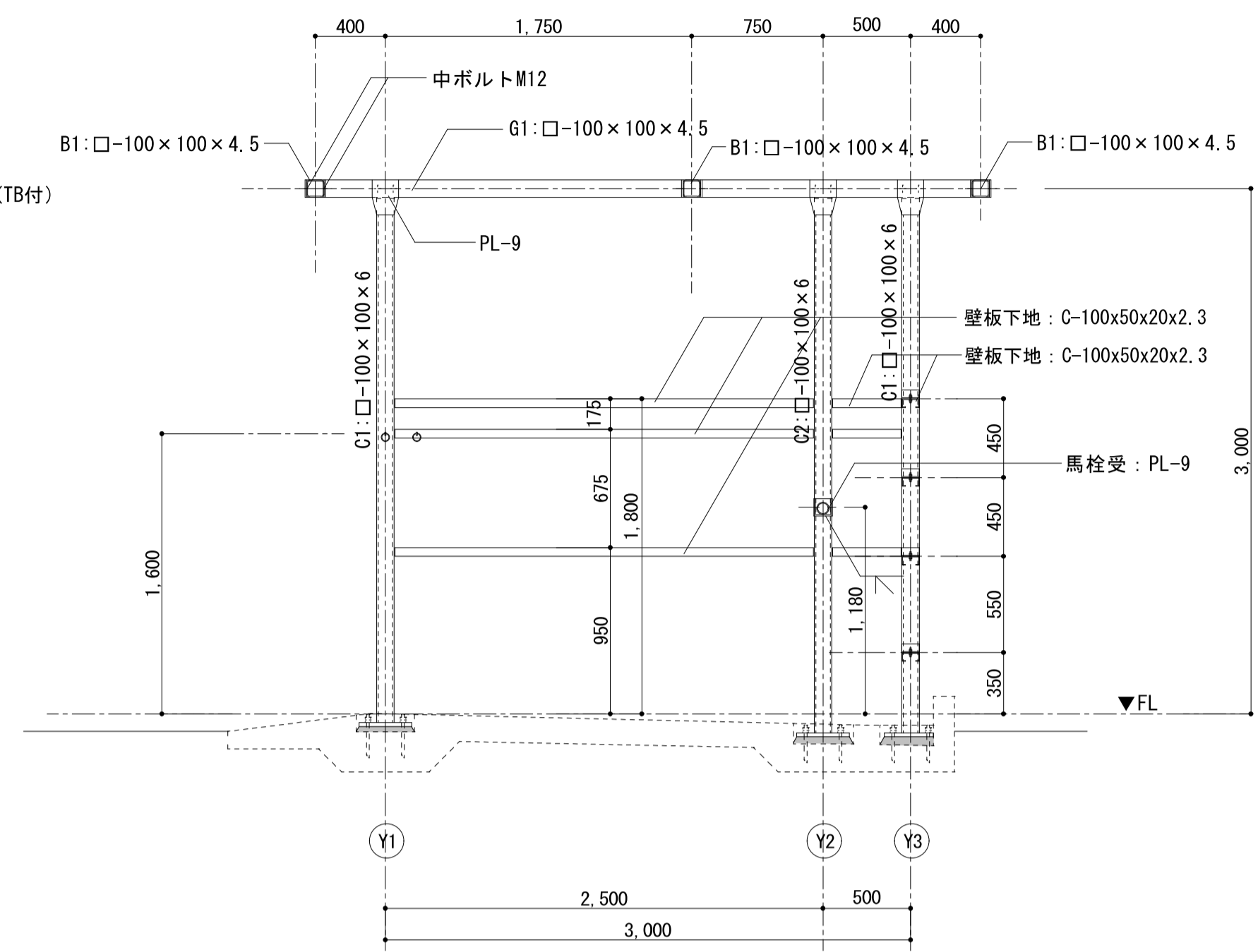
仕上表

床	コンクリート直押え下地の上、ゴムマット敷t=12
壁	腰: ゴムマット (t=10) 吊下げ 壁板: 構造用合板t=12x2枚 (下地: C-100x50x20x2.3)
天井	なし
その他	馬栓棒受、丸環

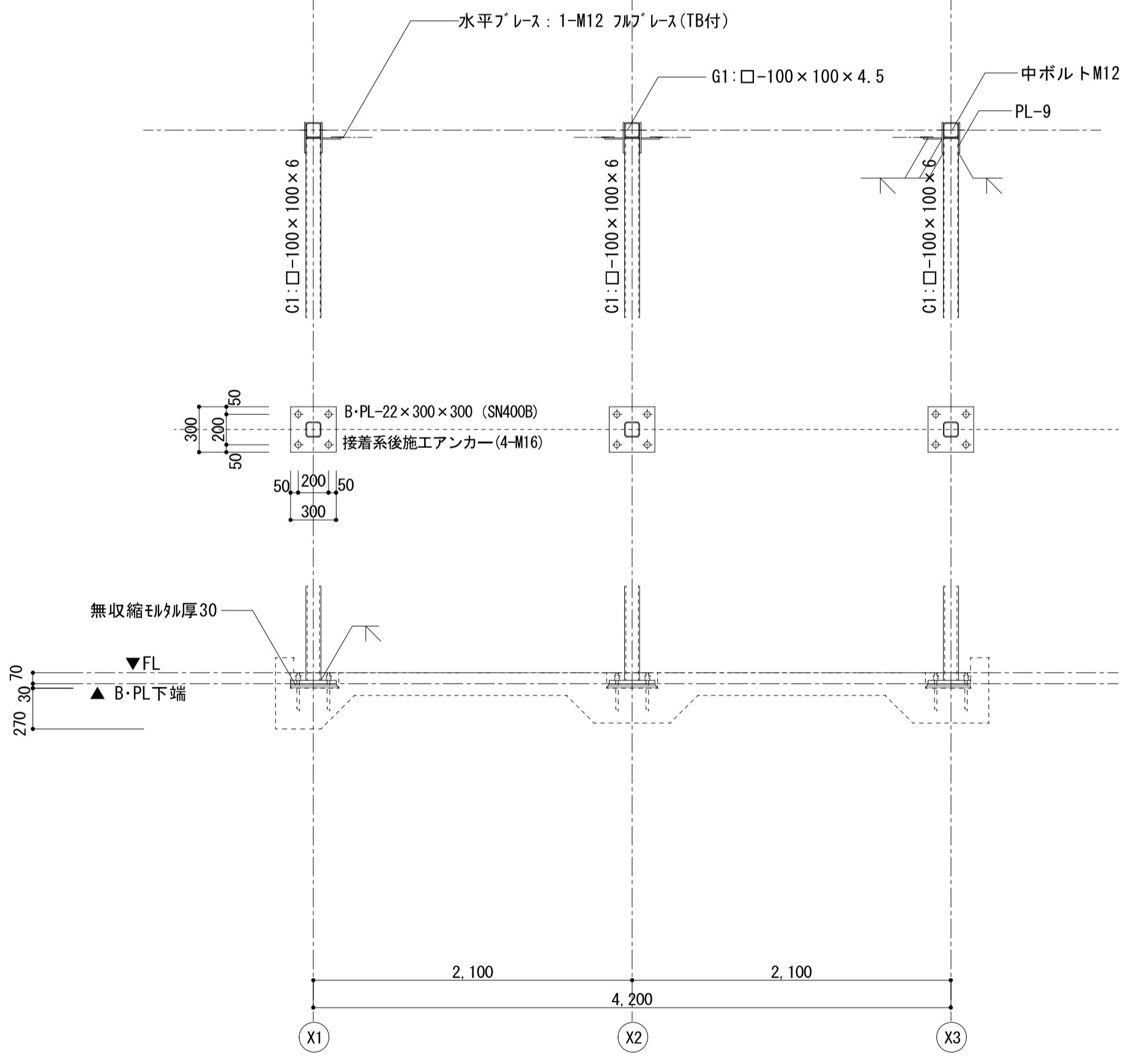
※共通: 鉄の見え掛りぶ部は錆止め塗布の上、SOP塗装とする。



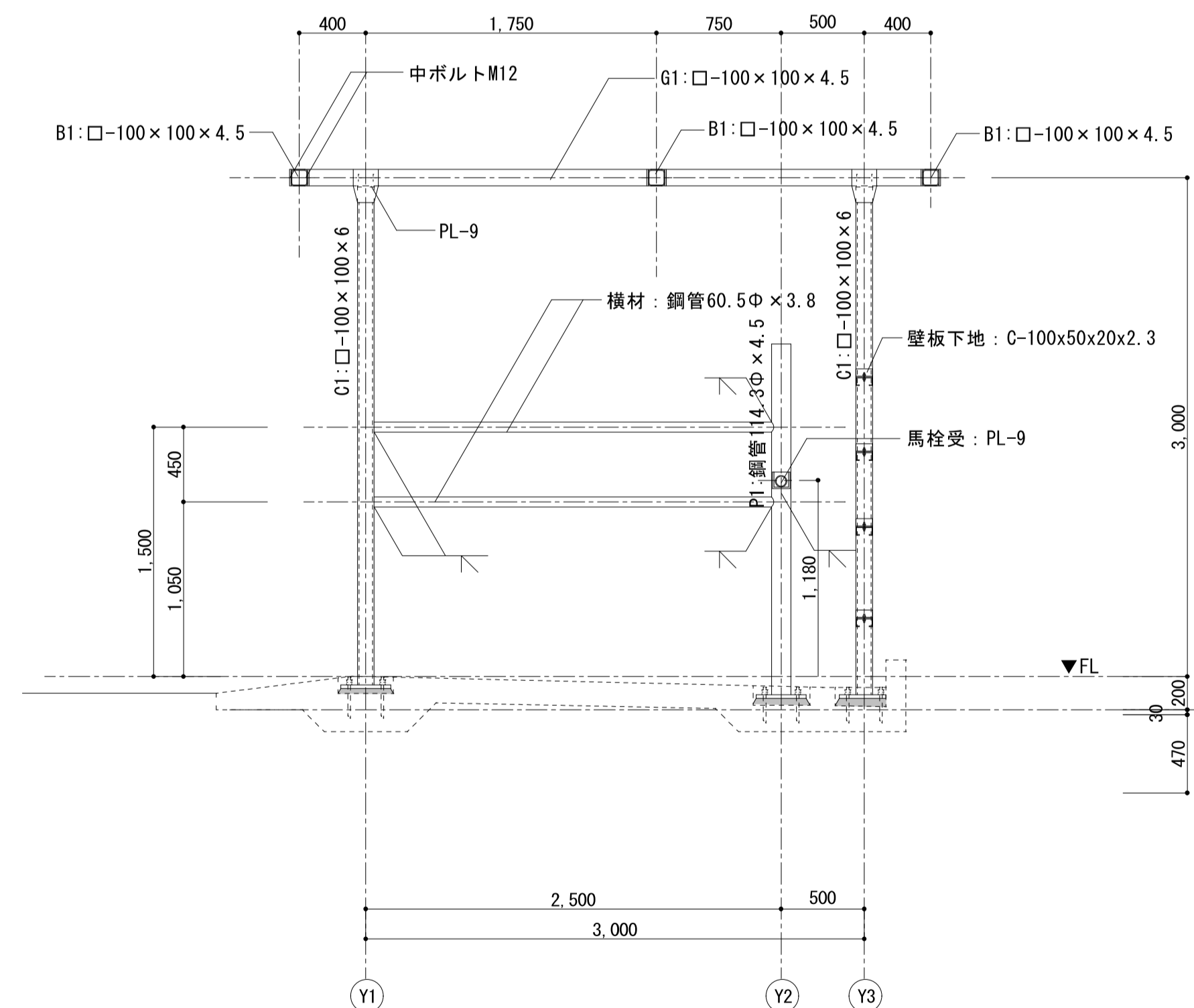
小屋伏図 1:30



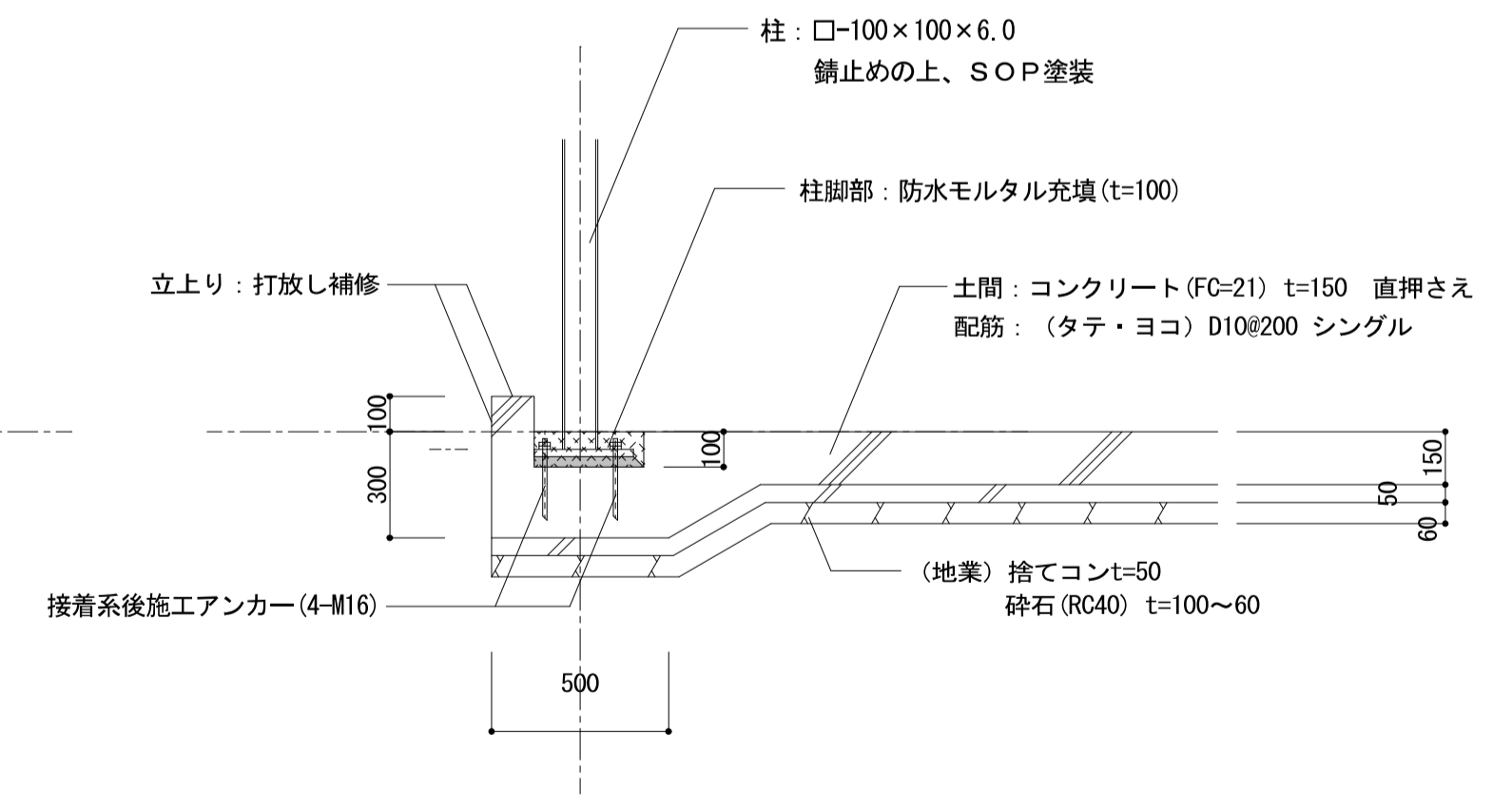
X1通り 架構図 1:30



Y1通り 架構図 1:30



X2通り 架構図 1:30

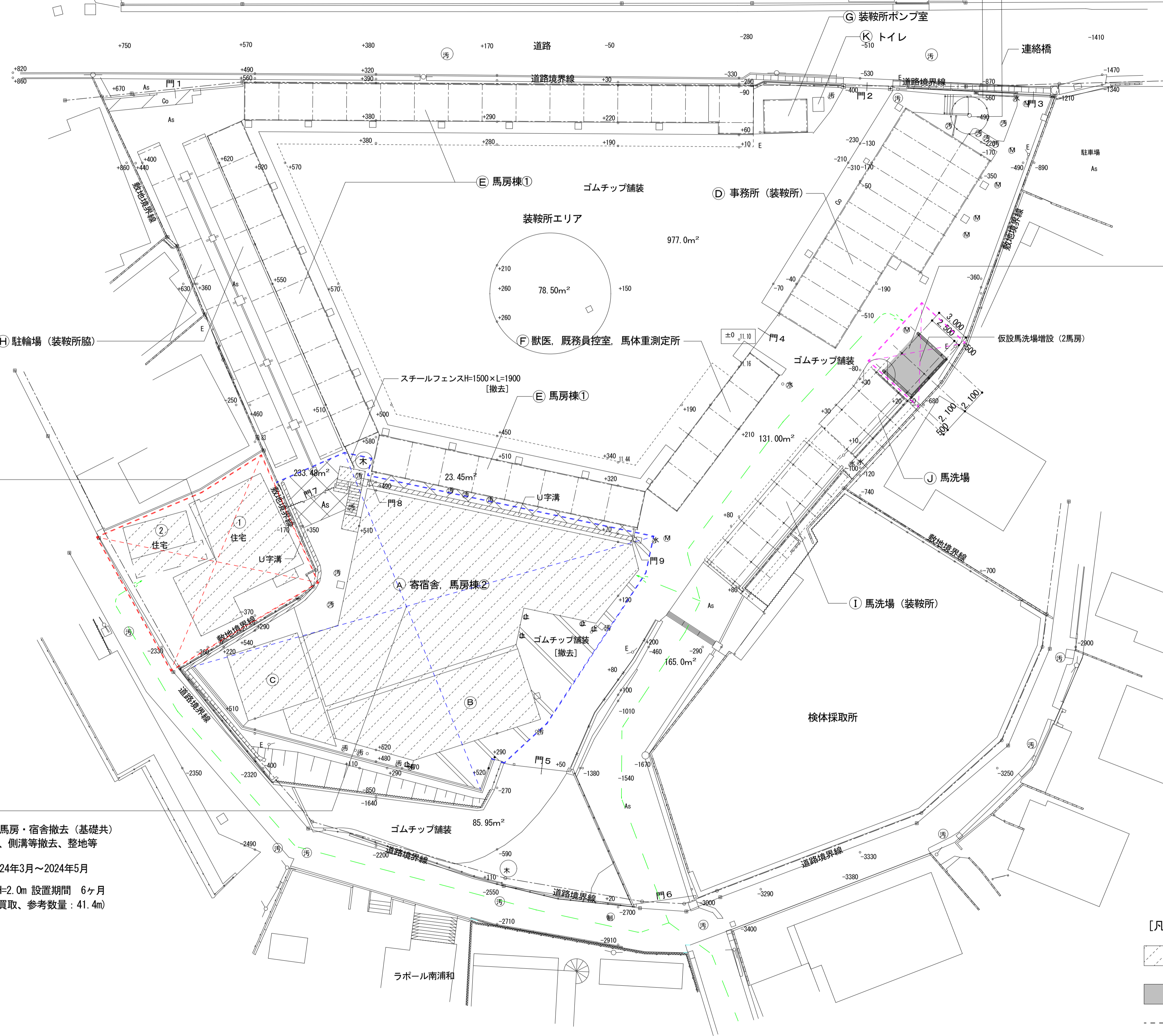
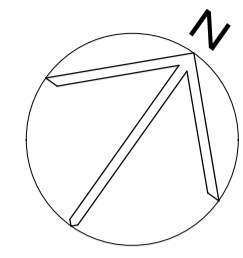


支柱部詳細図 1:20

部材リスト

名称・記号	規格	備考	
柱	C1	□-100×100×6	
	C2	□-100×100×6	
	P1	鋼管114.3Φ×4.5	
梁	G1	□-100×100×4.5	
	B1	□-100×100×4.5	
ブレース	M12 フルブレース(TB付)		
接着系 後施工アンカー	4-M16/1箇所		
接合部プレート	PL-9	溶接	
接合部ボルト (ゴムマット受け用)	中ボルト M12		
横材	鋼管60.5Φ×3.8	溶接	
壁板下地	C-100x50x20x2.3	溶接+ボルト固定	
コンクリート	FC=21 スランプ18		
丸環	100Φ	溶接 4ヶ所	
馬栓棒受	PL-9	溶接	
馬栓棒	単管パイプ Φ50 L=2000	2本	

※特記なき限り鉄骨部材はSS400とする。



工区(1)
 工事概要：既存住宅撤去、既存擁壁撤去
 山留（シートパイル）設置、整地等
 工事期間（予定）：2023年12月～2024年2月
 仮囲い：--- H=2.0m 設置期間 2ヶ月
 （買取、参考数量：53.4m）
 交通誘導員：40人

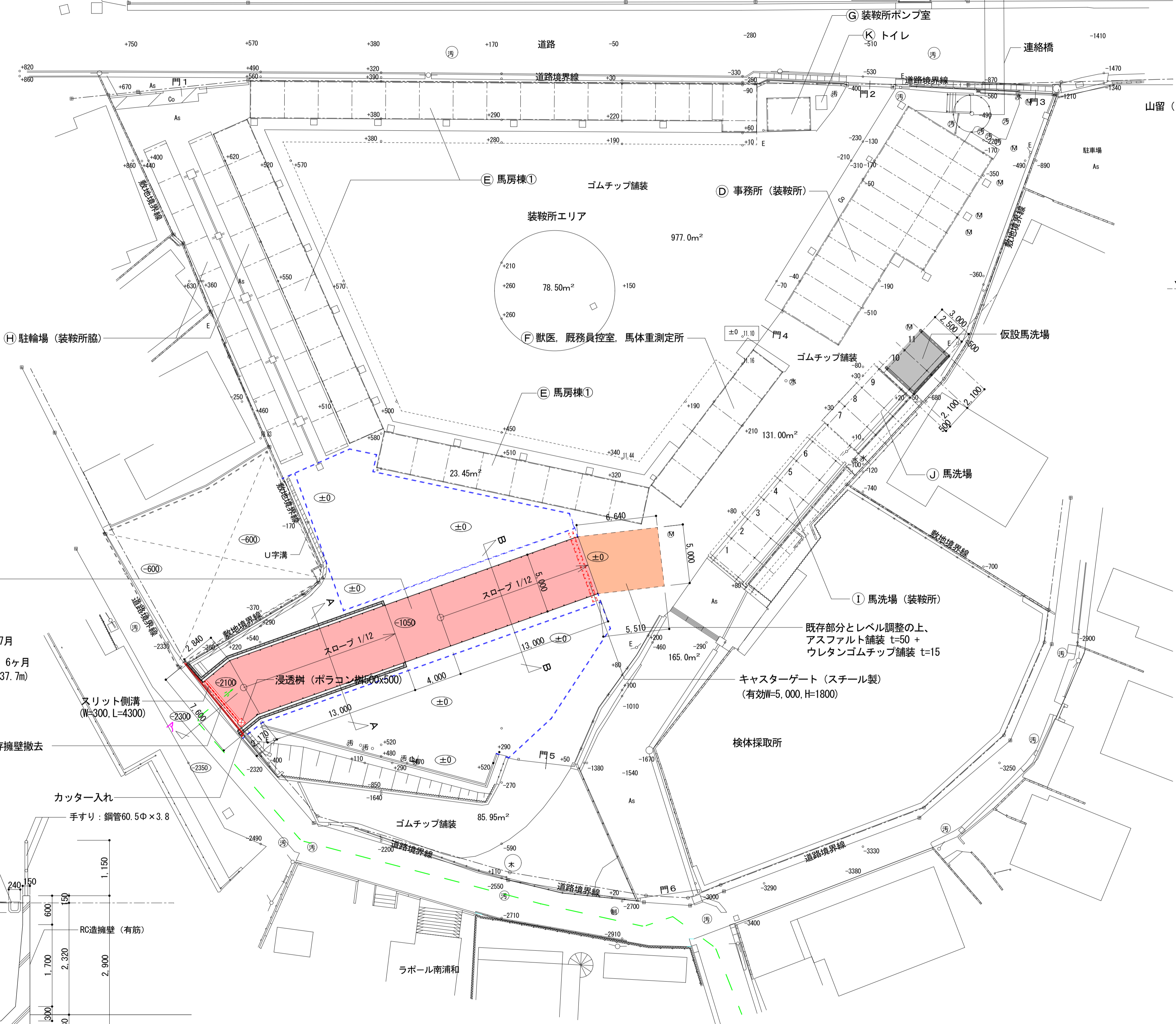
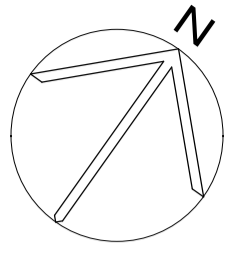
工区(2)
 工事概要：既存待機馬房・宿舍撤去（基礎共）
 外構舗装、側溝等撤去、整地等
 工事期間（予定）：2024年3月～2024年5月
 仮囲い：--- H=2.0m 設置期間 6ヶ月
 （買取、参考数量：41.4m）
 交通誘導員：40人

工区(3)
 工事概要：仮設馬洗い場増設（屋根なし）2馬房
 工事期間（予定）：2024年1月～2024年3月
 仮囲い：--- H=2.0m 設置期間 1ヶ月
 交通誘導員：10人

- [凡例]
- : 既存建築物解体範囲
 - : 仮設馬洗い場増設範囲
 - : 工事期間中仮囲い設置 (H=2.0m程度)
 - : 工事車両動線

配置図 1:200

TP11.10=設計GL±0とする

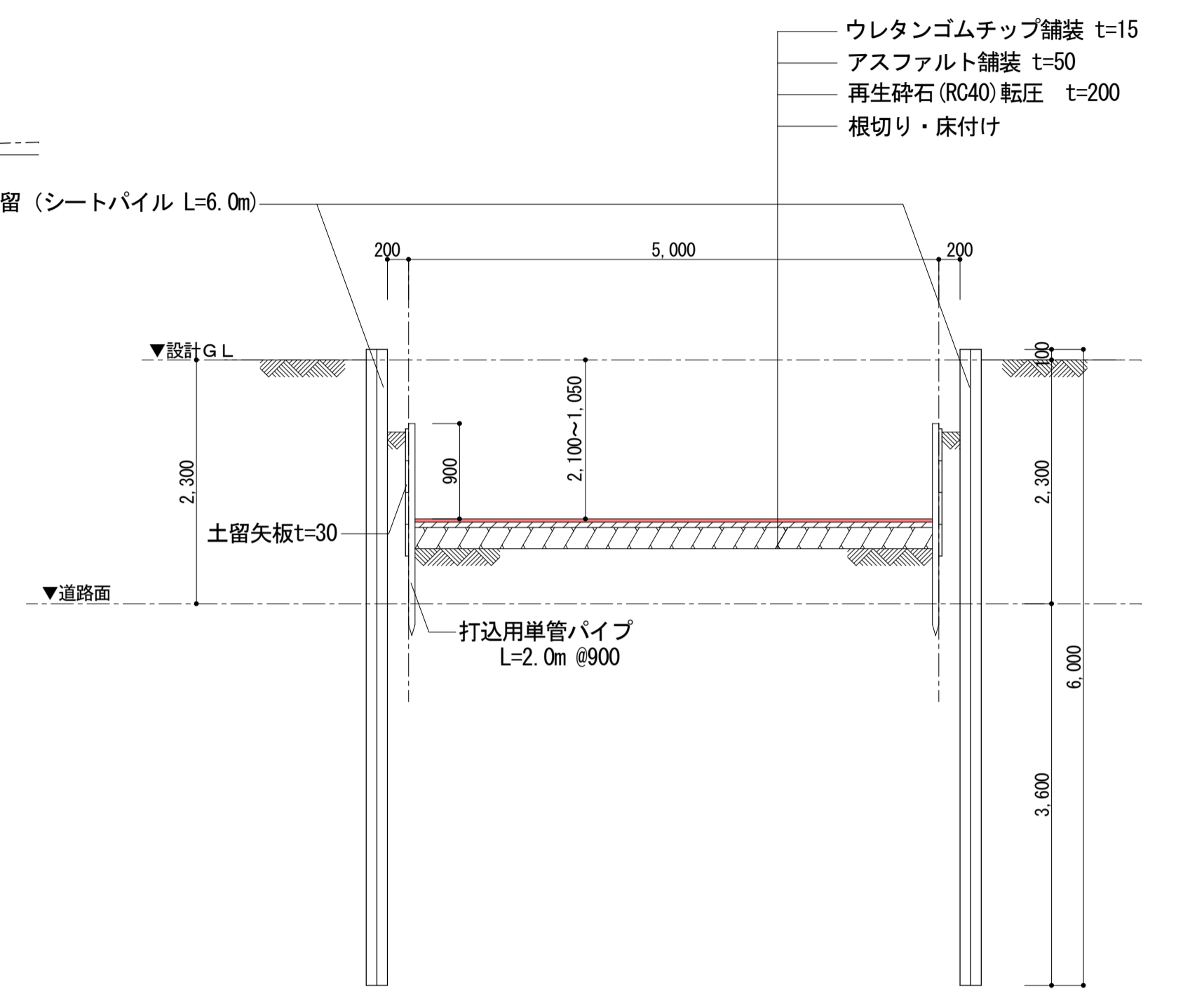


工区 (4)
 工事概要: 既存擁壁撤去
 仮設馬道建設
 工事期間 (予定): 2024年5月~2024年7月
 仮囲い: H=2.0m 設置期間 6ヶ月
 (買取、参考数量: 37.7m)
 交通誘導員: 40人

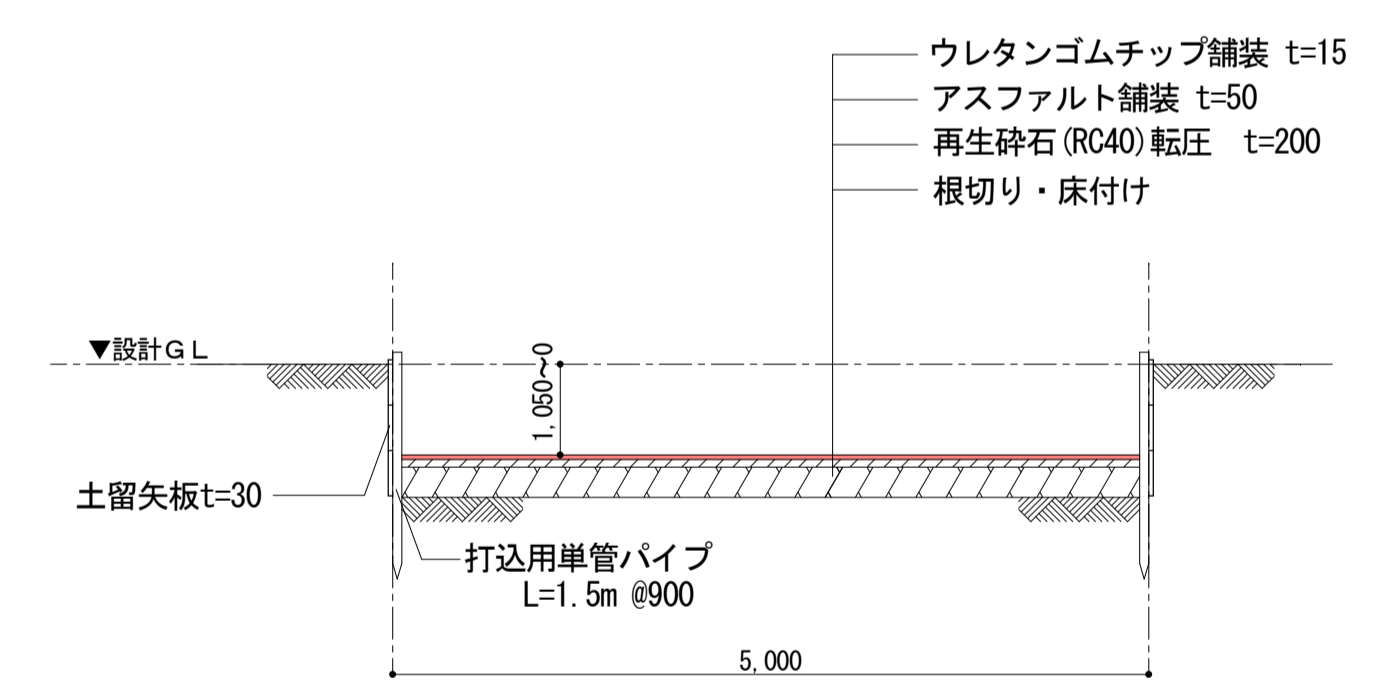
ア部 (擁壁撤去) 詳細図 1/50

配置図 1:200

TP11.10=設計GL±0とする



A-A 断面詳細図 1/50



B-B 断面詳細図 1/50

- [凡例]
- : 仮設馬道建設範囲
 - : 工事期間中仮囲い設置 (H=2.0m程度)
 - : 工事車両動線
 - : 設計GLよりのレベルを示す。